

習志野市新清掃工場建設事業に係る 事業計画概要書

令和5年7月

習志野市

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1-1 事業者の名称	1-1
1-2 代表者の氏名	1-1
1-3 主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2-1
2-1 対象事業の名称	2-1
2-2 対象事業の目的	2-1
2-3 対象事業の内容	2-1
2-3-1 対象事業の種類の詳細	2-1
2-3-2 対象事業が実施されるべき区域の位置	2-1
2-3-3 対象事業の規模	2-5
2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項	2-5
2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業	2-8
2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの	2-8
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1
3-1 自然的状況	3-1
3-1-1 大気質の状況	3-1
3-1-2 気象の状況	3-12
3-1-3 水質の状況	3-17
3-1-4 水象の状況	3-27
3-1-5 水底の底質の状況	3-29
3-1-6 騒音及び超低周波音の状況	3-30
3-1-7 振動の状況	3-36
3-1-8 悪臭の状況	3-38
3-1-9 地形及び地質等の状況	3-38
3-1-10 地盤の状況	3-43
3-1-11 土壌の状況	3-45
3-1-12 植物の生育及び植生の状況	3-49
3-1-13 動物の生息の状況	3-67
3-1-14 生態系の状況	3-89
3-1-15 景観の状況	3-90
3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の状況	3-92
3-2 社会的状況	3-94
3-2-1 人口の状況	3-94
3-2-2 産業の状況	3-95
3-2-3 土地利用の状況	3-96
3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-101
3-2-5 交通の状況	3-106
3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-111

3-2-7	下水道の整備の状況	3-121
3-2-8	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	3-122
3-2-9	その他の事項	3-158

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地

1-1 事業者の名称

習志野市

1-2 代表者の氏名

習志野市長 宮本 泰介

1-3 主たる事務所の所在地

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称

習志野市新清掃工場建設事業（以下、「本事業」という。）

2-2 対象事業の目的

現在、習志野市（以下、「本市」という。）における燃えるごみ等は、平成14年から稼働する芝園清掃工場において処理を行っている。施設は稼働開始後20年以上が経過しており、老朽化が進行している。また、燃えないごみ、粗大ごみ、ビン・缶、ペットボトル等の資源ごみは、併設するリサイクルプラザ（前処理施設）で処理している。リサイクルプラザも稼働開始後、27年を経過しており、本市の安定的なごみ処理を継続していくためには、これらの施設の計画的な更新が必要である。

本市では、市の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について、長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めた「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を令和4年3月に策定しており、この中で、清掃工場の更新の基本的方向性についてとりまとめた。

本事業は、廃棄物焼却等施設に求められる高次の安全性、安定性や公害防止機能、効率的な廃棄物処理機能を確保した新たな清掃工場（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）を建設するものであり、令和14年度の稼働開始を目指す。

2-3 対象事業の内容

2-3-1 対象事業の種類の詳細

廃棄物焼却等施設の設置

2-3-2 対象事業が実施されるべき区域の位置

対象事業が実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」という。）は、図 2-1(1)～(3)に示すとおり、本市南西部の臨海部に位置する。

所在地：千葉県習志野市芝園3丁目2番1号及び同2号

都市計画法における用途地域：準工業地域

区域の面積：約 36,000m²

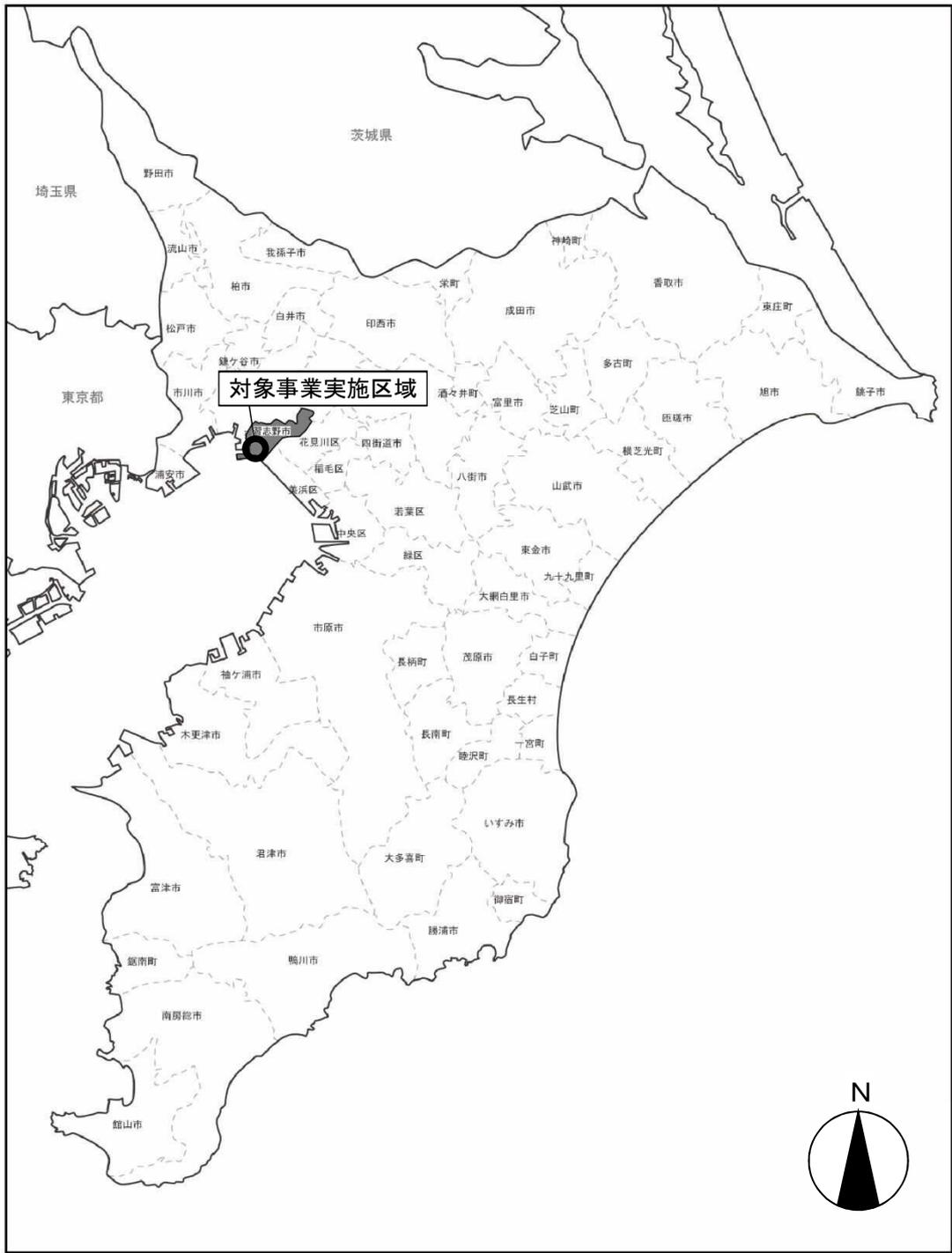
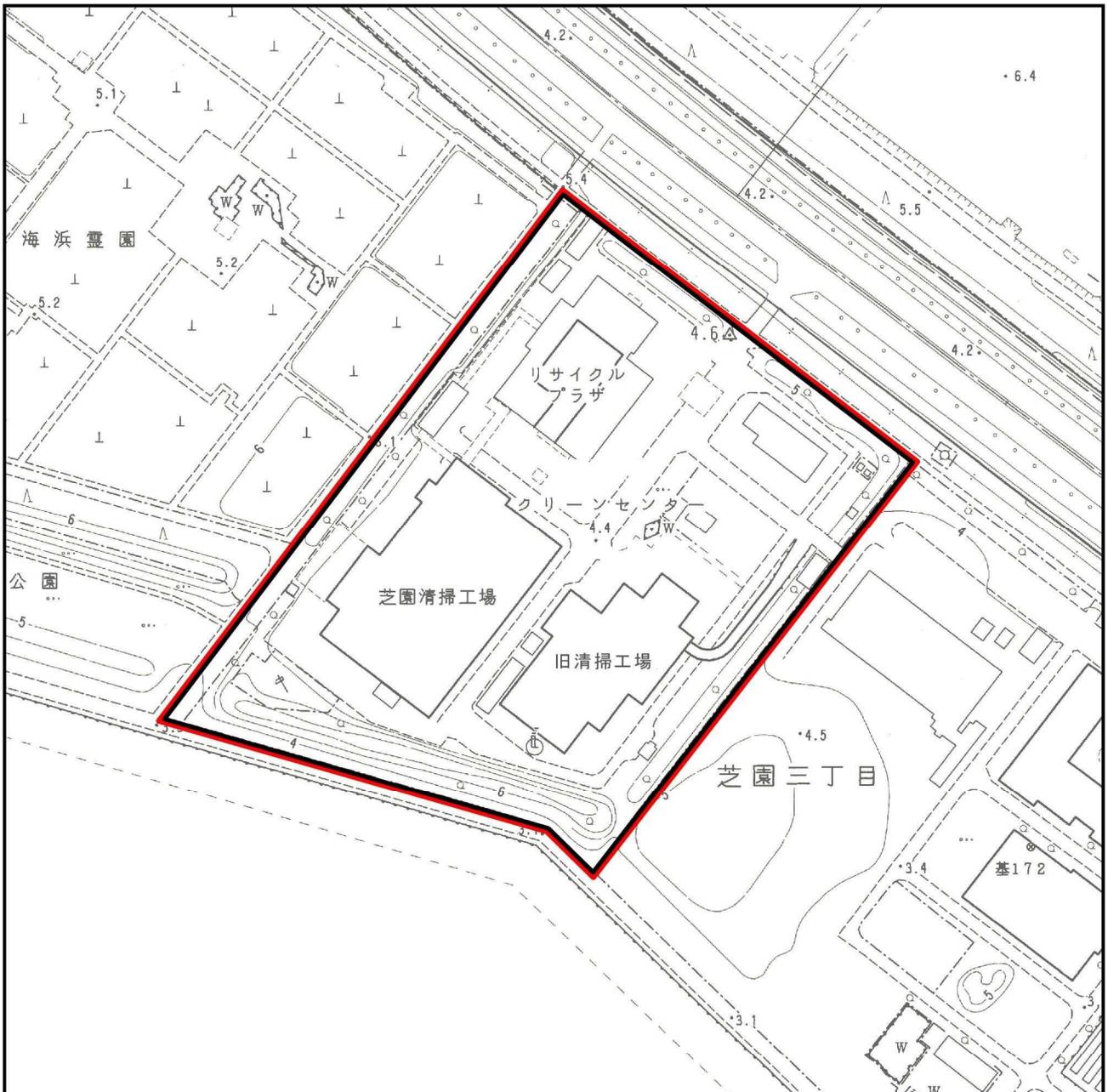
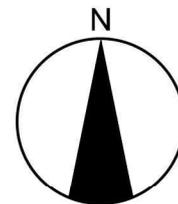


図 2-1(1) 対象事業実施区域 (案内図)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 都市計画決定区域



1:2,500



この地図は習志野市発行の習志野市都市計画図を使用したものである。

図 2-1(3) 対象事業実施区域 (詳細図)

2-3-3 対象事業の規模

本事業において設置する新ごみ処理施設（以下、「本施設」という。）は、燃えるごみ等を処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設と、燃えないごみ・粗大ごみ、ビン・缶、ペットボトル等の選別、圧縮、梱包、保管等を行うマテリアルリサイクル推進施設であり、その計画規模は以下のとおりである。

- エネルギー回収型廃棄物処理施設：219 t/日
- マテリアルリサイクル推進施設：30.2 t/日

表 2-1 エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の計画規模

区分	エネルギー回収型廃棄物処理施設	マテリアルリサイクル推進施設				小計
		燃えないごみ・粗大ごみ	ビン・缶	ペットボトル	容器包装プラスチック	
計画規模	219 t/日	14.7 t/日	5.9 t/日	2.1 t/日	7.5 t/日	30.2 t/日

2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項

1. 土地利用計画

本事業の土地利用計画は、表 2-2及び図 2-2に示すとおりとなっており、対象事業実施区域の面積は約36,000m²である。

建築物等としては、工場棟（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の合棟）、エントランス棟、ストックヤード、計量棟、倉庫を配置し、また、構内道路・駐車場等や緑地の整備を計画している。

エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の作業動線や搬出入動線、ストックヤード及び一般車両動線等の安全を十分に考慮した計画とし、作業動線と見学者及び訪問者の動線をできる限り分離する。

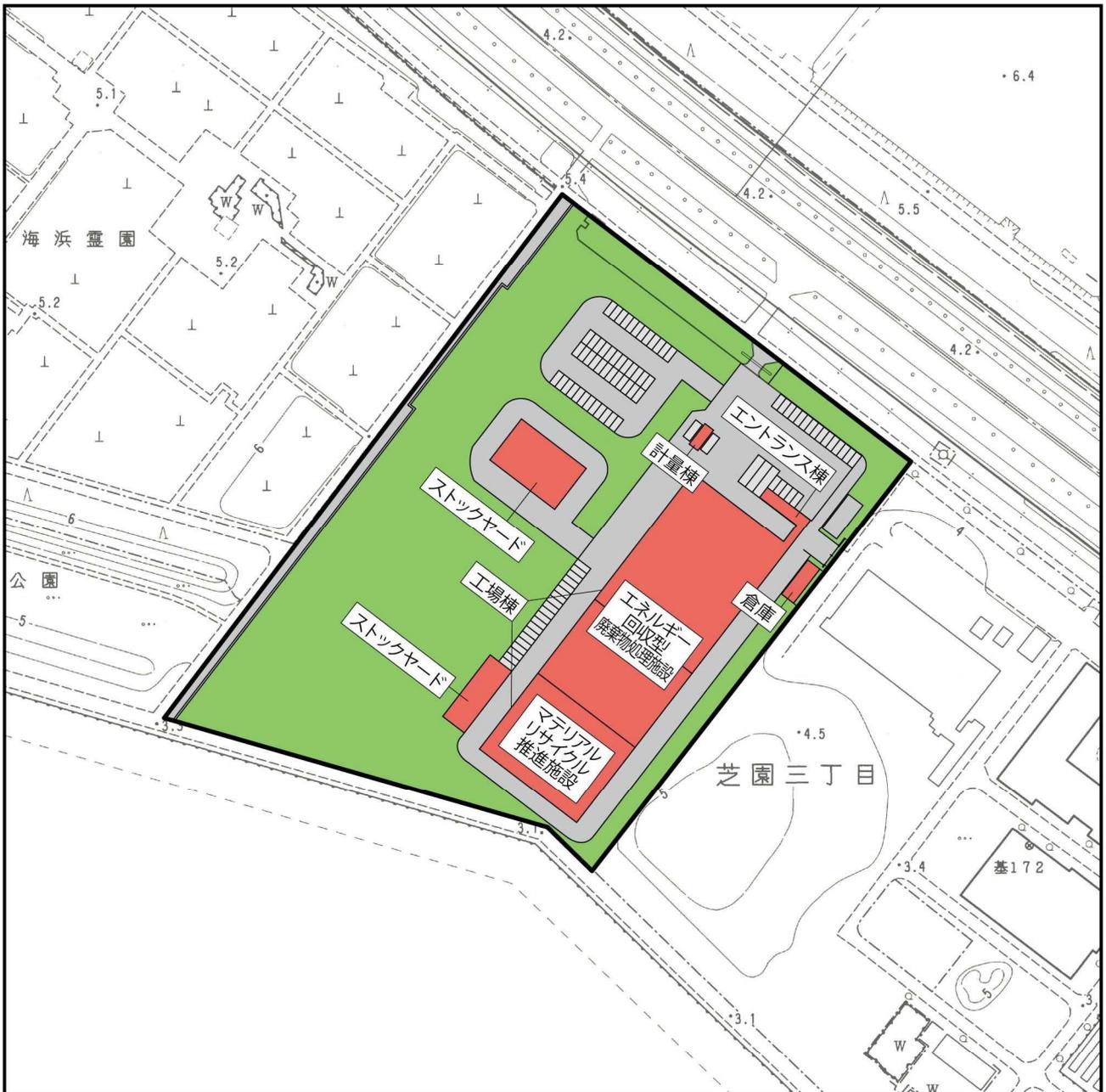
現在、対象事業実施区域内には旧清掃工場が存在しており、旧清掃工場の解体後の跡地に本施設を建設する計画である。また、本施設の稼働開始後に現施設（芝園清掃工場、リサイクルプラザ）を解体し、駐車場等の整備を計画している。

なお、対象事業実施区域は、既にごみ処理場として本市の都市計画に位置付けている。

表 2-2 土地利用計画

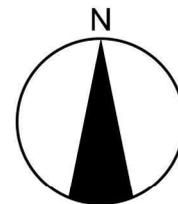
区 分		面積 (m ²)	構成比 (%)
建築物等	工場棟	約6,100	16.9
	エントランス棟	約 100	0.3
	ストックヤード	約 900	2.5
	計量棟	約 40	0.1
	倉庫	約 100	0.3
	計	約7,240	20.1
構内道路・駐車場等		約9,560	26.6
緑地		約19,200	53.3
合計		約36,000	100.0

注) 構成比は、敷地全体に対する比率を記載している。



凡例

- 対象事業実施区域
- 建築物等
- 構内道路・駐車場等
- 緑地



1:2,500



この地図は習志野市発行の習志野市都市計画図を使用したものである。

図 2-2 土地利用計画

2. ごみ処理施設の概要

(1) 対象ごみの種類

本施設における処理対象物は表 2-3に、計画処理量は表 2-4に示すとおりである。

エネルギー回収型廃棄物処理施設では、燃えるごみ、処理残渣等、下水汚泥及び災害廃棄物を、マテリアルリサイクル推進施設では、燃えないごみ、粗大ごみ、ビン・缶、ペットボトル、容器包装プラスチック及び災害廃棄物を処理する計画である。計画処理量は、「習志野市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月 習志野市）に示す目標年度の令和13年度における処理量として、48,214t/年を見込んでいる。

また、計画ごみ質は、表 2-5に示すとおりである。

表 2-3 本施設における処理対象物

施設	処理対象物
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	燃えるごみ、処理残渣等、下水汚泥、災害廃棄物
マテリアルリサイクル 推進施設	燃えないごみ、粗大ごみ、ビン・缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、災害廃棄物

表 2-4 計画処理量

区分	計画処理量 (t/年)
燃えるごみ、処理残渣等	44,219
下水汚泥	3,995
合計	48,214

表 2-5 計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量	kJ/kg	6,800	11,200	15,600	
	kcal/kg	1,600	2,700	3,700	
三成分	水分	%	55.8	40.7	25.7
	灰分	%	5.5	7.5	9.3
	可燃分	%	38.7	51.8	65.0
単位体積重量	kg/m ³	116	95	74	

注) 現施設のごみ質の最新の分析結果（平成30年度～令和4年度）を基に、現在、燃えるごみに含めているプラスチックを将来的に分別回収することを加味して設定した。

(2) 処理方式等

エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式については、今後、検討を進め、令和5年度中に1方式に決定することを予定している。なお、検討にあたっては、ごみ焼却方式、ガス化熔融方式を候補としている。

3. 用水の種類

本事業における用水として生活用は水道水、プラント用は工業用水を使用する。

2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業

本事業と密接に関連し一体的に行われる事業はない。

2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの

1. 一般廃棄物処理基本計画

(1) 基本理念

習志野市では循環型社会の一員となるべく、“持続可能な清掃行政をめざす10年計画”として令和4（2022）年度から令和13（2031）年度を計画期間として本計画を策定しました。

(1) 基本理念

本市では持続可能な循環型社会を構築し、市民・事業者・市が一体となって取り組むとともに、すべての主体がごみ処理に参加し、それぞれの役割を果たし、環境負荷のできる限り少ないごみ処理体系の実現を目指します。

持続可能な清掃行政をめざす10年計画

(2) 基本方針

持続可能な循環型社会の構築を目指して、本計画では、以下に示す3つの基本方針を定めます。

本市における環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築には、従来の3R（Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化））を推進しつつも、脱炭素社会に向け、より環境への負荷が少ない2R（Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用））優先を明確にした施策の転換を図る必要があります。

また、廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、廃棄物の排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進める観点から一般廃棄物処理の受益者負担を求めます。

基本方針1：環境負荷の少ない循環型社会の構築

2R施策を拡充し、ごみを減らし、環境負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

基本方針2：適正処理の推進

廃棄物の安全・安定的な適正処理体制の更なる推進を図ります。

基本方針3：ごみ処理に対する受益者負担の制度導入

一般廃棄物処理に関して、排出量に応じた処理経費負担の公平化を、あらゆる角度から検証し、適正負担を求めます。

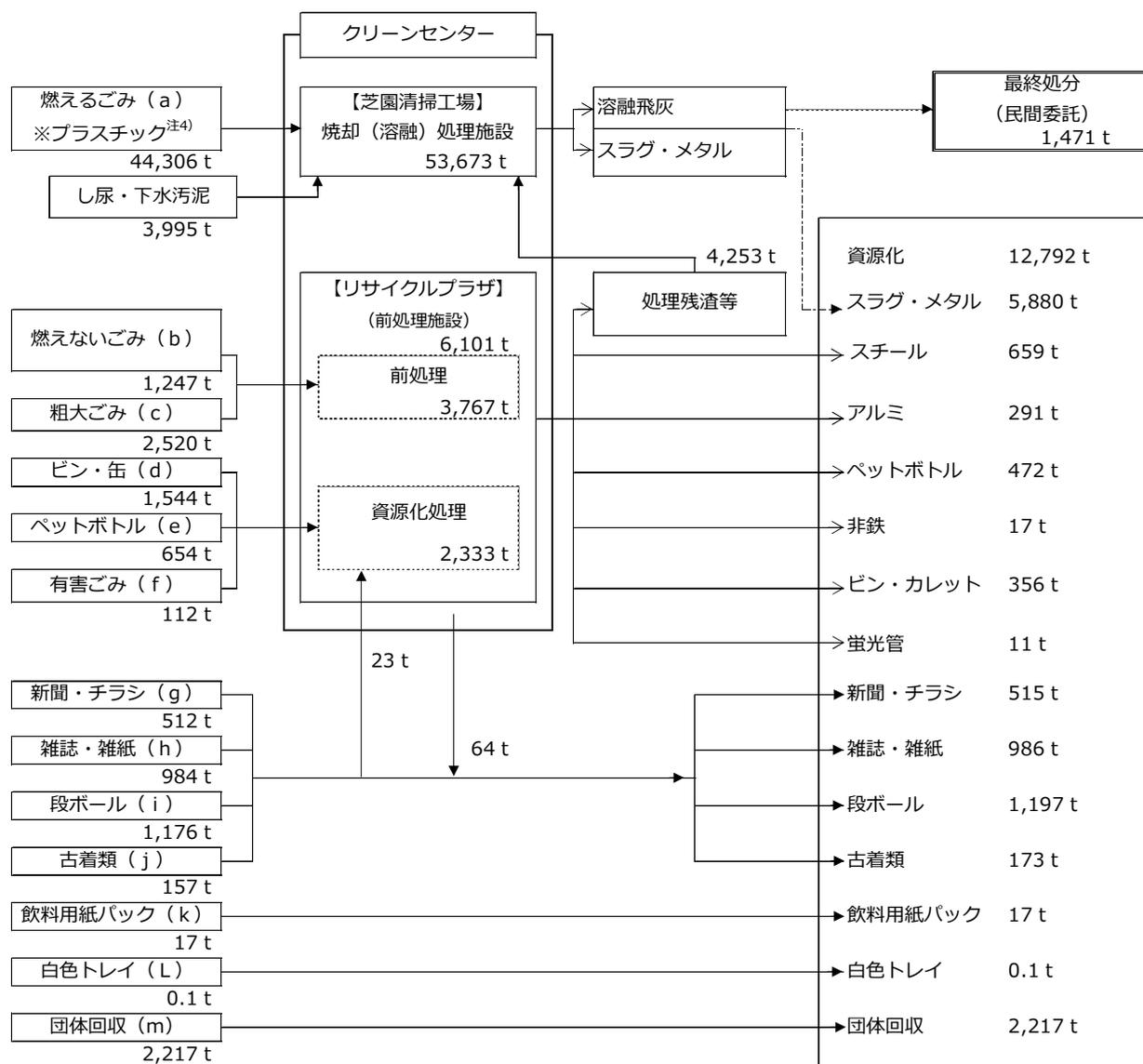
出典：「習志野市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月 習志野市）

(2) ごみ処理の流れ

現在（令和元年度）のごみ処理の流れは図 2-3に、クリーンセンターでのごみ処理の流れは図 2-4に示すとおりである。

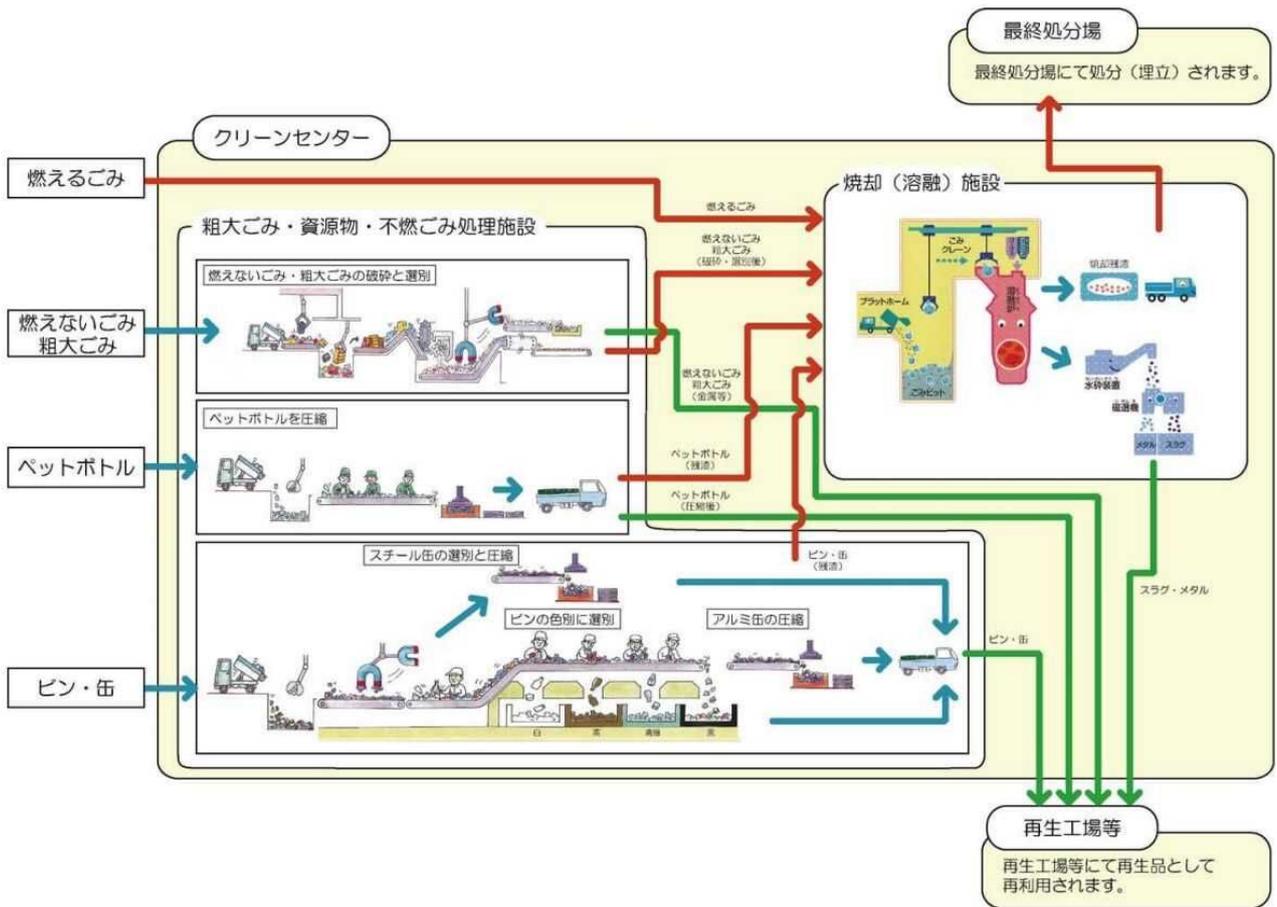
本市で、市民、事業者から排出されるごみの流れは主にクリーンセンターで中間処理して、最終処分されるもの、資源化されるものとクリーンセンターを経由せず直接資源化されるものがある。

なお、現在、燃えるごみに含めているプラスチックは将来的に分別回収し、資源化を図る計画としている。



注1) クリーンセンターでの処理の流れにはし尿・下水汚泥を含む。
 注2) 芝園清掃工場焼却（溶融）処理量にはピット含水量等を含む。
 注3) 合計量と内訳量は端数処理（四捨五入）の関係で一致しない場合がある。
 注4) 現在、燃えるごみに含めているプラスチックは将来的に分別回収し、資源化を図る計画としている。
 出典：「習志野市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月 習志野市）を基に作成

図 2-3 ごみ処理の流れ（令和元（2019）年度実績）



出典：「習志野市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月 習志野市）

図 2-4 クリーンセンターのごみ処理の流れ（主な品目）

(3) ごみ処理状況

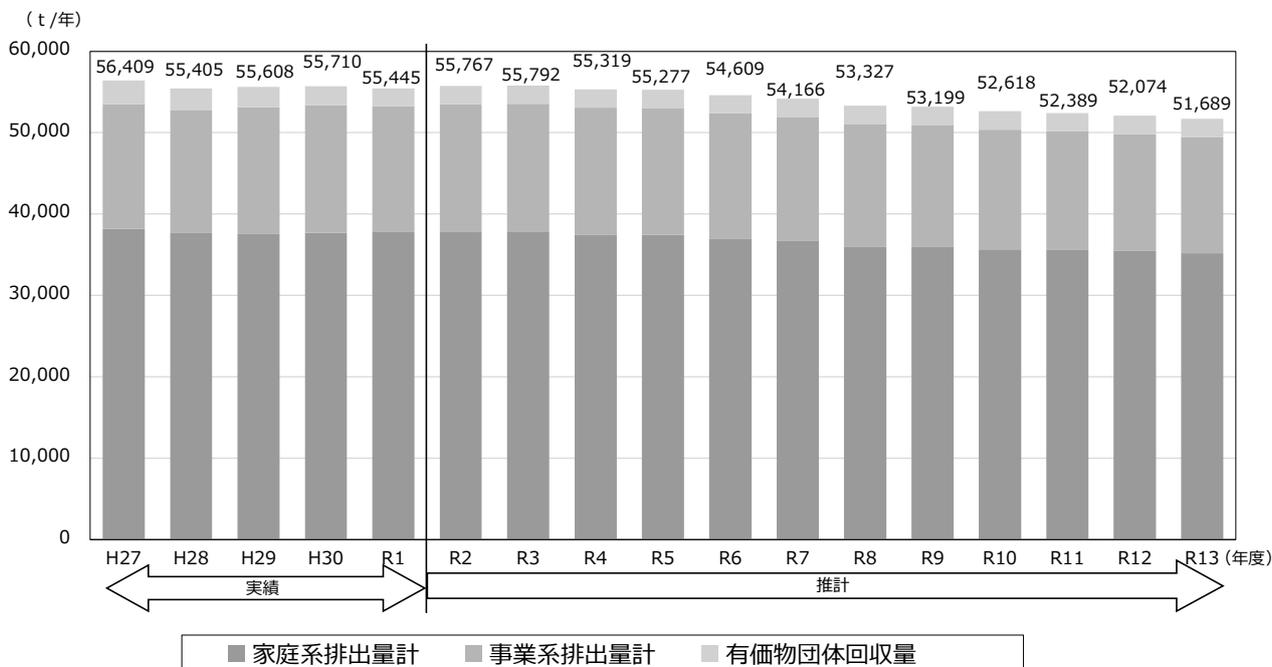
ごみ排出量の実績と減量目標を達成した場合の予測は、表 2-6及び図 2-5に示すとおりである。

表 2-6 ごみ排出量の実績と予測（減量目標を達成した場合）

単位：t/年

			実績					推計												
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
家庭系	収集	燃えるごみ	30,382	30,131	30,055	30,044	30,063	30,118	30,102	29,714	29,733	29,087	28,778	27,881	27,850	27,489	27,441	27,314	27,094	
		燃えないごみ	1,183	1,096	1,077	1,120	1,144	1,153	1,155	1,156	1,160	1,157	1,157	1,156	1,1159	1,154	1,153	1,151	1,152	
		粗大ごみ	347	339	352	391	419	384	385	385	387	386	386	385	386	385	384	384	384	
		有害ごみ	109	108	104	101	112	128	128	128	129	129	129	128	129	128	128	128	128	
		資源物	5,112	4,949	4,917	4,958	4,995	4,934	4,942	4,990	5,006	5,186	5,199	5,416	5,426	5,431	5,424	5,415	5,377	
	搬入	燃えるごみ	38	61	87	99	69	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	
		燃えないごみ	12	28	21	22	15	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
		粗大ごみ	1,009	957	911	968	1,039	961	963	963	966	964	964	964	965	962	961	959	960	
	計			38,192	37,669	37,524	37,703	37,856	37,761	37,758	37,419	37,464	36,992	36,696	36,013	35,998	35,632	35,574	35,434	35,178
	事業系	燃えるごみ	13,714	13,678	14,288	14,468	14,173	14,482	14,505	14,368	14,270	14,083	13,936	13,782	13,661	13,460	13,293	13,123	12,991	
燃えないごみ		140	117	95	76	88	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64		
粗大ごみ		1,418	1,217	1,167	1,099	1,062	1,153	1,155	1,156	1,160	1,157	1,157	1,156	1,159	1,154	1,153	1,151	1,152		
資源物		48	47	48	53	49	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64		
計		15,320	15,059	15,598	15,696	15,372	15,763	15,788	15,652	15,558	15,368	15,221	15,066	14,948	14,742	14,574	14,402	14,271		
有価物団体回収量			2,897	2,677	2,486	2,311	2,217	2,243	2,246	2,248	2,255	2,249	2,249	2,248	2,253	2,244	2,241	2,238	2,240	
ごみ総排出量合計			56,409	55,405	55,608	55,710	55,445	55,767	55,792	55,319	55,277	54,609	54,166	53,327	53,199	52,618	52,389	52,074	51,689	

出典：「習志野市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月 習志野市）を基に作成



出典：「習志野市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月 習志野市）を基に作成

図 2-5 ごみ排出量の実績と予測（減量目標を達成した場合）

2. 建築計画

建築計画の概要は表 2-7に示すとおりである。今後、建築計画の検討を進め、より具体的な内容を準備書において明らかにしていく。

煙突高さは58mとし、構造物の基礎については、設置する場所の地盤支持力等を十分考慮して計画する。

表 2-7 建築計画の概要

項目	建築面積 (m ²)	備考	
建築物等	工場棟	約6,100	想定される建築面積
	エントランス棟	約 100	
	ストックヤード	約 900	
	計量棟	約 40	
	倉庫	約 100	既存建築物
	合計	約7,240	—
煙突	—	煙突高さ58m	

3. 処理方式の概要及び処理の流れ

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

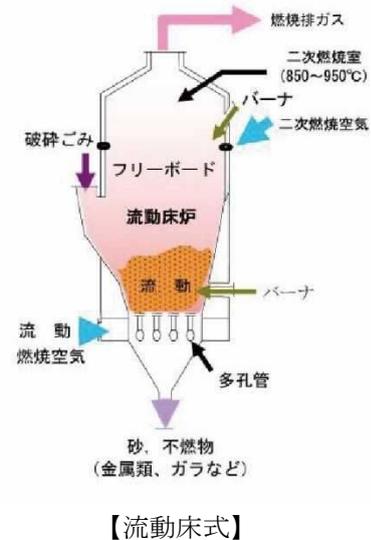
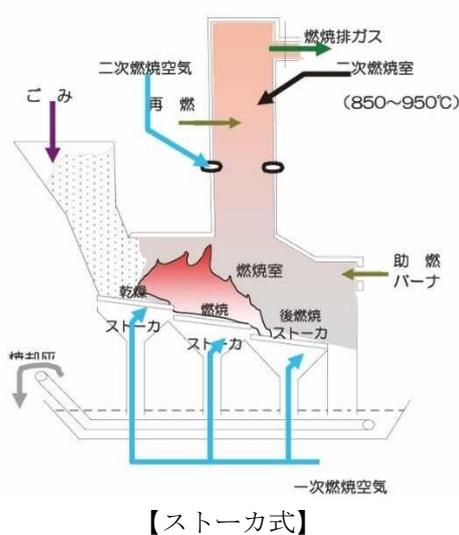
① 処理方式の概要

処理方式の概要を表 2-8(1)～(3)に示す。

なお、ごみ処理方式については、ごみ焼却方式、ガス化溶融方式を候補に検討を進め、今後、1方式に決定する計画である。ここでは、千葉県環境影響評価条例の対象となる、ごみ焼却方式（ストーカ式、流動床式）及びガス化溶融方式（キルン式、流動床式、シャフト炉式）について記載する。

表 2-8(1) 処理方式の概要（ごみ焼却方式）

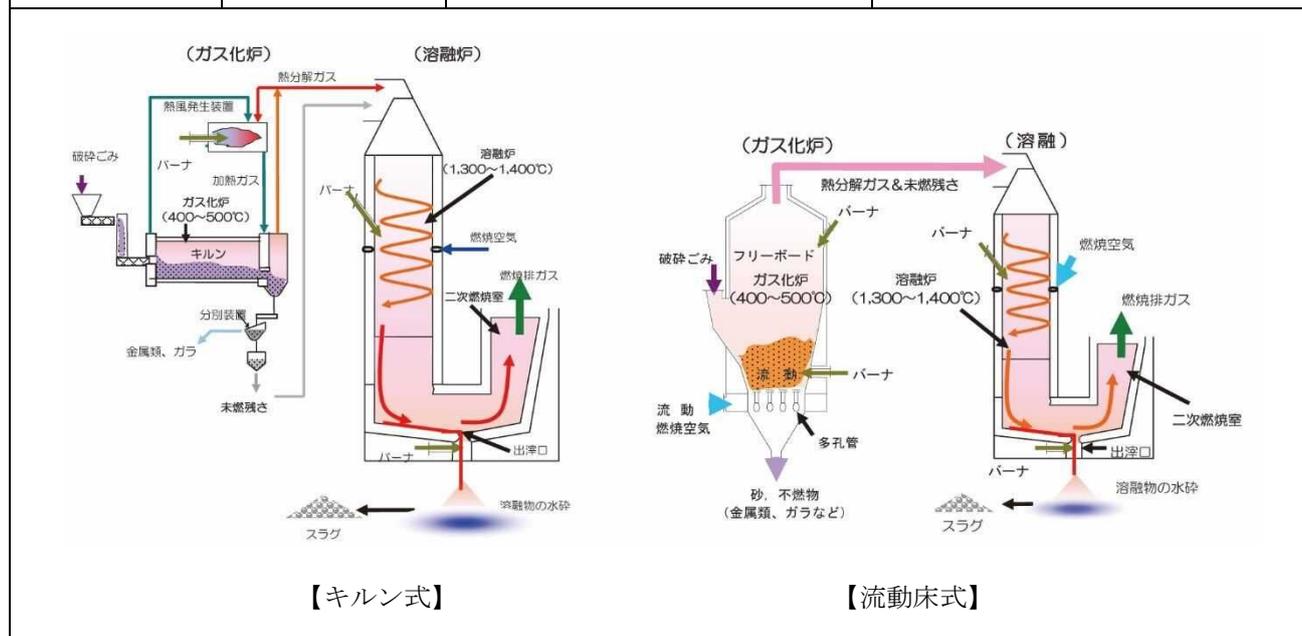
処理方式	種類（形式）	概要	特徴
ごみ焼却方式	ストーカ式	火格子の駆動により、投入したごみを一定時間で乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次送り、この間、火格子下部から送りこまれる熱風、炉内の火炎及び炉壁からの輻射熱により焼却処理される方式である。	<ul style="list-style-type: none"> 国内において一番歴史が長く、実績も多い。 燃焼は緩やかで、安定燃焼するため、助燃材は必要ない。 ごみホップの入口サイズ以下であれば、破碎する必要はない。
	流動床式	炉内に砂を充填し、炉底部から燃焼用兼流動用の熱風を供給して炉内の砂を熱し流動させ、ごみを燃焼する方式である。	<ul style="list-style-type: none"> 低カロリーから高カロリーまで適用範囲が広がる。 乾燥、燃焼を瞬時に行うため、高水分の廃棄物も比較容易に処理できる。 前処理破碎が必要となる。 飛灰が多くなる。 短時間燃焼のため排ガス量の変動が大きくなる。



出典：「習志野市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月 習志野市）

表 2-8(2) 処理方式の概要 (ガス化溶融方式)

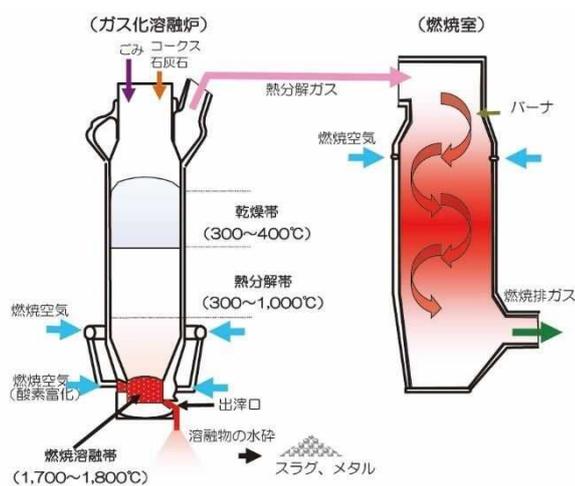
処理方式	種類 (形式)	概要	特徴
ガス化溶融 処理方式	キルン式	横型円筒回転炉により、廃棄物を空気遮断し、間接加熱して熱分解ガスと熱分解残渣に分離する。熱分解ガスを熱源として巡回式燃焼溶融炉にて溶融を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・溶融炉内は 1,300℃程度の高 温で燃焼しており、ダイオキ シン類は分解されて少なく なる。 ・鉄等は未酸化の状態 で回収できるため、有価性が高くなる。 ・飛灰以外は全てスラグ となり、減容化が図れる。 ・前処理は破碎と選別 が必要となる。
	流動床式	ごみを流動式の熱分解炉で ごみの部分燃焼による熱で熱 分解ガスと熱分解残渣に分離 し、熱分解残渣のうち不燃物 は炉底から排出して、熱分解 ガスと未燃カーボンとともに 溶融炉へ送り込み、燃焼溶融 させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・低カロリーから高カロリーま で適用範囲が広がる。 ・未燃分が極めて少なくなる。 ・前処理破碎が必要となる。 ・塩類等の低融点成分を多く含 むものは適さない。 ・飛灰が多くなる。 ・短時間燃焼のため排ガス量 の変動が大きくなる。



出典：「習志野市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月 習志野市)

表 2-8(3) 処理方式の概要（ガス化溶融方式）

処理方式	種類（形式）	概要	特徴
ガス化溶融 処理方式	シャフト式	ごみとともにコークス、石灰石を高炉形状の堅型炉上部から投入する。ごみは下部に行くに従い、乾燥、予熱、燃焼及び溶融の工程を経た後、不燃物はすべて溶融状態で炉底部より排出され、熱分解ガスは、後段の燃焼室で燃焼する。	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等不燃物の混入には最も適している。 ・溶融炉内は 1,300℃程度の高温で燃焼しており、ダイオキシン類は分解されて少なくなる。 ・ごみの前処理は必要ない。 ・メタルとして金属回収するため、金属の単体回収ができない。 ・コークスや石灰石などの副資材を必要とする。 ・コークス等の外部燃料に起因する CO₂ の発生がその分多くなる。 ・コークスの購入額単価の変動がある。



【シャフト式】

出典：「習志野市一般廃棄物処理基本計画」（令和 4 年 3 月 習志野市）

② 処理の流れ

ア. ごみ焼却方式（ストーカ式、流動床式）

（ア）受入供給設備

廃棄物は、計量後にプラットホームからごみピットに投入する。ごみピットの廃棄物は十分に攪拌のうえ、ごみクレーンによりホッパへ投入する。

なお、粗大ごみはマテリアルリサイクル推進施設で処理を行ったうえで、ごみピットに投入する。

（イ）焼却設備

焼却炉（ストーカ式、流動床式）に供給した廃棄物は、高温の燃焼温度において焼却する。その後、排ガスは燃焼室において完全燃焼する。滞留時間は2秒以上、温度は850℃以上とする。

（ウ）熱回収設備

焼却設備出口に廃熱ボイラを設置して高温の排出ガスから廃熱回収を行い、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電する。

また、発電のほか、場内給湯等にも有効利用する。

（エ）排出ガス処理設備

排出ガス中の主な汚染物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）を除去するために、減温塔、バグフィルタ（ろ過式集じん器）、触媒脱硝設備等を組み合わせた排出ガス処理設備を設け、これにより排出ガスの自主基準値を遵守する。

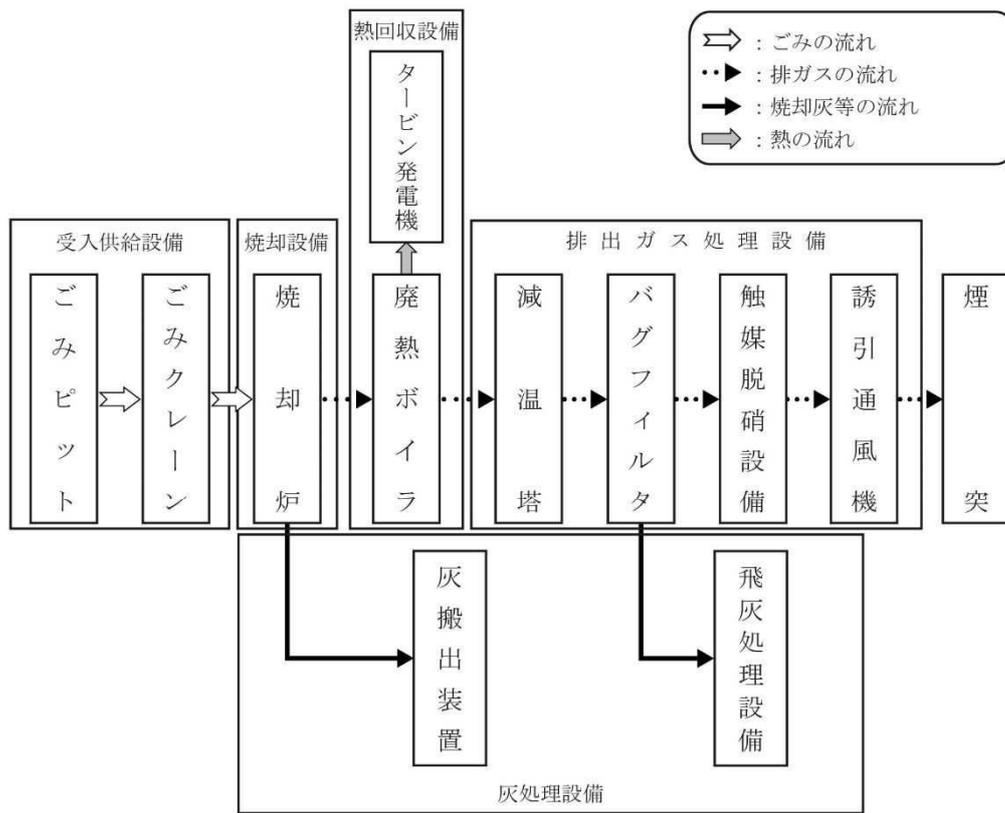
（オ）灰処理設備

排出された焼却灰は、灰搬出装置により移送し冷却を行った後、焼却灰ピットへ貯留する。

また、バグフィルタ（ろ過式集じん器）で捕集された飛灰は、飛灰処理設備（薬剤処理）により安定化を行い、飛灰処理物ピットへ貯留する。

上記の焼却灰、飛灰処理物は場外へ搬出する。

<処理の流れ>



<配置イメージ>

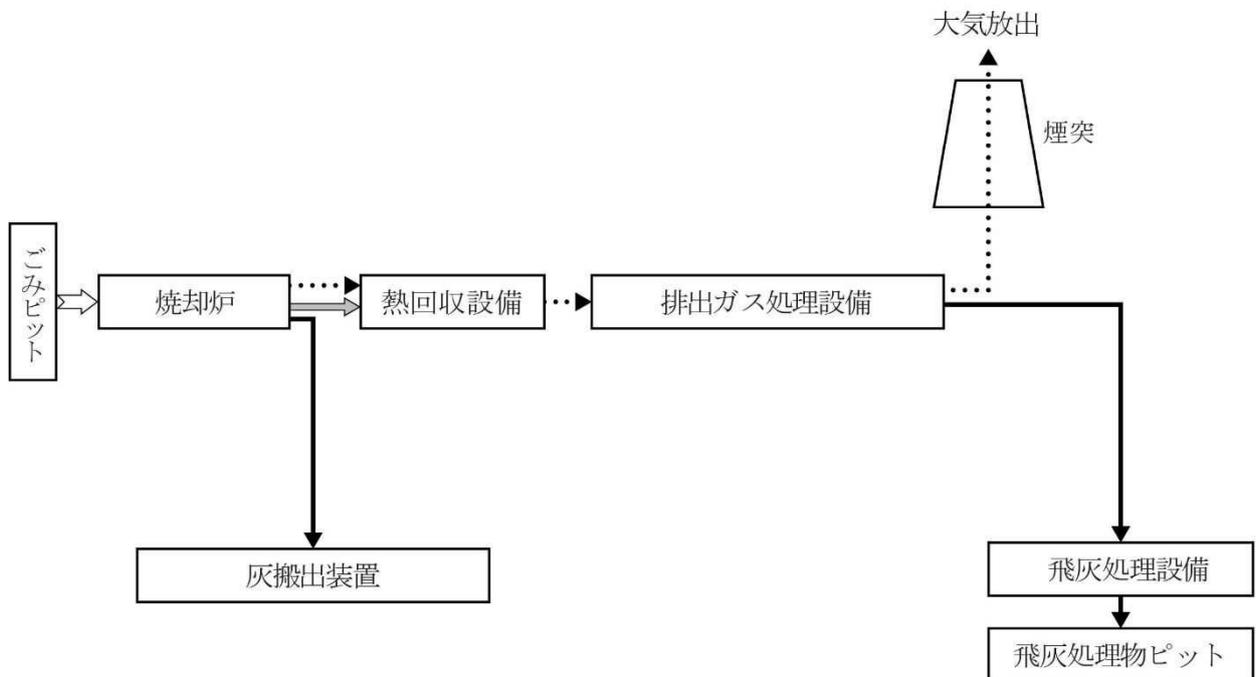


図 2-6 処理フローの概要 (エネルギー回収型廃棄物処理施設 : ごみ焼却方式)

イ. ガス化溶融方式（キルン式、流動床式、シャフト炉式）

（ア）受入供給設備

廃棄物は、計量後にプラットホームからごみピットに投入する。ごみピットの廃棄物は十分に攪拌のうえ、ごみクレーンによりホッパへ投入する。

なお、粗大ごみはマテリアルリサイクル推進施設で処理を行ったうえで、ごみピットに投入する。

（イ）溶融設備

ガス化溶融炉（キルン式、流動床式、シャフト炉式）に供給した廃棄物は、炉下部からの熱風により乾燥され、さらに高温状態でガス化及び炭化された後、1,650～1,800℃程度の高温で溶融される。

また、ガス化溶融炉から出た可燃性の熱分解ガスは、2次燃焼室において完全燃焼する。滞留時間は2秒以上、温度は850℃以上とする。

（ウ）熱回収設備

溶融設備出口に廃熱ボイラを設置して高温の排出ガスから廃熱回収を行い、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電する。

また、発電のほか、場内給湯等にも有効利用する。

（エ）排出ガス処理設備

排出ガス中の主な汚染物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）を除去するために、減温塔、バグフィルタ（ろ過式集じん器）、触媒脱硝設備等を組み合わせた排出ガス処理設備を設け、これにより排出ガスの自主基準値を遵守する。

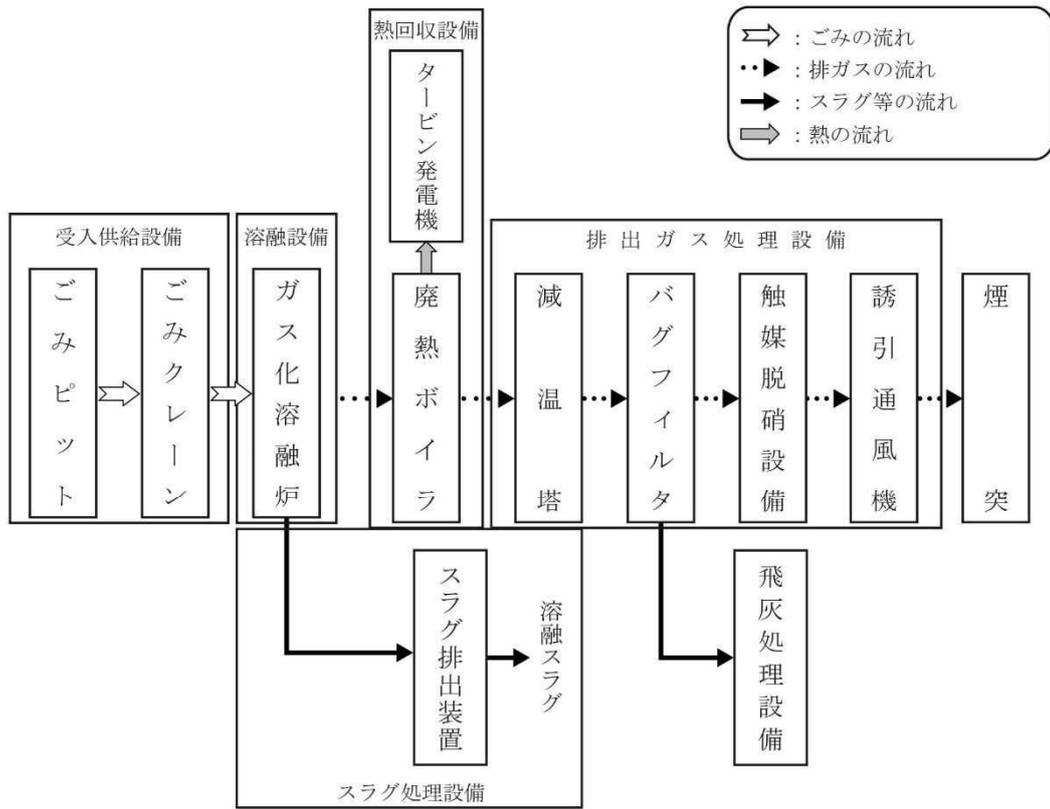
（オ）スラグ処理設備

溶融物は、水砕槽で冷却され、スラグは破砕状態となる。

（カ）飛灰処理設備

バグフィルタ（ろ過式集じん器）で捕集された飛灰は、飛灰処理設備（薬剤処理）により安定化を行い、飛灰処理物ピットへ貯留し、場外へ搬出する。

<処理の流れ>



<配置イメージ>

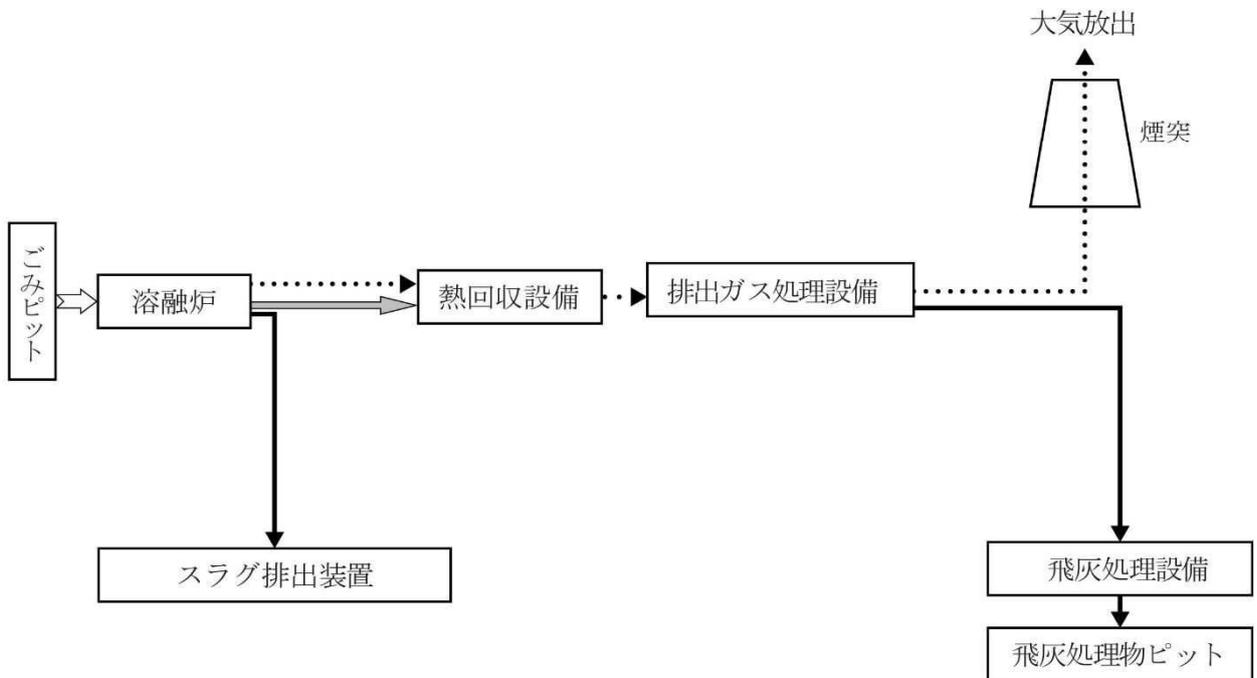


図 2-7 処理フローの概要（エネルギー回収型廃棄物処理施設：ガス化溶融方式）

(2) マテリアルリサイクル推進施設

① 処理方式の概要

マテリアルリサイクル推進施設における処理の概要は、表 2-9に示すとおりである。

表 2-9 マテリアルリサイクル推進施設の概要

項目	処理方法	主な設備
燃えないごみ・粗大ごみ	袋又は容器無しで収集し、破碎後に、鉄類とアルミ類を選別し、再生利用業者に再生委託。選別後に残った残渣はエネルギー回収型廃棄物処理施設で処理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入ヤード ・破碎機 ・アルミ選別機 ・受入・供給コンベア ・磁力選別機 ・搬出ヤード
ビン	袋で収集し、破除袋後、手選別又は自動選別で透明、茶、その他等に分別し、保管して再生利用業者に再生委託。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入ヤード ・破除袋機 ・貯留ヤード ・受入・供給コンベア ・手選別コンベア
缶	袋で収集し、破除袋後、スチール・アルミに選別し、圧縮・梱包。保管して再生利用業者に再生委託。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入ヤード ・破除袋機 ・アルミ選別機 ・成形品ヤード ・受入・供給コンベア ・磁力選別機 ・缶類圧縮機
ペットボトル	袋で収集し、破除袋後、ふた・帯を除去し、圧縮・梱包。保管して再生利用業者に再生委託。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入ヤード ・破除袋機 ・圧縮梱包機 ・受入・供給コンベア ・手選別コンベア ・成形品ヤード
容器包装プラスチック	袋で収集し、破除袋後、異物を除去し、圧縮・梱包。保管して再生利用業者に再生委託。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入ヤード ・破除袋機 ・圧縮梱包機 ・受入・供給コンベア ・手選別コンベア ・成形品ヤード
その他有害ごみ ・蛍光管 ・水銀体温計 ・乾電池 ・ガスボンベ ・スプレー缶、ライター ・アスベストを含む家庭用品	ストックヤードで選別等を行い、保管して再生利用業者に再生委託。	—

注) 災害発生時には、表中の各品目が災害廃棄物として発生し処理を行う。

② 処理の流れ

マテリアルリサイクル推進施設の処理フローのイメージは図 2-8(1)～(3)に示すとおりである。

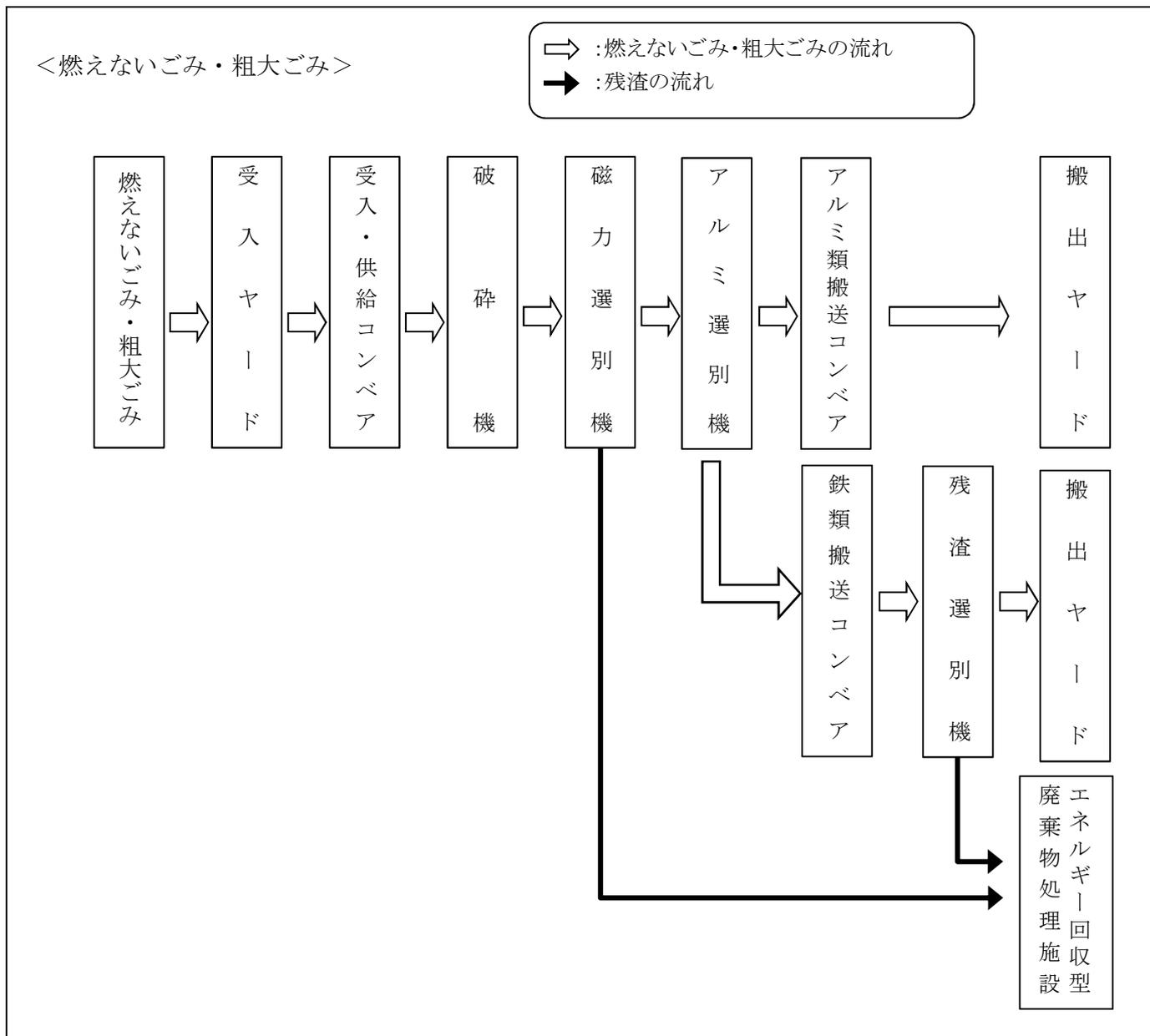


図 2-8(1) 処理フローの概要 (マテリアルリサイクル推進施設)

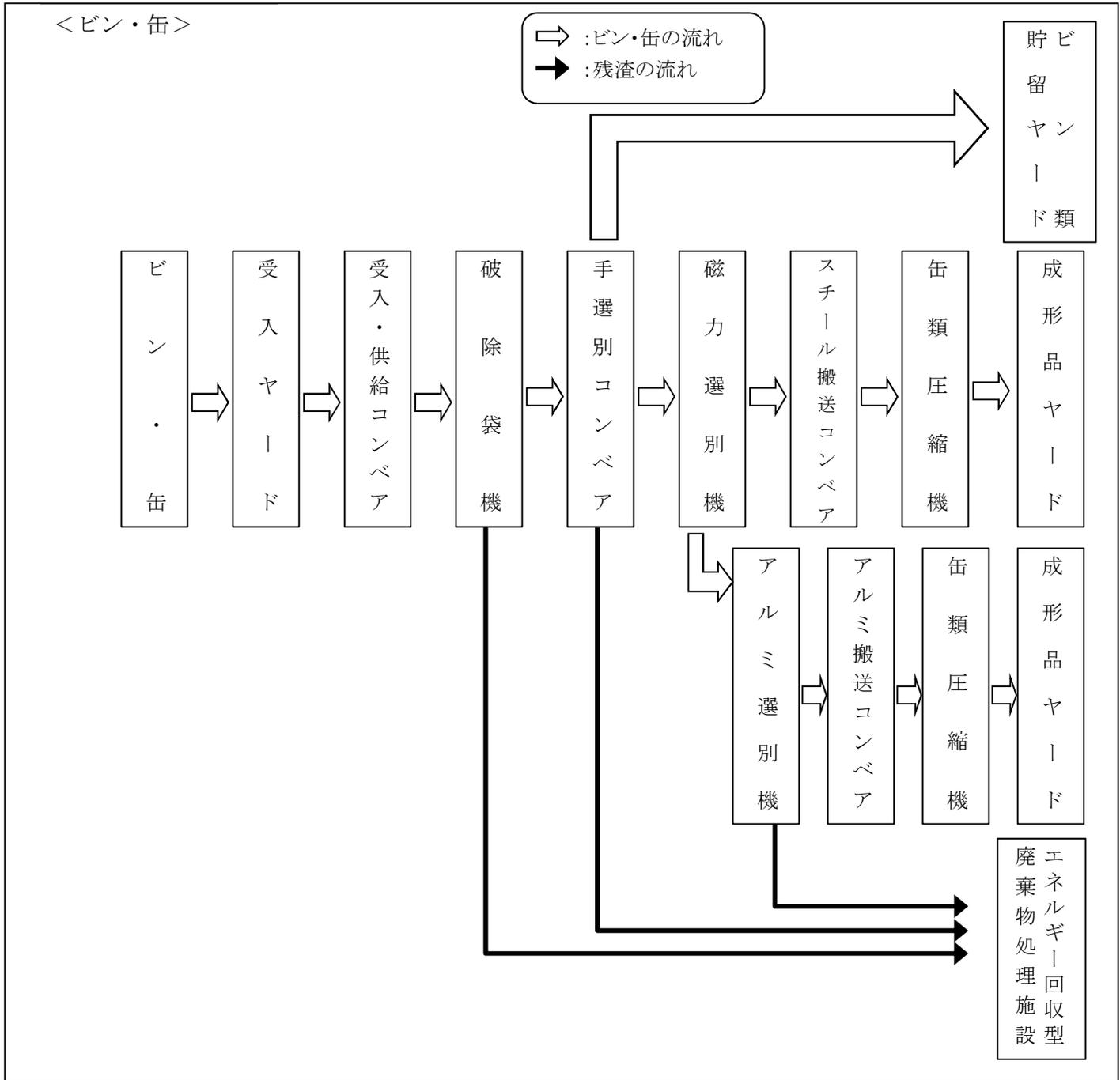


図 2-8(2) 処理フローの概要 (マテリアルリサイクル推進施設)

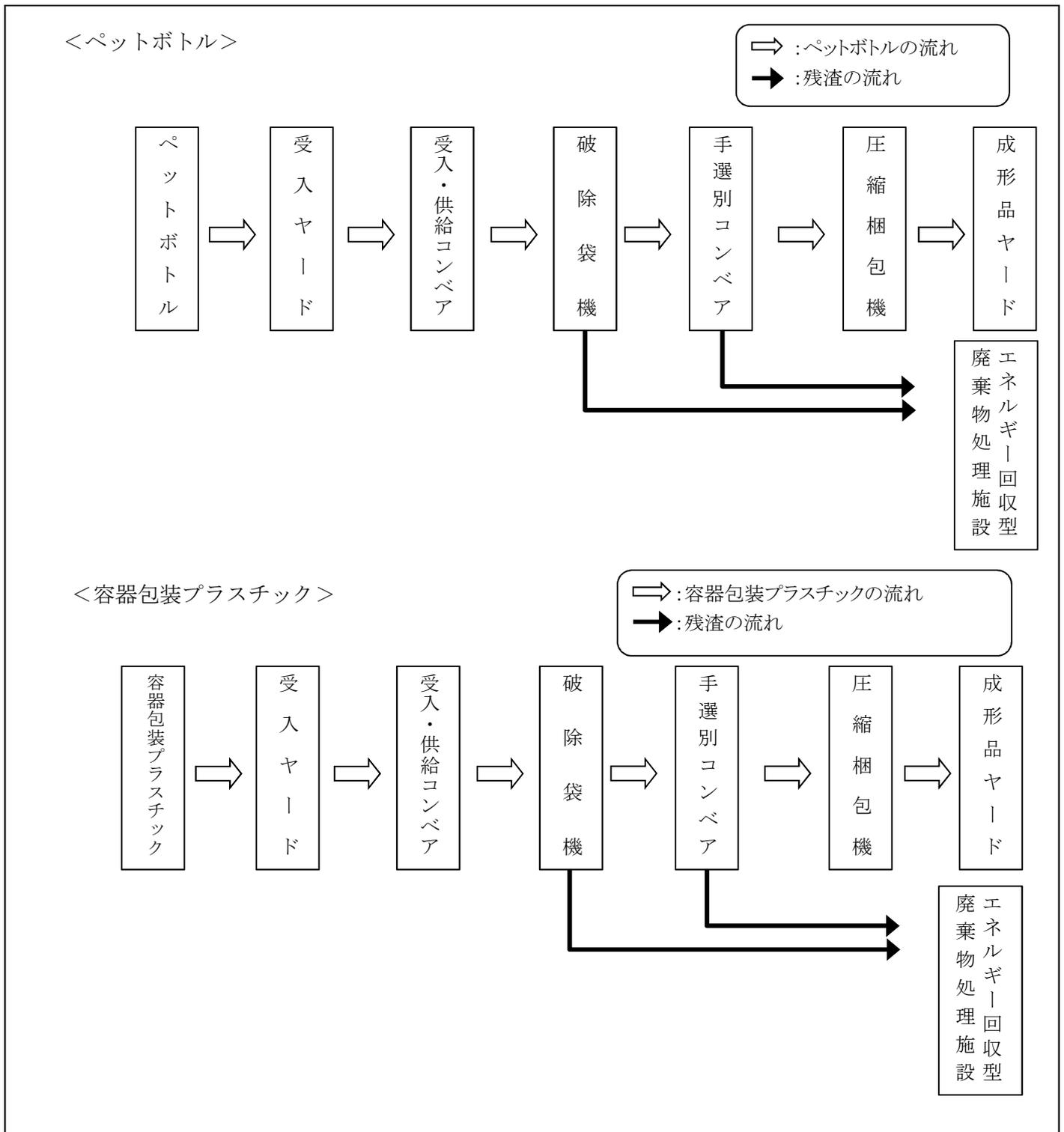


図 2-8(3) 処理フローの概要（マテリアルリサイクル推進施設）

4. 公害防止計画

(1) 公害防止基準値の設定

① 排出ガス基準値

排出ガス諸元は表 2-10に、排出ガス基準値は表 2-11に示すとおりである。

表 2-10 排出ガス諸元

項 目		諸 元
排出ガス量 ^{注1)} (1 炉あたり)	乾きガス量	35,000m ³ _N /時
	湿りガス量	40,000m ³ _N /時
排出ガス温度		170℃
汚染物質濃度 ^{注2)}	ばいじん	0.02g/m ³ _N
	塩化水素	46ppm
	硫黄酸化物	30ppm
	窒素酸化物	50ppm
	ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ _N
	水 銀	30μg/m ³ _N
排出ガス吐出速度 (最大)		20m/秒
煙 突 高		58m
運転時間		24時間連続運転

注1) 排出ガス量が最大となるガス化溶融方式(シャフト式)の高質ごみを想定した値であり、処理方式決定後に見直しを行う計画である。また、炉数については現時点で未定であるが、1 炉あたりの排出ガス量が大きくなる条件として、2 炉構成の場合を想定した。

注2) 汚染物質濃度は、酸素濃度(O₂)12%換算値である。

表 2-11 排出ガス基準値

項目	自主基準値	法規制値	適用される法令等
ばいじん	0.02g/m ³ _N 以下	0.04g/m ³ _N	大気汚染防止法
塩化水素	46ppm 以下	700 mg/m ³ _N (430ppm)	
硫黄酸化物	30ppm 以下	K 値 1.75 (270ppm 程度)	
窒素酸化物	50ppm 以下	250ppm	
ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ _N	ダイオキシン類 対策特別措置法
水銀	30μg/m ³ _N 以下	30μg/m ³ _N	大気汚染防止法

注1) 各物質濃度は、酸素濃度(O₂)12%換算値である。

注2) 硫黄酸化物及び窒素酸化物については、総量規制が適用される。

② 排水基準値

本施設から排出されるプラント排水は、排水処理設備にて処理後、再利用又は下水道放流する。また、生活排水についても下水道放流する計画であり、公共用水域への排水は行わないことから、プラント排水及び生活排水に係る排水基準は設定しない。

なお、下水道放流にあたっては、表 2-12に示す下水道排除基準を遵守する。

表 2-12 下水道排除基準

有害物質の種類	排除基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.05mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	0.5mg/L 以下
銅及びその化合物	1 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	5 mg/L 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	5 mg/L 以下
クロム及びその化合物	1 mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	—
水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満
浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30mg/L 以下
窒素含有量	60mg/L 未満
燐含有量	8 mg/L 未満
温度	45°C未満
沃素消費量	220mg/L 未満

出典：習志野市下水道排除基準（終末処理場を設置している公共下水道の使用者 特定事業場）

③ 騒音基準値

騒音基準値は、「騒音規制法」及び「習志野市環境保全条例」に基づき、敷地境界線において、表 2-13に示す基準値を設定する。

表 2-13 騒音基準値

項目		基準値
昼間	午前8時から午後7時まで	65デシベル
朝・夕	午前6時から午前8時まで	55デシベル
	午後7時から午後10時まで	
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	50デシベル

④ 振動基準値

振動基準値は、「振動規制法」及び「習志野市環境保全条例」に基づき、敷地境界線において、表 2-14に示す基準値を設定する。

表 2-14 振動基準値

項目		基準値
昼間	午前8時から午後7時まで	65デシベル
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで	60デシベル

⑤ 悪臭基準値

悪臭基準値は、「悪臭防止法」及び「習志野市環境保全条例」に基づき、表 2-15に示す基準値を設定する。

表 2-15 悪臭基準値

項目		基準値
臭気指数	敷地境界線	13
	排水水	29

(2) 公害防止対策

① 工事中の公害防止対策

工事中の公害防止対策は処理方式によらず、共通の対策をとる。

ア. 大気汚染対策

工事用車両は、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用し、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行い、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。

イ. 粉じん対策

工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、対象事業実施区域の周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。なお、場内に掘削土等を仮置きする場合は、シートなどで養生し、粉じんの飛散を防止する。また、工事用車両の退出にあたっては、洗車し、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後に退出する。

ウ. 騒音・振動対策

建設機械は、低騒音・低振動型のものを使用し、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかしをしないようにするとともに、極力、発生騒音・振動が少なくなる施工方法や手順を十分に検討し、集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。また、対象事業実施区域の周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。

工事用車両は、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を図り、エコドライブを実施する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行い、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。

エ. 濁水等対策

工事中における雨水による濁水を防止するため、敷地内の雨水を仮設沈砂池に集水し、濁水処理及び中和処理をしたうえで公共用水域へ放流することを計画している。

オ. 土壌汚染対策

掘削土砂は、原則として場内で再利用する。

場外に搬出する際には、関係法令を遵守するとともに、土壌の性状等を考慮し、飛散防止に適切な措置を講じる。

カ. 廃棄物等対策

施工計画及び施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、資源化等の実施が容易となるよう施工方法を工夫し、建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するよう努め、可能な限り最終処分量を低減する。また、工事中の廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し資源化等に努める。資源化等が困難な廃棄物については適正に処理する。

キ. 温室効果ガス削減対策

建設工事においては、工事用車両のエコドライブの促進、建設機械、工事用車両の整備・点検の徹底、省エネルギー性に優れる工法、建設機械、工事用車両の採用の促進など、温室効果ガスの削減に配慮する。

② 施設稼働時の公害防止対策

施設稼働時の公害防止対策は処理方式によらず、共通の対策をとる。

ア. 大気汚染防止計画

(ア) 排出ガス処理対策

排出ガス処理対策は以下のとおりである。なお、ごみの処理においては、ごみ質の均一化を図り適正負荷により安定した燃焼を維持することで、排出ガス中の大気汚染物質の低減に努める。

i ばいじん

ばいじんは、バグフィルタで捕集する。

ii 塩化水素、硫黄酸化物

塩化水素及び硫黄酸化物は、消石灰吹き込み等により除去する。

iii 窒素酸化物

窒素酸化物は、燃焼制御によりできる限り発生を抑えるとともに、無触媒脱硝装置又は触媒脱硝装置を設ける。

iv ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に以下の対策により発生を防止する。

- ・ 2次燃焼室は、850℃以上かつ2秒以上の滞留時間とする。
- ・ バグフィルタ前で、消石灰等とともに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着し、バグフィルタで除去する。

v 水銀

水銀は、バグフィルタ前で活性炭を吹き込み吸着し、バグフィルタで除去する。

vi その他の物質

今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。

(イ) モニタリング計画

施設の運転に係る表 2-16に示す項目についてモニタリングを行う。その他、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、定期的に排ガス濃度を測定する。

表 2-16 モニタリング計画

項目	位置
燃焼ガス温度	炉内等
集じん器入口排出ガス温度	集じん器入口
硫黄酸化物濃度	煙突出口
窒素酸化物濃度	煙突出口
一酸化炭素濃度	煙突出口
ばいじん量	煙突出口
塩化水素濃度	煙突出口

イ. 水質汚濁防止計画

本事業の排水処理計画の概要及び排水処理フローは、表 2-17及び図 2-9に示すとおりである。プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、再利用又は下水道放流する。ごみピット汚水は、排水処理を行った後、燃焼室吹込により再利用する。生活排水は下水道放流する。敷地内に降った雨水は、一部を再利用水として利用するほかは、側溝、雨水ますを設け、公共用水域へ放流する。

表 2-17 排水処理計画の概要

項目	内容
プラント排水・洗車排水	排水処理後、再利用又は下水道放流
ごみピット汚水	排水処理後、再利用（燃焼室吹込）
生活排水	下水道放流
雨水排水	公共用水域へ放流（雨水の一部を再利用水として利用）

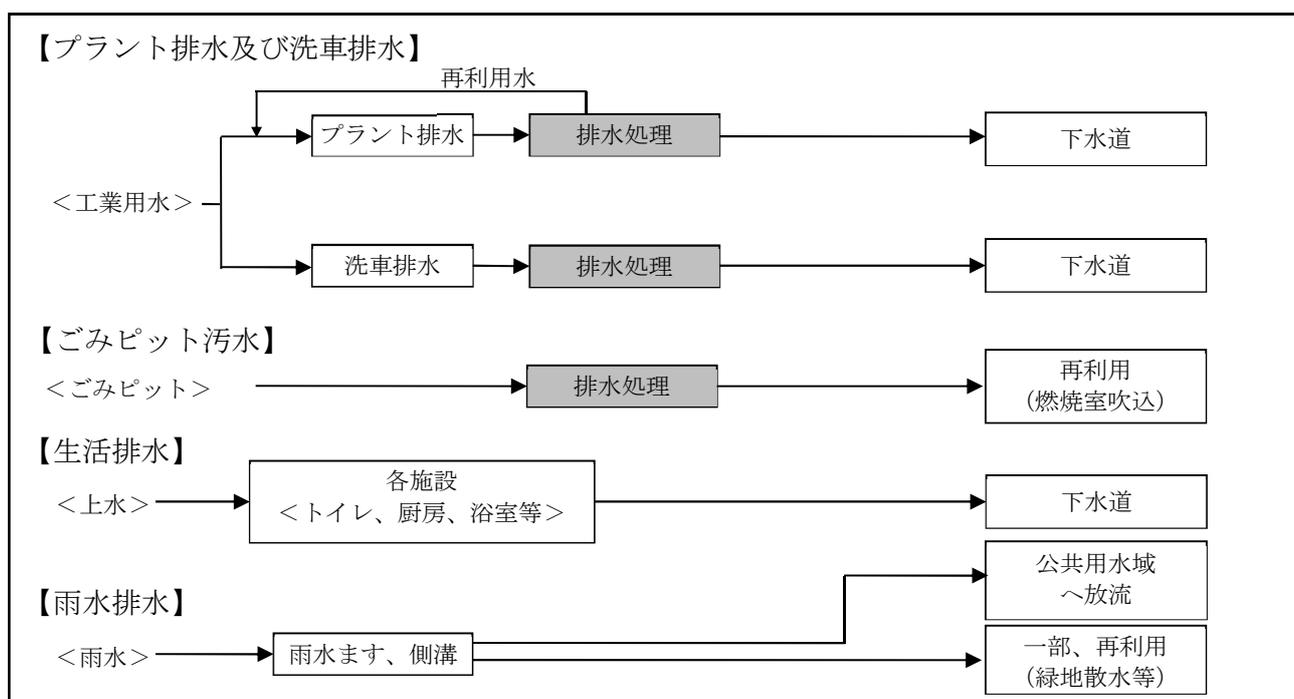


図 2-9 排水処理フロー

ウ. 騒音・振動防止計画

(ア) 騒音・振動発生機器

本事業において想定される主な騒音・振動発生機器としては、表 2-18に示すものが挙げられる。

表 2-18 騒音・振動発生機器の概要

区 分	内 容
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	誘引通風機・押込送風機等の送風機 空気圧縮機 蒸気復水器
マテリアルリサイクル 推進施設	破碎機 缶類圧縮機 圧縮梱包機

(イ) 防止対策

本事業における騒音・振動対策は、以下のとおりである。

【騒音対策】

- ・設備機器類については、低騒音型機器の採用に努める。
- ・設備機器類は建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。
- ・外部への騒音の漏洩を防ぐため工場棟出入口にシャッターを設け、可能な限り閉鎖する。
- ・騒音の大きな設備機器類については、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する。
- ・設備機器類の整備、点検を徹底する。

【超低周波音対策】

- ・設備機器類については、低騒音・低振動型機器の採用に努める。
- ・低周波音の伝搬を防止するために、処理設備は壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮する。
- ・設備機器類の整備、点検を徹底する。

【振動対策】

- ・設備機器類については、低振動型機器の採用に努める。
- ・振動の著しい設備機器類は、基礎構造を強固にする。
- ・振動の著しい設備機器類は、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施す。
- ・設備機器類の整備、点検を徹底する。

エ. 悪臭防止計画

ごみの貯留及び処理に伴う悪臭防止対策は、以下のとおりである。

- ・廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。

- ・廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。また、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼により臭気成分を分解する。ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。
- ・休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、脱臭装置により吸引し脱臭する。また、ごみピット、プラットホームには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。
- ・プラットホームを適宜洗浄する。

オ. 土壌汚染防止計画

(ア) 廃棄物受け入れ体制

廃棄物の受入れ場所は、建屋内に設置するコンクリート構造のごみピットとし、ごみから発生するごみ汚水は、ごみ汚水貯留槽（コンクリート構造物・不浸透性）で貯留したのち、炉内噴霧とする。ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。

(イ) 灰搬出体制

ごみ焼却方式の場合は焼却灰及び飛灰、ガス化熔融方式の場合は飛灰が発生する。

焼却灰は、冷却を行った後、焼却灰ピットに貯留する。また、飛灰は飛灰処理設備において、飛灰中に含まれる重金属等が溶出しないように安定化处理する。なお、これらの設備は全て建屋内に設置する。

また、焼却灰及び飛灰の搬出車両についても、灰が飛散して土壌汚染の原因とならないような措置を計画する。

5. 環境保全計画

(1) 緑化計画

「千葉県自然環境保全条例」では、工業地域及び準工業地域の工場用地では表 2-19に示すとおり緑地基準が定められている。

また、「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」では工場に対して敷地面積の20%以上の緑地の確保が義務付けられている。

本事業ではこれに準じた緑化に努める。建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保することにより、景観面に配慮する。また、植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮し、地域の潜在自然植生に即した樹種など適切な樹種の選定に努める。

表 2-19 千葉県自然環境保全条例に基づく緑地基準

区 分	工場用地
緑地率	敷地内15%以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木による緑地を10%以上確保する。 ・ 将来において、緑地率を事業敷地の内外で20%以上とするよう努める。
緑地内容	ア 事業敷地内緑地 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木、芝その他の地被植物、屋上緑化施設、壁面緑化施設等。 ・ 外周には樹木を極力多用する。 ・ 敷地内周辺緑地のうち、住宅地域等に面し、緩衝効果がある緑地は保全に努める。 イ 事業敷地外緑地 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林地、芝地等。
樹木による緑地	次のいずれかに適合するもの、及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高木（樹高4 m以上）1本以上/10平方メートル ・ 高木1本以上+中低木20本以上/20平方メートル

(2) 景観計画

本事業の工場や煙突は、周辺地域から視認されることになるため、これらが周辺からみた景観に違和感や圧迫感を与えることのないようにデザイン、色彩に配慮し、周辺環境との調和を図る計画とする。

(3) 余熱利用計画

ごみの処理に伴い発生する熱エネルギーを、発電やその他の余熱利用に活用する。発電は、高効率発電を行う。発電効率は19%以上とし、場内利用及び売電を行う。また、その他の余熱利用としては、ごみ発熱量の1%程度を用い、次の事項に利用する。

- ① 燃焼空気の加熱
- ② 場内給湯等の利用
- ③ 必要な場合は、場外給湯など

(4) 温室効果ガス削減計画

温室効果ガスの削減については、上記の余熱利用のほか、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の設備機器、エントランス棟の照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。

(5) 廃棄物受入計画

本施設への廃棄物運搬車両の受入時間等は、表 2-20に示すとおりである。原則として日曜日は廃棄物の受入れを行わない。

表 2-20 廃棄物受入計画の概要

項 目	内 容
受 入 時 間	月曜日～土曜日： 8時30分～16時00分
施設の稼働時間	24時間連続運転

(6) 防災対策

本施設は、「建築基準法」、「消防法」及び「労働安全衛生法」等の関係法令に準拠した設計とし、さらに、地震等の災害時も安全に稼働できる施設とする。

- ① 地震、風水害、火災、落雷等の災害対策は、関係法令を遵守し、設備の機能、特性、運転条件、周辺条件等を勘案し、全体として均衡のとれたものとする。
- ② 主要設備・機器の重要度や危険度等を十分考慮し、建築本体への影響を配慮した耐震設計とする。
- ③ 縦方向に長尺の配管等は、プラント各階ごと、または主要部位ごとに伸縮継手を設け、地震時に破損しない構造とする。
- ④ 計装設備及び補機類もその重要度や危険度に応じて適切な耐震・防災設計を考慮する。
- ⑤ 中央操作室及び必要箇所には、プラント非常停止ボタンを設置する。
- ⑥ 耐震対策
 - ・各種機器は、地震による破損等が生じない強度を有するものとする。
 - ・各設備の機器の接合部は、地震による揺れにより破断が生じない構造とする。
 - ・感震装置で地震を感知し、一定規模以上の地震に対して自動的かつ安全に装置を停止し、機器の損傷による二次災害を防止する自動停止システムを設置する。
 - ・ごみの供給を含め、災害発生時に各設備を緊急かつ安全に停止する、緊急停止システム及びインターロックシステムを十分検討して設計する。
- ⑦ 災害時の復旧

大震災等の災害時には、次のフローのとおり復旧を行う計画とする。また、電気が不通となった場合に備え、必要な容量を持つ非常用発電機を設ける。

なお、通常稼働後は、非常用発電機は停止し、自立運転させる。

大地震 → 自動停止 → 点検 → 異常なし → 非常用発電機稼働 → 通常稼働

6. 収集計画

(1) 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域とする。

(2) 廃棄物運搬車両台数

本施設への搬出入を行う廃棄物運搬車両台数は、表 2-21のとおり想定している。

表 2-21 廃棄物運搬車両台数（片道台数）

車 両 区 分			台数（台/日）
搬入車両	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	収集車両	120
		直接搬入車両	10
	マテリアルリサイクル 推進施設	収集車両	35
		直接搬入車両	88
搬出車両	灰等搬出車両	10	
合 計			263

注) 現施設における令和4年度の搬入車両台数実績を踏まえて設定した。

(3) 搬出入ルート

搬出入ルートは、図 2-10に示すとおりであり、敷地北東側を搬出入口とし、千葉船橋海浜線（県道15号線）を利用して対象事業実施区域内へ出入りする計画である。

対象事業実施区域への出入りは左折入場、左折退場とする。

なお、ごみの収集形態は、基本的に現状と変わらないことから、廃棄物運搬車両の搬出入ルートは変わらず、台数は現在と比べ同等以下になると想定している。

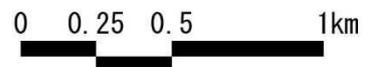


凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- ➔ 搬出入ルート



1:25,000



この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。

図 2-10 搬出入ルート

7. 工事計画

(1) 工事工程

本事業の工事工程は、表 2-22に示すとおりである。

旧清掃工場の解体工事を令和9年度から行い、新清掃工場の実施設計、建設工事、試運転を令和9年度から令和13年度までの5カ年を予定しており、令和14年度に供用開始とする計画である。

また、新清掃工場の供用開始後には、現清掃工場の解体工事を行う計画である。

表 2-22 工事工程表

工事項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
旧清掃工場 解体工事	■					
実施設計	■	■				
新清掃工場 建設工事			■	■	■	
試運転					■	
供用開始						○
現清掃工場 解体工事						■

(2) 工事用車両ルート

工事用車両は、廃棄物運搬車両の搬出入ルートと同様に、対象事業実施区域前面の千葉船橋海浜線（県道15号線）を利用し搬出入する計画である。

【参考】

本施設と現施設の設備概要は、表 2-23に示すとおりである。

表 2-23 本施設と現施設の設備概要

項目		本施設	現施設	
所在地		習志野市芝園 3 丁目 2 番 1 号及び同 2 号	習志野市芝園 3 丁目 2 番 1 号及び同 2 号	
敷地面積		約 36,000m ²	35,979m ²	
焼却施設	処理方式	未定	ガス化高温溶融一体型直接溶融炉	
	処理能力	219t/日 ^{注)}	219t/日 (73t・日×3 炉)	
	排出ガス量 (1 炉あたり)	湿り	40,000m ³ /時 ^{注)}	27,012m ³ /時
		乾き	35,000m ³ /時 ^{注)}	21,844m ³ /時
煙突高さ		58m	58m	
粗大ごみ処理施設		破碎・選別	破碎・選別	
公害防止条件	排出ガス	ばいじん	0.02g/m ³ _N	0.02g/m ³ _N
		硫黄酸化物	30ppm	30ppm
		窒素酸化物	50ppm	50ppm
		塩化水素	46ppm	46ppm
		ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ _N	0.01ng-TEQ/m ³ _N
		水銀	30 μg/m ³ _N	50 μg/m ³ _N
	騒音	朝	55 デシベル	55 デシベル
		昼間	65 デシベル	65 デシベル
		夕	55 デシベル	55 デシベル
		夜間	50 デシベル	50 デシベル
	振動	昼間	65 デシベル	65 デシベル
		夜間	60 デシベル	60 デシベル
	悪臭 (臭気指数)	敷地境界	13	13
		排出口	30	30

注) 排出ガス量が最大となるガス化溶融方式 (シャフト式) の高質ごみを想定した値であり、処理方式決定後に見直しを行う計画である。また、炉数については現時点で未定であるが、1 炉あたりの排出ガス量が大きくなる条件として、2 炉構成の場合を想定した。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周辺の概況については、主に既存資料による調査結果を記載した。調査範囲は、煙突からの排出ガスによる大気質への影響を考慮し、対象事業実施区域から半径4kmの範囲を基本とした。

3-1 自然的状況

3-1-1 大気質の状況

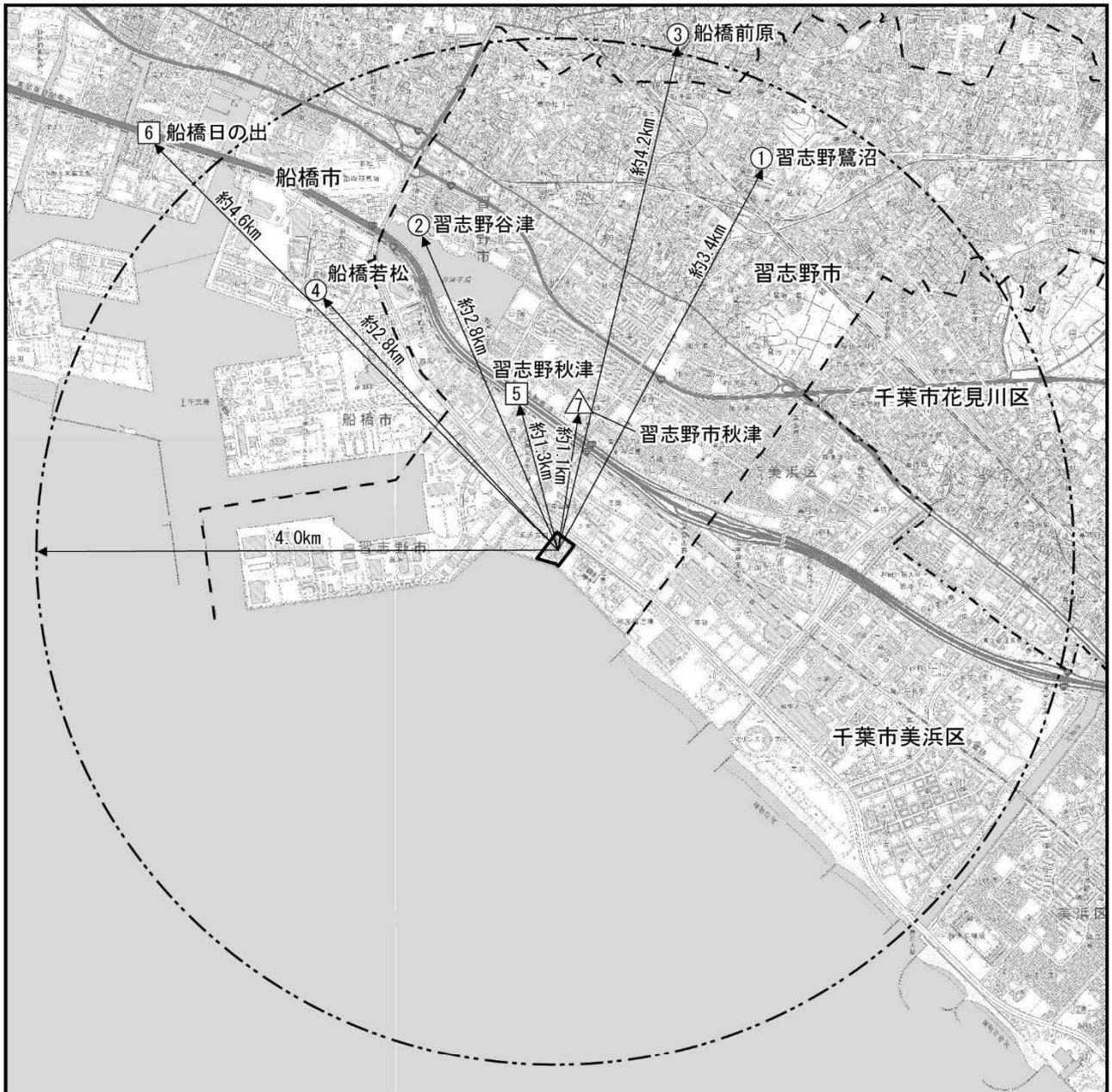
対象事業実施区域周辺の大気質については、半径約4kmの範囲に存在する一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）の測定結果を用いて把握した。

対象事業実施区域周辺の大気環境常時測定局等の位置は図3-1-1に、各測定局等における測定項目は表3-1-1に示すとおりである。以下、各項目についての大気汚染の状況を述べる。

表 3-1-1 各測定局等の測定項目（令和3年度）

種別	測定局名	所在地	測定場所	測定項目											対象事業実施区域からの距離
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	ダイオキシン類	有害大気汚染物質	
一般局	1 習志野鷺沼	習志野市鷺沼台 1-591-1	市第2給水場裏市有地	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	約3.4km
	2 習志野谷津	習志野市谷津 3-25-11	向山遊歩道公園前	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-	約2.8km
	3 船橋前原	船橋市前原西 2-28-1	前原小学校	-	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	約4.2km
	4 船橋若松	船橋市若松 3-2-3	若松中学校	-	○	-	○	○	-	○	○	○	-	-	約2.8km
自排局	5 習志野秋津	習志野市秋津 4-20	秋津公園	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	-	約1.3km
	6 船橋日の出	船橋市日の出 1-16	東関東自動車道路高架下	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	約4.6km
ダイオキシン類測定地点	7 習志野市秋津	習志野市秋津 3-7-1	中央消防署秋津出張所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	約1.1km

出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）
 「令和3年度 ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）



凡 例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  一般局 |
|  市境 |  自排局 |
|  区境 |  ダイオキシン類測定地点 |

注) 図中の番号は表 3-1-1 と一致する。

出典: 「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)
「令和3年度 ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
(千葉県ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」
「習志野」を使用したものである。

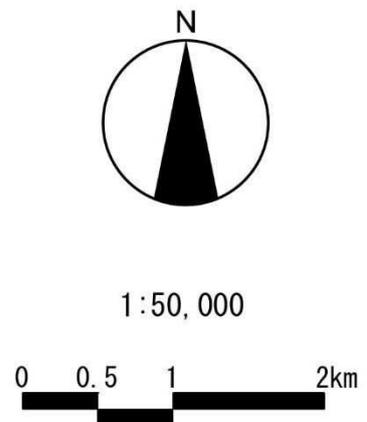


図 3-1-1 大気環境常時測定局等位置図

1. 二酸化硫黄 (SO₂)

対象事業実施区域周辺の測定局における、二酸化硫黄の令和3年度の測定結果は表 3-1-2に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1-3及び図 3-1-2に示すとおりである。

習志野鷺沼測定局(一般局)における二酸化硫黄の測定値は、環境基準(短期的評価:1時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下、長期的評価:日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと)を達成している。

習志野鷺沼測定局における年平均値の経年変化は、概ね横ばいである。

表 3-1-2 二酸化硫黄年間測定結果(令和3年度)

種別	測定局	年平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較 ^{注)}
		(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有×・無○)	
一般局	1 習志野鷺沼	0.001	0	0	0.004	○	○

注) 環境基準との比較: ○は環境基準(短期的評価:1時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること、長期的評価:日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと)を達成していることを示す。

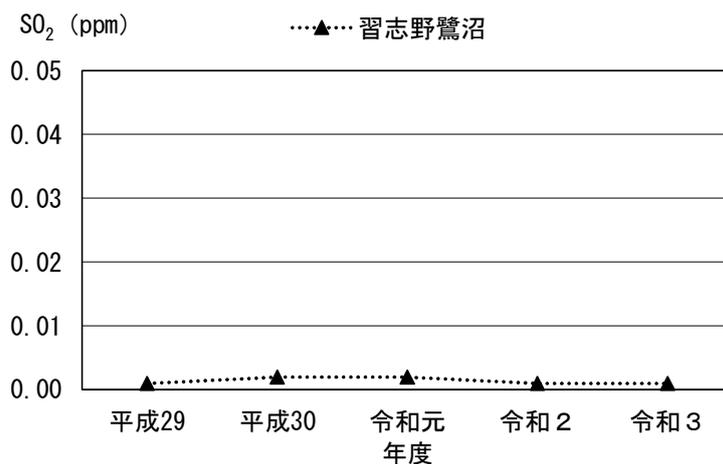
出典:「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)

表 3-1-3 二酸化硫黄年平均値の推移

単位: ppm

種別	測定局/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	1 習志野鷺沼	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001

出典:「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)



出典:「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-2 二酸化硫黄年平均値の推移

2. 二酸化窒素 (NO₂)

対象事業実施区域周辺の測定局における、二酸化窒素の令和3年度の測定結果は、表 3-1-4に示すとおりである。また、二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表 3-1-5及び図 3-1-3に示すとおりである。

二酸化窒素は、いずれの測定局も環境基準（日平均値の年間98%値が0.06ppm以下）を達成している。また、千葉県では二酸化窒素の環境目標値（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）が定められており、船橋日の出測定局（自排局）を除くすべての測定局で環境目標値を達成している。年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね減少傾向である。

表 3-1-4 二酸化窒素年間測定結果（令和3年度）

種別	測定局		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準との比較 ^{注1)}	千葉県環境目標値との比較 ^{注2)}
			(ppm)	(ppm)		
一般局	1	習志野鷺沼	0.010	0.031	○	○
	2	習志野谷津	0.013	0.036	○	○
	3	船橋前原	0.011	0.032	○	○
	4	船橋若松	0.015	0.037	○	○
自排局	5	習志野秋津	0.015	0.037	○	○
	6	船橋日の出	0.021	0.045	○	×

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（日平均値の年間98%値が0.06ppm以下）を達成していることを示す。

注2) 千葉県環境目標値との比較：○は環境目標値（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）を達成していることを示す。

×は環境目標値を達成していないことを示す。

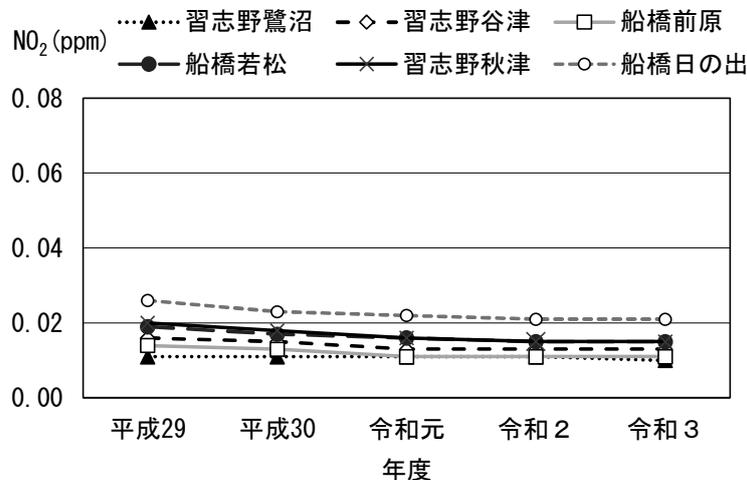
出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）

表 3-1-5 二酸化窒素年平均値の推移

単位：ppm

種別	測定局/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	1 習志野鷺沼	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010
	2 習志野谷津	0.016	0.015	0.013	0.013	0.013
	3 船橋前原	0.014	0.013	0.011	0.011	0.011
	4 船橋若松	0.019	0.017	0.016	0.015	0.015
自排局	5 習志野秋津	0.020	0.018	0.016	0.015	0.015
	6 船橋日の出	0.026	0.023	0.022	0.021	0.021

出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）



出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）を基に作成

図 3-1-3 二酸化窒素年平均値の推移

3. 一酸化炭素 (CO)

対象事業実施区域周辺の測定局における、一酸化炭素の令和3年度の測定結果は表 3-1-6に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1-7及び図 3-1-4に示すとおりである。

船橋日の出測定局(自排局)における一酸化炭素の測定値は、環境基準(短期的評価:1時間値の8時間平均値が20ppm以下で、かつ、日平均値が10ppm以下、長期的評価:日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない)を達成している。

船橋日の出測定局における年平均値の経年変化は、横ばいである。

表 3-1-6 一酸化炭素年間測定結果(令和3年度)

測定局	年平均値	1時間値が10ppmを超えた日数	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較 ^{注)}
	(ppm)	(日)	(回)	(ppm)	(有×・無○)	
6 船橋日の出	0.3	0	0	0.5	○	○

注) 環境基準との比較: ○は環境基準(短期的評価:1時間値の8時間平均値が20ppm以下で、かつ、日平均値が10ppm以下、長期的評価:日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない)を達成していることを示す。(長期的評価は年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とする。)

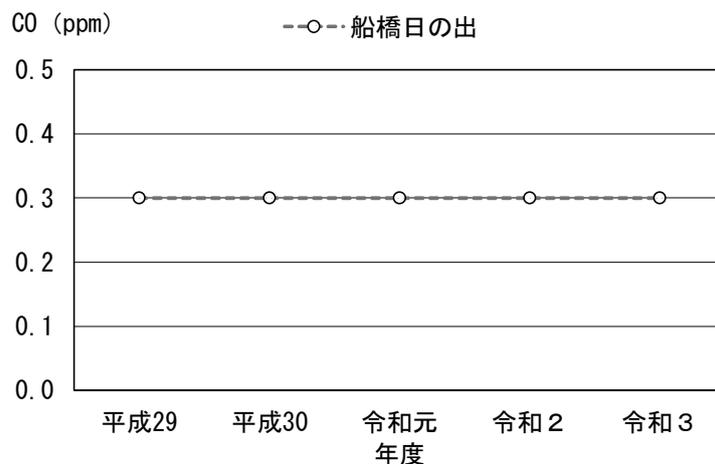
出典:「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)

表 3-1-7 一酸化炭素年平均値の推移

単位: ppm

測定局/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
6 船橋日の出	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

出典:「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)



出典:「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-4 一酸化炭素年平均値の推移

4. 光化学オキシダント

対象事業実施区域周辺の測定局における、光化学オキシダントの令和3年度の測定結果は、表3-1-8に示すとおりである。また、昼間の1時間値が0.12ppm（光化学スモッグ注意報の発令基準レベルである。ただし、注意報はこの状態が継続すると判断されるときに発令される。）以上の日数の経年変化は、表3-1-9及び図3-1-5に示すとおりである。

光化学オキシダントはいずれの測定局も環境基準（昼間の1時間値が0.06ppm以下）を達成していない。環境基準を超過した日数は、習志野鷺沼測定局で61日、船橋前原測定局で51日、船橋若松測定局で36日となっている。

1時間値が0.12ppm以上の日数の経年変化は、習志野鷺沼測定局で0～4日、船橋前原測定局及び船橋若松測定局で0～2日となっている。

なお、光化学オキシダントについて、環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3-1-8 光化学オキシダント年間測定結果（令和3年度）

種別	測定局名		昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数		環境基準との 比較 ^{注1)}	時間達成率 ^{注2)} (%)
			(日)	(時間)		
一般局	1	習志野鷺沼	61	266	×	95.1
	3	船橋前原	51	218	×	96.0
	4	船橋若松	36	122	×	97.7

注1) 環境基準との比較：×は環境基準（1時間値が0.06ppm以下）を達成していないことを示す。

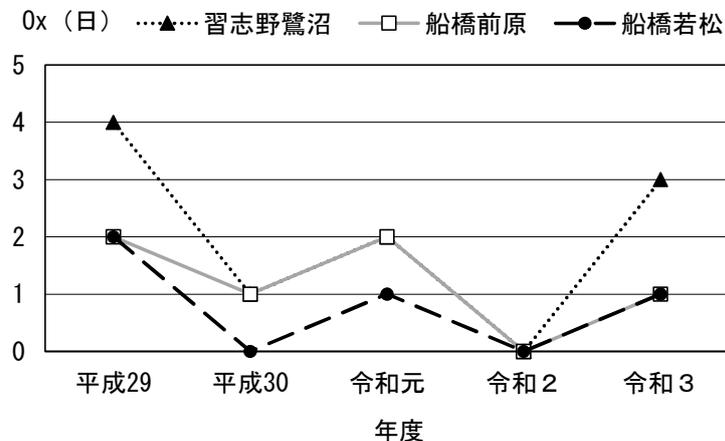
注2) 時間達成率：(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間) × 100 (%)

出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)

表 3-1-9 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数の推移

種別	測定局/年度		単位：日				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	1	習志野鷺沼	4	1	2	0	3
	3	船橋前原	2	1	2	0	1
	4	船橋若松	2	0	1	0	1

出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)



出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-5 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数の推移

5. 浮遊粒子状物質 (SPM)

対象事業実施区域周辺の測定局における、浮遊粒子状物質の令和3年度の測定結果は、表 3-1-10に示すとおりである。また、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-11及び図 3-1-6に示すとおりである。

浮遊粒子状物質は、いずれの測定局も環境基準（短期的評価：1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続していない）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね減少傾向である。

表 3-1-10 浮遊粒子状物質年間測定結果（令和3年度）

種別	測定局		年平均値	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた時間数	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準 との比較 ^(注)
			(mg/m^3)	(時間)	(日)	(mg/m^3)	(有×・無○)	
一般局	1	習志野鷺沼	0.014	0	0	0.036	○	○
	2	習志野谷津	0.013	0	0	0.028	○	○
	3	船橋前原	0.015	0	0	0.032	○	○
	4	船橋若松	0.013	0	0	0.030	○	○
自排局	5	習志野秋津	0.012	0	0	0.032	○	○
	6	船橋日の出	0.013	0	0	0.027	○	○

注) 環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続していない）を達成していることを示す。（長期的評価は年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とする。）

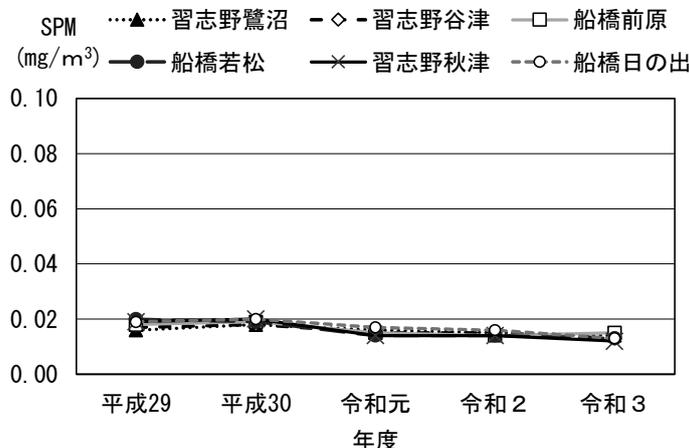
出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）

表 3-1-11 浮遊粒子状物質年平均値の推移

単位： mg/m^3

種別	測定局/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	1 習志野鷺沼	0.016	0.018	0.016	0.015	0.014
	2 習志野谷津	0.017	0.018	0.015	0.015	0.013
	3 船橋前原	0.018	0.019	0.015	0.014	0.015
	4 船橋若松	0.020	0.019	0.014	0.014	0.013
自排局	5 習志野秋津	0.019	0.020	0.014	0.014	0.012
	6 船橋日の出	0.019	0.020	0.017	0.016	0.013

出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）



出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）を基に作成

図 3-1-6 浮遊粒子状物質年平均値の推移

6. 微小粒子状物質 (PM2.5)

対象事業実施区域周辺の測定局における、微小粒子状物質の令和3年度の測定結果は、表 3-1-12に示すとおりである。また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-13及び図 3-1-7に示すとおりである。

微小粒子状物質は、いずれの測定局も環境基準（短期的評価：日平均値の年間98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、長期的評価：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も減少傾向である。

表 3-1-12 微小粒子状物質年間測定結果（令和3年度）

種別	測定局		日平均値の年間98%値	短期基準との比較	年平均値	長期基準との比較	環境基準との比較 ^{注)}
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
一般局	1	習志野鷺沼	16.5	○	6.9	○	○
自排局	5	習志野秋津	21.2	○	9.2	○	○
	6	船橋日の出	18.6	○	7.2	○	○

注) 環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：日平均値の年間98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、長期的評価：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成していることを示す。（年間の有効測定日（1日の欠測が4時間を超えない日）数が250日以上の測定局を対象とする。）

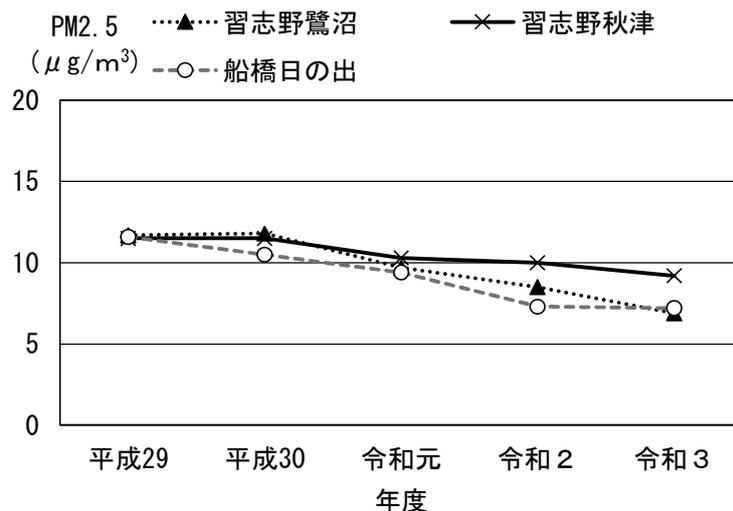
出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）

表 3-1-13 微小粒子状物質年平均値の推移

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

種別	測定局/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	1 習志野鷺沼	11.7	11.8	9.7	8.5	6.9
自排局	5 習志野秋津	11.5	11.5	10.3	10.0	9.2
	6 船橋日の出	11.6	10.5	9.4	7.3	7.2

出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）



出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）を基に作成

図 3-1-7 微小粒子状物質年平均値の推移

7. 非メタン炭化水素

対象事業実施区域周辺の測定局における、非メタン炭化水素の令和3年度の測定結果は、表 3-1-14に示すとおりである。また、非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は、表 3-1-15及び図 3-1-8に示すとおりである。

非メタン炭化水素は、いずれの測定局も指針値（午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばいである。

表 3-1-14 非メタン炭化水素年間測定結果（令和3年度）

種別	測定局		年平均値	3時間平均値	指針値との比較 ^{注3)}	指針値
			(ppmC)	(ppmC)		(ppmC)
一般局	1	習志野鷺沼	0.11	0.13	○	3時間平均値が 0.20から0.31の 範囲以下
	4	船橋若松	0.12	0.12	○	
自排局	6	船橋日の出	0.11	0.11	○	

注1) 3時間平均値は、午前6時から9時までの平均値を示す。

注2) ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。

注3) 指針値との比較：○は環境基準(午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下)を達成していることを示す。

出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）

表 3-1-15 非メタン炭化水素年平均値の推移

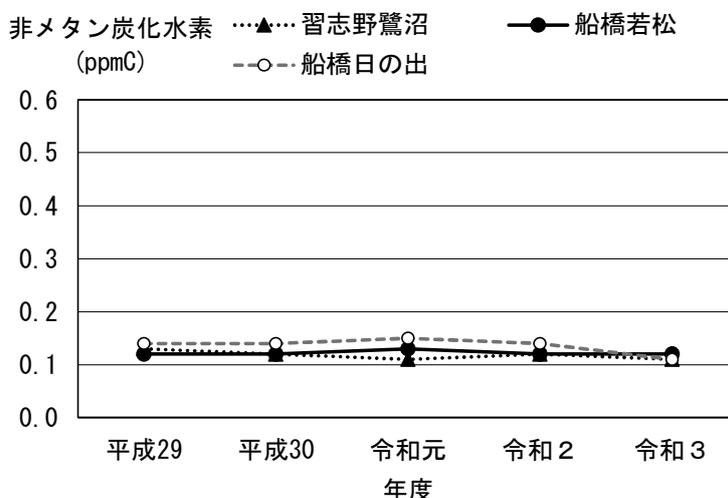
単位：ppmC

種別	測定局/年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
一般局	1	習志野鷺沼	年平均値	0.13	0.12	0.11	0.12	0.11
			3時間平均値	0.14	0.13	0.12	0.13	0.13
	4	船橋若松	年平均値	0.12	0.12	0.13	0.12	0.12
			3時間平均値	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12
自排局	6	船橋日の出	年平均値	0.14	0.14	0.15	0.14	0.11
			3時間平均値	0.15	0.14	0.15	0.14	0.11

注1) 3時間平均値は、午前6時から9時までの平均値を示す。

注2) ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。

出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）



出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」（令和4年12月 千葉県）を基に作成

図 3-1-8 非メタン炭化水素年平均値の推移

8. ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺における、ダイオキシン類の令和3年度の測定結果は、表 3-1-16に示すとおりである。また、ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表 3-1-17及び図 3-1-9に示すとおりである。

ダイオキシン類は、いずれの測定局も環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばいである。

表 3-1-16 ダイオキシン類年間測定結果（令和3年度）

単位：pg-TEQ/m³

種別	測定局		測定結果	環境基準との比較 ^{注)}	環境基準
一般局	1	習志野鷺沼	0.016	○	0.6以下
	2	習志野谷津	0.019	○	
ダイオキシン類測定局	7	習志野市秋津	0.023	○	

注) 環境基準との比較：○は環境基準(年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下)を達成していることを示す。

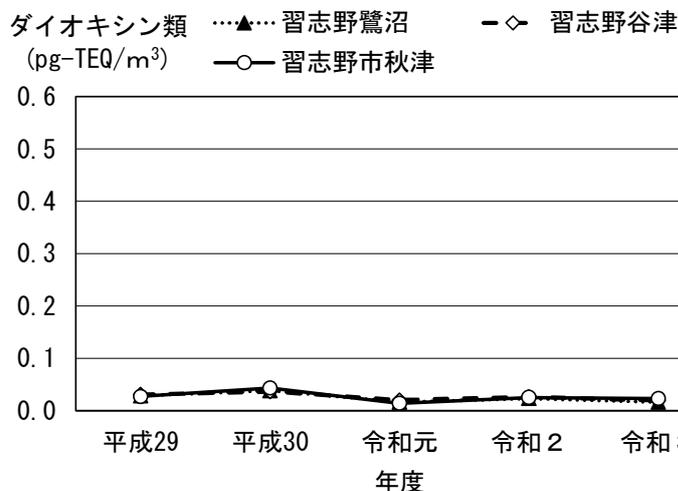
出典：「令和3年度 ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

表 3-1-17 ダイオキシン類年平均値の推移

単位：pg-TEQ/m³

種別	測定局/年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	1	習志野鷺沼	0.028	0.038	0.016	0.023	0.016
	2	習志野谷津	0.031	0.036	0.020	0.026	0.019
ダイオキシン類測定局	7	習志野市秋津	0.027	0.043	0.014	0.025	0.023

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成29～令和3年度）」（千葉県ホームページ）



出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成29～令和3年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 3-1-9 ダイオキシン類年平均値の推移

9. 有害大気汚染物質

対象事業実施区域周辺における、環境基準が設定されている有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の令和3年度の測定結果は、表 3-1-18に示すとおりである。また、有害大気汚染物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-19及び図 3-1-10に示すとおりである。なお、船橋日の出測定局において測定されている項目は、ベンゼンのみである。

ベンゼンは、環境基準（年平均値が $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成している。

年平均値の経年変化は、概ね横ばいである。

表 3-1-18 有害大気汚染物質年間測定結果（令和3年度）

種別	測定局		測定項目	年平均値	環境基準との比較 ^{注)}	環境基準
				($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		$\mu\text{g}/\text{m}^3$
自排局	6	船橋日の出	ベンゼン	1.2	○	3以下
			トリクロロエチレン	-	-	130以下
			テトラクロロエチレン	-	-	200以下
			ジクロロメタン	-	-	150以下

注) 環境基準との比較：○は環境基準を達成していることを示す。

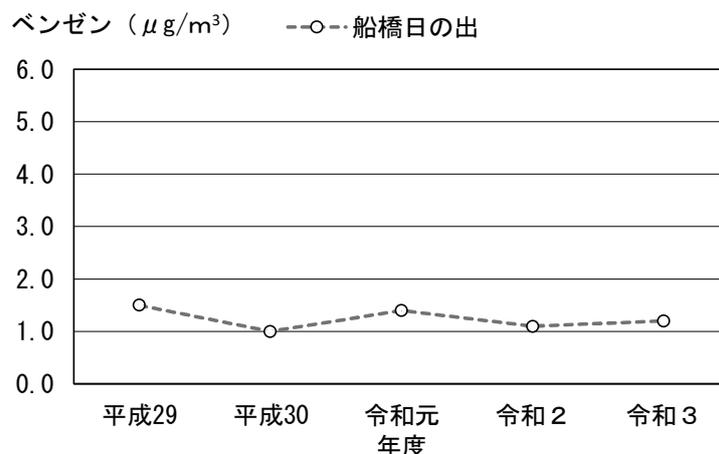
出典：「令和3年度 有害大気汚染物質測定結果」（千葉県ホームページ）

表 3-1-19 有害大気汚染物質年平均値の推移

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

種別	測定局/年度		測定項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自排局	6	船橋日の出	ベンゼン	1.5	1.0	1.4	1.1	1.2
			トリクロロエチレン	-	-	-	-	-
			テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-
			ジクロロメタン	-	-	-	-	-

出典：「有害大気汚染物質測定結果（平成29～令和3年度）」（千葉県ホームページ）



出典：「有害大気汚染物質測定結果について（平成29～令和3年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 3-1-10 有害大気汚染物質（ベンゼン）年平均値の推移

3-1-2 気象の状況

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所である船橋観測所（対象事業実施区域北東側約6.6km）の概要及び位置は、表 3-1-20及び図 3-1-11に、10年間（平成24～令和3年）の気象概況は、表 3-1-21(1)～(3)に示すとおりである。

過去10年間の平均を見ると、年間降水量は1,510.0mm（最大日降水量：224.0mm、最大時間降水量：58.5mm）、年間平均気温は15.8℃（最高気温：39.0℃、最低気温：-4.7℃）、年間平均風速は1.9m/秒（最大風速：11.0m/秒）となっている。

表 3-1-20 船橋観測所の概要

所在地	北緯	東経	観測所の 標高	風速計の 地上高さ	観測開始年月日
船橋市薬円台	35度42.7分	140度2.6分	28m	7.9m	平成11年8月3日

出典：「地域気象観測所一覧」（令和5年3月 気象庁）



凡 例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  気象観測所 |
|  市境 |  自排局 |
|  区境 | |

出典：「令和3年度 大気環境常時測定結果」(令和4年12月 千葉県)
「地域気象観測所一覧」(令和5年3月 気象庁)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」
「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-11 対象事業実施区域周辺の気象観測地点

表 3-1-21(1) 船橋観測所の気象概況（降水量）

年	項目 年間（月間） 降水量 （mm）	最大日降水量		最大時間降水量	
		（mm）	起日	（mm）	起日
平成 24 年	1,493.0	63.0	6月19日	39.0	6月22日
平成 25 年	1,482.0	224.0	10月16日	58.5	10月16日
平成 26 年	1,632.5	139.5	10月6日	41.0	9月11日
平成 27 年	1,553.0	98.5	9月10日	33.0	7月4日
平成 28 年	1,550.0	95.0	8月22日	47.0	8月2日
平成 29 年	1,366.0	119.5	10月22日	28.0	9月28日
平成 30 年	1,216.5	53.5	5月13日	19.5	5月13日
令和元年	1,687.0	147.0	10月25日	35.5	9月9日
令和2年	1,395.0	77.5	4月18日	47.5	8月22日
令和3年	1,724.5	90.5	10月1日	43.0	8月31日
1月	40.0	18.0	1月23日	2.5	1月23日
2月	61.0	46.5	2月15日	15.0	2月15日
3月	175.5	68.0	3月13日	20.0	3月29日
4月	123.0	39.0	4月29日	14.5	4月18日
5月	101.1	29.5	5月27日	16.0	5月1日
6月	100.0	46.0	6月29日	16.0	6月29日
7月	262.5	71.0	7月2日	18.5	7月3日
8月	343.5	90.0	8月15日	43.0	8月31日
9月	109.5	52.5	9月18日	18.0	9月18日
10月	207.0	90.5	10月1日	12.0	10月1日
11月	74.5	38.5	11月9日	10.0	11月9日
12月	127.0	47.5	12月8日	11.5	12月1日
全期間	平均 1,510.0	最大 224.0	—	最大 58.5	—

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 3-1-21(2) 船橋観測所の気象概況（気温）

年	項目 年間（月間） 平均気温 （℃）	最高気温		最低気温	
		（℃）	起日	（℃）	起日
平成24年	15.0	35.2	8月25日	-4.7	2月19日
平成25年	15.7	39.0	8月11日	-3.1	2月25日
平成26年	15.4	35.5	7月25日	-3.5	1月16日
平成27年	15.9	36.6	8月7日	-3.4	2月10日
平成28年	16.0	37.9	8月9日	-3.2	1月25日
平成29年	15.4	36.7	8月9日	-4.2	1月16日
平成30年	16.3	37.1	7月23日	-4.1	1月26日
令和元年	16.1	36.2	8月1日	-2.1	1月7日
令和2年	16.1	37.2	8月17日	-4.3	2月7日
令和3年	16.2	36.0	8月26日	-4.6	1月9日
1月	4.6	16.7	1月16日	-4.6	1月9日
2月	8.1	20.0	2月22日	-1.8	2月19日
3月	12.3	22.2	3月29日	1.7	3月4日
4月	14.6	26.5	4月22日	5.4	4月15日
5月	19.3	29.1	5月25日	9.0	5月3日
6月	22.5	31.7	6月8日	15.1	6月1日
7月	25.7	34.6	7月19日	19.3	7月4日
8月	27.2	36.0	8月26日	18.7	8月15日
9月	22.1	31.7	9月23日	16.1	9月7日
10月	17.8	28.6	10月8日	6.9	10月24日
11月	13.2	21.7	11月8日	2.5	11月30日
12月	7.3	20.0	12月1日	-3.3	12月27日
全期間	平均 15.8	最高 39.0	—	最低 -4.7	—

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 3-1-21(3) 船橋観測所の気象概況（風速及び年間日照時間）

年	項目 年間（月間） 平均風速 （m/秒）	最大風速			年間（月間） 日照時間 （時間）
		（m/秒）	風向	起日	
平成24年	1.9	9.1	南南西	6月20日	2,087.8
平成25年	1.9	9.8	北北西	10月16日	2,191.3
平成26年	1.9	8.4	北西	3月6日	2,134.0
平成27年	1.9	8.5	南南西	5月12日	2,010.2
平成28年	1.8	9.4	南西	8月22日	1,884.6
平成29年	1.9	8.1	北西	2月21日	2,066.5
平成30年	1.9	11.0	南西	10月1日	2,132.2
令和元年	1.8	10.4	南	10月12日	1,943.7
令和2年	1.8	9.2	北北東	4月13日	1,908.8 ^{注1)}
令和3年	1.8	7.8	西北西	12月18日	1,784.9 ^{注2)}
1月	1.6	7.7	南西	1月7日	179.2
2月	2.0	7.2	南西	2月4日	216.8
3月	2.0	7.2	西北西	3月13日	176.7 ^{注3)}
4月	2.2	6.5	南西	4月18日	226.8
5月	2.1	6.7	南南西	5月2日	150.7
6月	1.6	5.9	南	6月4日	143.7
7月	1.6	5.2	南西	7月28日	178.6
8月	2.0	7.4	南西	8月10日	194.4
9月	1.7	4.9	北東	9月19日	125.6
10月	1.7	5.9	北	10月1日	173.0
11月	1.5	6.1	南西	11月10日	209.2
12月	1.7	7.8	西北西	12月18日	206.2
全期間	平均 1.9	最大 11.0	—	—	平均 2,014.4

注1) --- 観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合または観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。

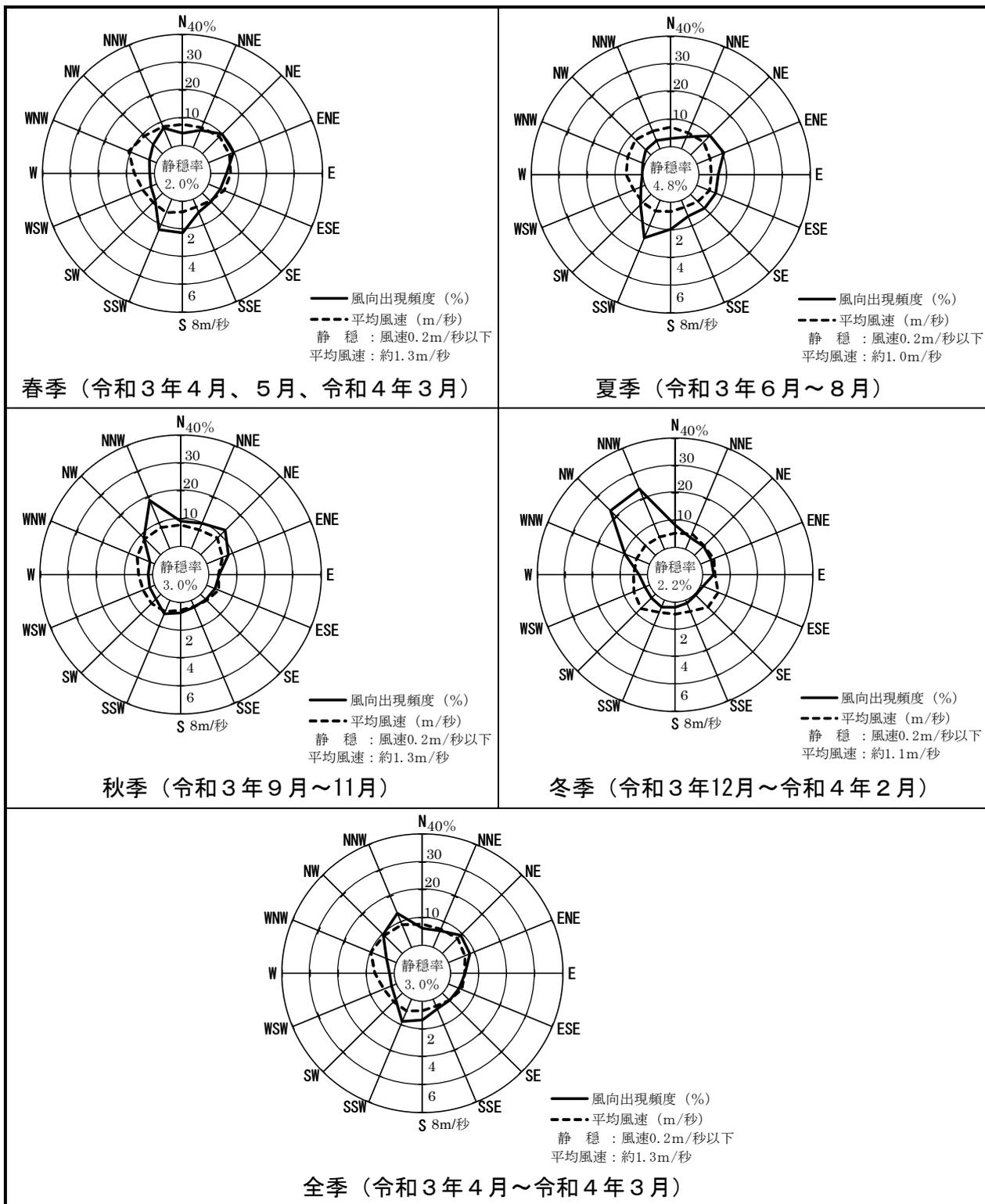
注2)] 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

注3)) 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている。

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

また、対象事業実施区域の最寄りの風向・風速の観測局である習志野秋津測定局における令和3年度の季節別風配図は、図 3-1-12に示すとおりである。全季の風配図を見ると、習志野秋津測定局では北北西の風が最も多くなっている。

なお、習志野秋津測定局の位置は、図 3-1-11に示したとおりである。



出典：「千葉県の気象環境測定データ」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 3-1-12 習志野秋津測定局における風配図（令和3年度）

3-1-3 水質の状況

対象事業実施区域周辺において実施されている公共用水域の水質測定地点は表 3-1-22(1)、(2)及び図 3-1-13に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の河川における測定結果は表 3-1-23(1)、(2)に、海域における測定結果は表 3-1-23(3)、(4)に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に、生活環境の保全に関する環境基準は類型指定されている水域に適用される。また、本市及び千葉市では環境基準の類型指定が指定されていない水域について環境目標値が設定されている。

令和3年度における公共用水域の水質測定結果は、東京湾3のCOD、船橋1のCOD、全窒素及び全リン、航路Cの全窒素及び全リン、東京湾No8のpH、全窒素及び全リンにおいて環境基準を超過しているものの、その他の地点はすべての項目において環境基準または環境目標値に適合している。

また、対象事業実施区域周辺において実施されている公共用水域のダイオキシン類の測定地点は図 3-1-13に、平成29年度から令和3年度における測定結果は表 3-1-24に示すとおりである。

公共用水域のダイオキシン類測定結果は、すべての年度において環境基準に適合している。

表 3-1-22(1) 公共用水域水質測定地点(河川)

区分	水域名	地点番号	地点名	環境基準 ^{注1)}		調査機関名
				BOD等	水生生物	
河川	海老川	①	八千代橋	E 類型	B 類型	船橋市
		②	千葉市境	(E 類型)	(B 類型)	習志野市
	浜田川	③	下八坂橋	(BOD: 3 mg/L以下) (DO: 5 mg/L以上)	-	千葉市
河川 (汽水域)	谷津川	④	干潟出口	-	-	習志野市
	菊田川	⑤	第七中学校脇	-	-	

注1) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は全公共用水域に適用される。

注2) () は、環境基準は適用されないが、習志野市生活環境保全計画及び千葉市環境基本計画における環境目標値として設定されているものを示す。

出典: 「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ)

「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)年版」(習志野市ホームページ)

「千葉市環境白書2022年版」(令和5年3月 千葉市)

表 3-1-22(2) 公共用水域水質測定地点(海域)

区分	水域名	地点番号	地点名	所在地	指定水域名・環境基準 ^{注)}			調査機関名
					COD	N・P	水生生物	
海域	東京湾	①	東京湾 3	京葉湾沿岸	東京湾(9) B 類型	東京湾(口) IV 類型	東京湾 A 類型	千葉県
		②	船橋 1	船橋港内	東京湾(3) C 類型	東京湾(口) IV 類型	東京湾 A 類型	船橋市
		③	船橋 2	船橋航路	東京湾(9) B 類型	東京湾(口) IV 類型	東京湾 A 類型	
		④	東京湾No8	幕張の浜地先	東京湾(9) B 類型	東京湾(口) III 類型	東京湾 A 類型	千葉市
		⑤	茜浜地先	-	東京湾(3) C 類型	東京湾(口) IV 類型	東京湾 A 類型	習志野市
		⑥	航路 C	-	東京湾(3) C 類型	東京湾(口) IV 類型	東京湾 A 類型	船橋市

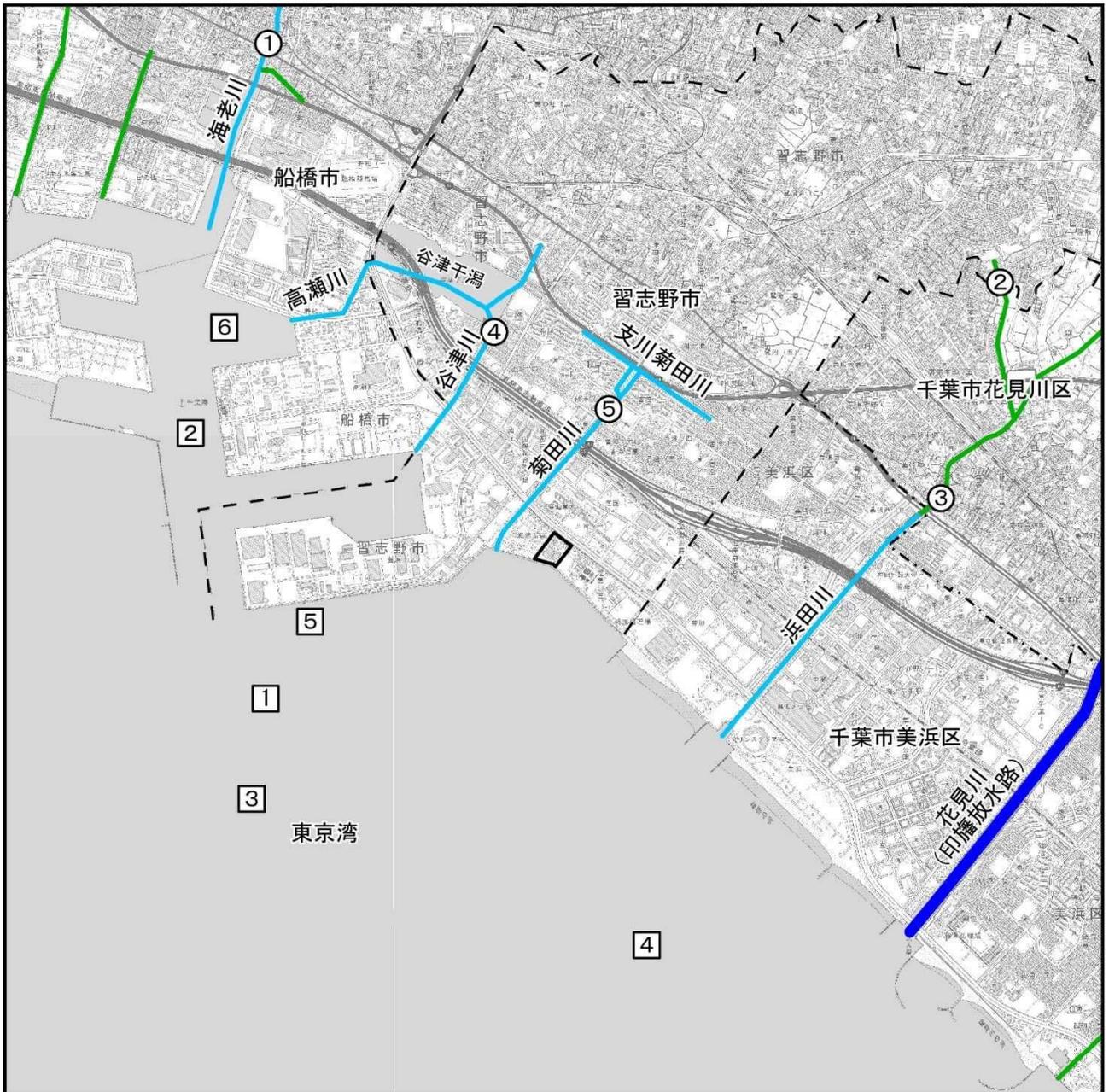
注) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は全公共用水域に適用される。

出典: 「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ)

「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)年版」(習志野市ホームページ)

「千葉市環境白書2022年版」(令和5年3月 千葉市)

「令和4年度版 船橋市の環境」(令和5年2月 船橋市)



凡 例

- | | | | |
|--|----------|--|--------|
| | 対象事業実施区域 | | 一級河川区間 |
| | 市境 | | 二級河川区間 |
| | 区境 | | その他の河川 |
| | | | 海域 |

水質測定地点

- | | | |
|--------------------------------|--|--------|
| 注) 図中の番号は表 3-1-22(1)、(2)と一致する。 | | 河川測定地点 |
| | | 海域測定地点 |

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ)
「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)年版」
(習志野市ホームページ)
「千葉県環境白書2022年版」(令和5年3月 千葉県)
「令和4年度版 船橋市の環境」(令和5年2月 船橋市)
「ダイオキシン類に係る常時監視結果について(平成29~令和3年度)」(千葉県ホームページ)
この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-13 公共用水域水質測定地点図

表 3-1-23(1) 公共用水域の水質測定結果(河川 令和3年度)

項目	測定地点名	河川		環境基準	
		海老川	①八千代橋		
環境基準類型	BOD等	河川E		河川E	
	水生生物	生物B		生物B	
生活環境項目	pH	7.9		6.0以上8.5以下	
	DO (mg/L)	7.2		2 mg/L以上	
	BOD (75%値) (mg/L)	1.8		10mg/L以下	
	COD (75%値) (mg/L)	4.1		—	
	SS (mg/L)	2		ごみ等の浮遊が認められないこと	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	57,000		—	
	n-ヘキササン抽出物質 (mg/L)	<0.5		—	
	全窒素 (mg/L)	6.2		—	
	全リン (mg/L)	0.24		—	
	全亜鉛 (mg/L)	0.006		0.03mg/L以下	
	ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006		0.002mg/L以下	
	LAS (mg/L)	0.0011		0.05mg/L以下	
	健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003		0.003mg/L以下
		全シアン (mg/L)	不検出		検出されないこと。
鉛 (mg/L)		<0.001		0.01mg/L以下	
六価クロム (mg/L)		<0.005		0.05mg/L以下	
砒素 (mg/L)		0.001		0.01mg/L以下	
総水銀 (mg/L)		<0.0005		0.0005mg/L以下	
アルキル水銀 (mg/L)		-		検出されないこと。	
PCB (mg/L)		不検出		検出されないこと。	
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002		0.02mg/L以下	
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002		0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004		0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.01		0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004		0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.1		1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006		0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001		0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001		0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002		0.002mg/L以下	
チウラム (mg/L)		<0.0006		0.006mg/L以下	
シマジン (mg/L)		<0.0003		0.003mg/L以下	
チオベンカルブ (mg/L)		<0.002		0.02mg/L以下	
ベンゼン (mg/L)		<0.001		0.01mg/L以下	
セレン (mg/L)		<0.001		0.01mg/L以下	
ふっ素 (mg/L)		0.26		0.8mg/L以下	
ほう素 (mg/L)		0.3		1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005		0.05mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	5.6		10mg/L以下		

注1) 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」、大腸菌群数は大腸菌群数 (CFU/100ml) に項目が変更されている。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

注2) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注3) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「令和4年度版 船橋市の環境」(令和5年2月 船橋市)

表 3-1-23(2) 公共用水域の水質測定結果(河川 令和3年度)

項目	測定地点名	河川		河川(汽水域)		環境目標値 ^{注4)}
		浜田川	浜田川	谷津川	菊田川	
		②千葉市境	③下八坂橋	④干潟出口	⑤第七中学校脇	
環境基準類型	BOD等	(河川E)	(BOD: 3mg/L以下) (DO: 5mg/L以上)	-	-	河川E
	水生生物	(生物B)	-	-	-	生物B
生活環境項目	pH	7.8	8.9	7.8	7.7	6.0以上8.5以下
	DO (mg/L)	7.8	15	5.8	5.4	2 mg/L以上
	BOD (75%値) (mg/L)	2.5	1.9	-	-	10mg/L以下
	COD (75%値) (mg/L)	-	-	3.5	4.1	-
	SS (mg/L)	2	4	-	-	ごみ等の浮遊が認められないこと
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	150,000	-	-	-	-
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	0.011	-	-	-	-
	全窒素 (mg/L)	-	-	-	-	-
	全リン (mg/L)	-	-	-	-	-
	全亜鉛 (mg/L)	0.030	0.005	-	-	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール (mg/L)	不検出	0.00007	-	-	0.002mg/L以下
	LAS (mg/L)	0.066	0.0139	0.0002	0.0005	0.05mg/L以下
	カドミウム (mg/L)	不検出	<0.0003	不検出	不検出	0.003mg/L以下
	全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	健康項目	鉛 (mg/L)	0.013	<0.001	不検出	0.001
六価クロム (mg/L)		不検出	<0.005	不検出	不検出	0.05mg/L以下
砒素 (mg/L)		0.001	<0.001	0.002	0.002	0.01mg/L以下
総水銀 (mg/L)		不検出	<0.0005	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀 (mg/L)		不検出	-	不検出	不検出	検出されないこと。
PCB (mg/L)		不検出	-	不検出	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン (mg/L)		不検出	<0.002	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素 (mg/L)		不検出	<0.0002	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		不検出	<0.0004	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	<0.002	不検出	不検出	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	<0.004	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	<0.1	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	<0.0006	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン (mg/L)		不検出	<0.001	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		不検出	<0.001	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		不検出	<0.0002	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム (mg/L)		不検出	-	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン (mg/L)		不検出	-	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ (mg/L)		不検出	-	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン (mg/L)		不検出	<0.001	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン (mg/L)	不検出	-	不検出	不検出	0.01mg/L以下	
ふっ素 (mg/L)	0.72	0.08	-	-	0.8mg/L以下	
ほう素 (mg/L)	1.2	<0.1	-	-	1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)	不検出	-	不検出	不検出	0.05mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	5.0	3.4	0.3	0.64	10mg/L以下	

注1) 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」、大腸菌群数は大腸菌数(CFU/100ml)に項目が変更されている。なお、表中の環境目標値は調査を実施した当時の値を記載している。

注2) 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注3) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注4) 汽水域2地点(④干潟出口、⑤第七中学校脇)については、習志野市生活環境保全計画での環境目標値の設定はされていない。

出典:「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)年版」(習志野市ホームページ)「千葉市環境白書2022年版」(令和5年3月 千葉市)

表 3-1-23(3) 公共用水域の水質測定結果(海域 令和3年度)

項目	測定地点名	海域(東京湾)			環境基準		
		京葉湾沿岸	船橋港内	船橋航路			
		①東京湾 3	②船橋 1	③船橋 2			
環境基準類型	COD	B類型	C類型	B類型	B類型	C類型	
	N・P	IV類型	IV類型	IV類型	IV類型		
	水生生物	A類型	A類型	A類型	A類型		
生活環境項目	pH	8.2	8.2	8.3	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	
	DO (mg/L)	9.8	9.7	10.1	5 mg/L以上	2 mg/L以上	
	BOD (75%値) (mg/L)	-	-	-	-		
	COD (75%値) (mg/L)	5.2	6.3	5.1	3 mg/L以下	8 mg/L以下	
	SS (mg/L)	-	-	-	-		
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	375	72	4	-		
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	不検出	検出されないこと	-	
	全窒素 (mg/L)	0.67	1.10	0.84	1mg/L以下		
	全リン (mg/L)	0.082	0.11	0.082	0.09mg/L以下		
	全亜鉛 (mg/L)	0.002	0.004	0.004	0.02mg/L以下		
	ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.001mg/L以下		
	LAS (mg/L)	<0.0006	0.0007	0.0007	0.01mg/L以下		
	健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下	
		全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。	
鉛 (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下		
六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下		
砒素 (mg/L)		0.002	0.002	0.001	0.01mg/L以下		
総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下		
アルキル水銀 (mg/L)		-	-	-	検出されないこと。		
PCB (mg/L)		不検出	不検出	不検出	検出されないこと。		
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下		
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下		
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	1 mg/L以下		
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下		
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下		
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下		
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下		
チウラム (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下		
シマジン (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下		
チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下		
ベンゼン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下		
セレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下		
ふっ素 (mg/L)		-	-	-	0.8mg/L以下		
ほう素 (mg/L)		-	-	-	1 mg/L以下		
1,4-ジオキサソ (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.21	0.43	0.25	10mg/L以下			

注1) 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」、大腸菌群数は大腸菌数 (CFU/100ml) に項目が変更されている。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

注2) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注3) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注4) 表中の「」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ)
「令和4年度版 船橋市の環境」(令和5年2月 船橋市)

表 3-1-23(4) 公共用水域の水質測定結果(海域 令和3年度)

項目	測定地点名	海域(東京湾)			環境基準		
		④東京湾No8	⑤茜浜地先	⑥航路 C	B類型	C類型	
環境基準類型	COD	B類型	C類型	C類型	B類型	C類型	
	N・P	III類型	IV類型	IV類型	III類型	IV類型	
	水生生物	A類型	A類型	A類型	A類型		
生活環境項目	pH	8.5	8.0	8.2	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	
	DO (mg/L)	7.3	8.6	9.2	5 mg/L以上	2 mg/L以上	
	BOD (75%値) (mg/L)	-	-	-	-		
	COD (75%値) (mg/L)	3.0	4.3	6.5	3 mg/L以下	8 mg/L以下	
	SS (mg/L)	-	-	-	-		
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	170	-	98	-		
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	-	不検出	<0.5	検出されないこと	-	
	全窒素 (mg/L)	0.74	0.064	1.2	0.6mg/L以下	1 mg/L以下	
	全リン (mg/L)	0.082	0.081	0.120	0.05mg/L以下	0.09mg/L以下	
	全亜鉛 (mg/L)	0.004	0.010	0.004	0.02mg/L以下		
	ノニルフェノール (mg/L)	0.0001	不検出	<0.0006	0.001mg/L以下		
	LAS (mg/L)	<0.0006	0.0004	0.0006	0.01mg/L以下		
	健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	-	-	0.003mg/L以下	
		全シアン (mg/L)	不検出	-	-	検出されないこと。	
		鉛 (mg/L)	<0.001	-	-	0.01mg/L以下	
六価クロム (mg/L)		<0.005	-	-	0.05mg/L以下		
砒素 (mg/L)		0.001	-	-	0.01mg/L以下		
総水銀 (mg/L)		<0.0005	-	-	0.0005mg/L以下		
アルキル水銀 (mg/L)		-	-	-	検出されないこと。		
PCB (mg/L)		不検出	-	-	検出されないこと。		
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	-	-	0.02mg/L以下		
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	-	-	0.002mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	-	-	0.004mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.002	-	-	0.1mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	-	-	0.04mg/L以下		
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.1	-	-	1 mg/L以下		
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	-	-	0.006mg/L以下		
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	-	-	0.01mg/L以下		
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001	-	-	0.01mg/L以下		
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	-	-	0.002mg/L以下		
チウラム (mg/L)		-	-	-	0.006mg/L以下		
シマジン (mg/L)		-	-	-	0.003mg/L以下		
チオベンカルブ (mg/L)		-	-	-	0.02mg/L以下		
ベンゼン (mg/L)		<0.001	-	-	0.01mg/L以下		
セレン (mg/L)		-	-	-	0.01mg/L以下		
ふっ素 (mg/L)		-	-	-	0.8mg/L以下		
ほう素 (mg/L)		-	-	-	1 mg/L以下		
1,4-ジオキサソ (mg/L)	<0.005	-	-	0.05mg/L以下			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.28	-	0.57	10mg/L以下			

注1) 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」、大腸菌群数は大腸菌数 (CFU/100ml) に項目が変更されている。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

注2) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注3) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注4) 表中の「>」は、環境基準を超過していることを示す。

出典: 「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)年版」(習志野市ホームページ)

「千葉市環境白書2022年版」(令和5年3月 千葉市)

「令和4年度版 船橋市の環境」(令和5年2月 船橋市)

表 3-1-24 公共用水域のダイオキシン類の測定結果（公共用水域）

単位：pg-TEQ/L

区分	水域名	地点番号	地点名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準
河川	海老川	①	八千代橋	0.040	0.055	0.034	0.045	0.021	1以下
海域	東京湾(3)	②	船橋1	0.034	0.042	0.036	0.035	0.023	

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成29～令和3年度）」（千葉県ホームページ）

対象事業実施区域周辺で実施されている地下水質測定地点は、図 3-1-14に示すとおりである。対象事業実施区域周辺の地下水質調査は概況調査が2地点、継続監視調査が3地点、要監視項目調査が2地点となっており、調査結果は表 3-1-25(1)～(3)に示すとおりである。令和3年度における地下水質調査結果は、谷津3丁目の砒素、屋敷5丁目及び幕張町2丁目のトリクロロエチレンを除くすべての地点及び項目において環境基準に適合している。また、平成29年度から令和3年度において対象事業実施区域周辺で実施されている地下水のダイオキシン類調査は、平成29年度に本市藤崎で実施されており、測定結果は0.010 pg-TEQ/L（環境基準：1 pg-TEQ/L）と環境基準を下回っていた。なお、本市藤崎の位置は、図 3-1-14に示すとおりである。

表 3-1-25(1) 地下水質調査結果（概況調査 令和3年度）

項目	地点	習志野市	千葉市美浜区	環境基準
		①谷津3丁目	②真砂1丁目	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.001	0.001	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	0.012	不検出	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	0.0013	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10	不検出	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	不検出	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	0.1	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	0.05mg/L以下

注1) 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」に変更された。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注3) 表中の0.012は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-25 (2) 地下水質調査結果（継続監視調査 令和3年度）

項目	地点	習志野市	千葉市 花見川区	船橋市	環境基準
		③屋敷5丁目	④幕張町2丁目	⑤東船橋7丁目	
カドミウム	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
鉛	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	-	-	-	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	-	不検出	-	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.005	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.017	0.013	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0008	不検出	0.035	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	-	-	-	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	-	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	-	-	-	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	-	-	-	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下

注1) 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」に変更された。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注3) 表中の0.017、0.013、0.035は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

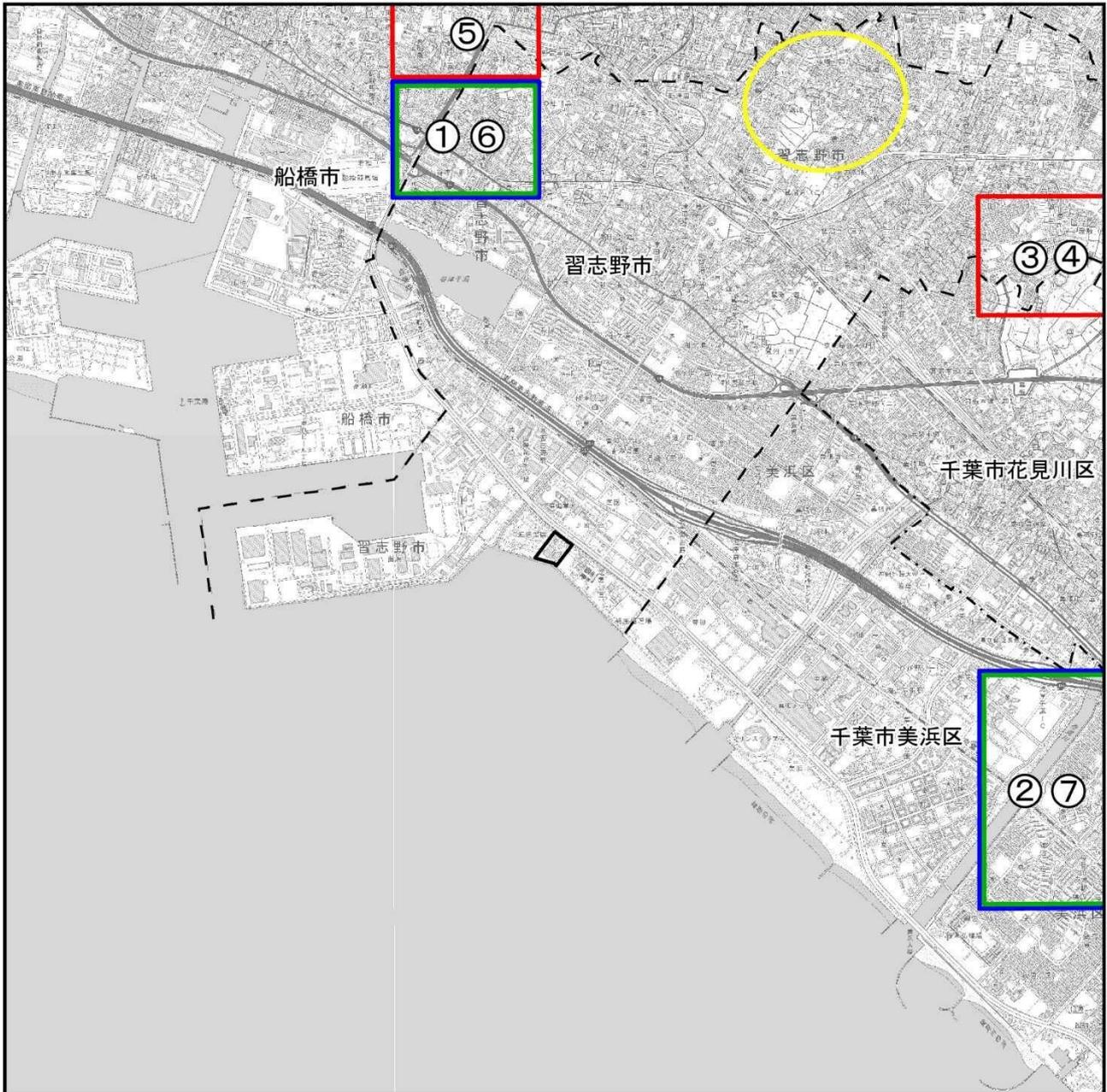
表 3-1-25(3) 地下水質調査結果（要監視項目調査 令和3年度）

項目	地点	習志野市	千葉市	指針値 ^{注2)}
		⑥谷津3丁目	⑦美浜区真砂1丁目	
クロロホルム	(mg/L)	-	-	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	-	-	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	-	-	0.2mg/L以下
イソキサチオン	(mg/L)	-	-	0.008mg/L以下
ダイアジノン	(mg/L)	-	-	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	(mg/L)	-	-	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	(mg/L)	-	-	0.04mg/L以下
オキシシン銅	(mg/L)	-	-	0.04mg/L以下
クロロタロニル	(mg/L)	-	-	0.05mg/L以下
プロピサミド	(mg/L)	-	-	0.008mg/L以下
EPN	(mg/L)	不検出	-	0.006mg/L以下
ジクロロボス	(mg/L)	-	-	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	(mg/L)	-	-	0.03mg/L以下
イプロベンホス	(mg/L)	-	-	0.008mg/L以下
クロルニトルフェン	(mg/L)	-	-	
トルエン	(mg/L)	-	-	0.6mg/L以下
キシレン	(mg/L)	-	-	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	-	-	0.06mg/L以下
ニッケル	(mg/L)	0.002	-	
モリブデン	(mg/L)	-	-	0.07mg/L以下
アンチモン	(mg/L)	不検出	-	0.02mg/L以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	不検出	-	0.0004mg/L以下
全マンガン	(mg/L)	不検出	-	0.2mg/L以下
ウラン	(mg/L)	不検出	-	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOA	(mg/L)	不検出	0.0000057	0.00005 mg/L以下

注1) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注2) この指針値は、平成21年11月30日付け環水企発第091130004号・環水土発第091130005号の環境省水・大気環境局長通知により示されている要監視項目の指針値である。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）



凡 例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  概況調査地点 |
|  市境 |  継続監視調査地点 |
|  区境 |  要監視項目調査地点 |
| |  ダイオキシン類調査地点 |

- 注1) 図中の番号は表 3-1-25(1)～(3)と一致する。
 注2) 地下水の概況調査地点は2km メッシュ (船橋市は1km メッシュ)、継続監視調査地点及び要監視項目調査地点は1km メッシュである。
 注3) ダイオキシン類調査地点である習志野市藤崎の詳細な位置は公表されていないため、おおよその位置を示す。

出典：「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-14 地下水質測定地点図

3-1-4 水象の状況

対象事業実施区域周辺の河川等の状況は図 3-1-15に、主要な河川は表 3-1-26に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要な河川としては、対象事業実施区域北西側に二級河川である菊田川、谷津川、高瀬川、海老川等が存在し、東京湾に流れている。また、対象事業実施区域南東側に二級河川である浜田川及び一級河川である花見川（印旛放水路）が存在し、東京湾に流れている。

対象事業実施区域南側は東京湾であり、対象事業実施区域北西側には谷津干潟が存在している。

表 3-1-26 主要な河川（一級河川、二級河川）

種別	水系名	河川名	区 分		延長 (km)
			上流端	下流端	
一級河川	利根川	花見川 (印旛放水路)	西印旛沼からの流出点（阿宗橋）かど		左右岸各 19.0
二級河川	海老川	海老川	左右岸 船橋市米ヶ崎町地先市道夏目米ヶ崎線八栄橋上流端		左右岸各 2.7
	高瀬川	高瀬川	左岸 船橋市高瀬町67番地先 右岸 船橋市若松2丁目12番地先		左右岸各 0.8
	谷津川	谷津川	左岸 習志野市秋津5丁目10番2地先 右岸 習志野市秋津5丁目2番2地先		左右岸各 1.1
	菊田川	菊田川	左岸 習志野市香澄1丁目1番1地先 右岸 習志野市袖ヶ浦6丁目27番地先		左右岸各 2.4
		支川菊田川	左岸 習志野市秋津2丁目17番地先 右岸 習志野市秋津2丁目17番地先		左右岸各 0.5
浜田川	浜田川	左岸 千葉市花見川区幕張町1丁目7680番2地先 右岸 千葉市美浜区幕張西4丁目7807番1地先		左右岸各 2.2	

出典：「令和3年 千葉県統計年鑑（河川）」（千葉県ホームページ）



凡 例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  一級河川区間 |
|  市境 |  二級河川区間 |
|  区境 |  その他の河川 |
| |  海域 |

出典：「国土数値情報（河川）」（国土交通省ホームページ）
 「令和3年 千葉県統計年鑑（河川）」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-15 水象の状況

3-1-5 水底の底質の状況

対象事業実施区域周辺において実施されている水底の底質の調査地点は図 3-1-13に示したとおりである。令和2年度における水底の底質の測定結果は表 3-1-27に示すとおりである。

また、平成29年度から令和3年度における底質のダイオキシン類の測定結果は表 3-1-28に示すとおりであり、いずれの年度もすべての地点において環境基準を達成している。

表 3-1-27 水底の底質の測定結果（水底の底質 令和2年度）

項目	測定地点名		測定地点名		
			河川	海域（東京湾）	
			海老川 ①八千代橋	船橋港内 ②船橋 1	船橋航路 ③船橋 2
基本項目	酸化還元電位	(mV)	-100	-270	-230
	乾燥減量（含水率）	(%)	21.9	60.7	31.8
	強熱減量	(%)	1.6	8.7	4.1
	微細泥率	(%)	3.1	55.5	21.7
	pH	-	7.7	7.6	7.8
富栄養化項目	全窒素	(mg/g)	0.26	2.5	0.69
	全りん	(mg/g)	0.19	0.64	0.35
	全炭素	(mg/g)	1.5	17.3	4.1
健康項目	PCB	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01
	水銀	(mg/kg)	0.02	0.09	0.08
	カドミウム	(mg/kg)	0.1	0.4	0.4
	鉛	(mg/kg)	4.7	14.5	10.3
	砒素	(mg/kg)	4.4	9.8	9.3
	セレン	(mg/kg)	<0.1	0.1	<0.1
	鉄	(mg/kg)	17,300	34,600	29,300
	マンガン	(mg/kg)	122	383	349
	亜鉛	(mg/kg)	92	178	104
	銅	(mg/kg)	15.2	49.6	25.5
	クロム	(mg/kg)	7.1	26.9	16.3
	その他の項目	硫化物	(mg/kg)	<10	<10

出典：「令和4年度版 船橋市の環境」（令和5年2月 船橋市）

表 3-1-28 ダイオキシン類の測定結果（水底の底質）

単位：pg-TEQ/g

区分	水域名	地点番号	地点名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準
河川	海老川	①	八千代橋	0.38	0.46	1.8	1.7	0.33	150以下
海域	東京湾（3）	②	船橋1	11.0	12.0	12.0	9.5	2.8	

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成29～令和3年度）」（千葉県ホームページ）

3-1-6 騒音及び超低周波音の状況

対象事業実施区域及周辺における環境騒音の調査結果は表 3-1-29に、調査地点は図 3-1-16に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の環境騒音の調査地点は、本市で8地点となっている。各地点における昼間の騒音レベルは45～53デシベル、夜間の騒音レベルは36～49デシベルとなっており、地点3の八幡公園及び地点8の袖ヶ浦4号児童遊園で夜間の環境基準を上回っているものの、その他の地点では環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域周辺では、超低周波音の調査は実施されていない。

表 3-1-29 環境騒音調査結果（令和3年度）

番号	市町	調査地点	等価騒音レベル (デシベル)		環境基準
			昼間	夜間	
1	習志野市	天津児童遊園	47	41	A類型及びB類型 昼間：55 夜間：45
2		梅林園	45	40	
3		八幡公園	53	48	
4		藤崎4丁目児童遊園	49	36	
5		鷺沼城址公園	47	40	
6		菊田公園	48	41	
7		谷津5丁目公園	50	41	
8		袖ヶ浦4号児童遊園	49	49	

注1) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

注2) 表中の■は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)年版」(習志野市ホームページ)



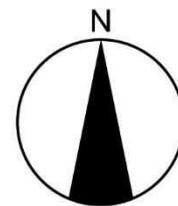
凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 環境騒音調査地点

注) 図中の番号は表 3-1-29 と一致する。

出典：「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)データで見る習志野市の環境 令和4(2022)年版」(習志野市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-16 環境騒音調査地点

対象事業実施区域周辺における自動車騒音の調査結果（面的評価）は表 3-1-30に、調査地点は図 3-1-17に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の自動車騒音の調査地点（面的評価）は、本市で1地点、千葉市花見川区で1地点、美浜区で2地点、船橋市で6地点の計10地点となっている。各地点における環境基準の達成率は、33.8～100.0%となっている。

表 3-1-30 自動車騒音調査結果(面的評価) (令和3年度)

番号	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル (デシベル)		評価区間の延長 (km)	昼間・夜間とも 基準値以下 (%)	昼間のみ 基準値以下 (%)	夜間のみ 基準値以下 (%)	昼間・夜間とも 基準値超過 (%)	車線数	環境基準類型
				昼間	夜間							
1	一般国道14号	習志野市谷津2丁目20	習志野市谷津4丁目8 ） 習志野市袖ヶ浦6丁目22	69	67	3.6	78.3	4.2	0.0	17.5	2	B
2	一般国道14号	千葉市花見川区幕張町5丁目	千葉市美浜区幕張西2-3 ） 千葉市花見川区幕張町	67	64	1.9	95.7	0.0	0.5	3.8	5	C
3	一般国道357号	千葉市美浜区浜田1丁目	千葉市美浜区浜田 ） 千葉市美浜区浜田	61	57	1.0	33.8	2.7	0.0	63.5	4	B
4	市道千葉臨海線	千葉市美浜区磯辺2丁目	千葉市美浜区新港 ） 千葉市美浜区磯辺2-8	54	52	2.1	100.0	0.0	0.0	0.0	4	B
5	一般国道14号	船橋市宮本2-15-5	船橋市本中山2丁目 ） 船橋市宮本8丁目	66	66	6.0	97.3	2.4	0.1	0.1	2	C
6	一般国道357号	船橋市日の出1-16	船橋市若松1丁目 ） 船橋市栄町1丁目	68	68	2.3	61.1	28.0	0.0	10.9	4	C
7	一般国道296号	船橋市東船橋5-7-7	船橋市東船橋4丁目 ） 船橋市若松1丁目	69	68	1.5	65.9	8.8	0.0	25.3	4	B
8	一般国道14号 (京葉道路)	船橋市南本町31	船橋市海神町南1丁目 ） 船橋市湊町2丁目	55	53	2.1	81.3	5.6	0.0	13.2	4	B
9	主要地方道 船橋停車場線	船橋市本町2丁目	船橋市本町4丁目 ） 船橋市本町3丁目	65	64	0.6	100.0	0.0	0.0	0.0	2	C
10	一般県道津田沼 停車場前原線	船橋市前原西3丁目	船橋市前原西2丁目 ） 船橋市前原西3丁目	67	61	0.6	97.0	3.0	0.0	0.0	2	C

注1) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

注2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準は以下の通りである。

A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

: 昼間 60 デシベル以下、夜間 55 デシベル以下

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域

: 昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

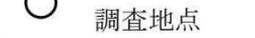
2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路(道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路)の道路端から20メートルの地域(2車線以下の場合は15メートルの地域)

: 昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

出典:「2022(令和4)年版 環境白書」(令和5年3月 千葉県)



凡 例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  自動車騒音(面的評価)調査地点 |
|  市境 |  面的評価区間 |
|  区境 | |

注) 図中の番号は表 3-1-30 と一致する。

出典：「2022(令和4)年版 環境白書」(令和5年3月 千葉県)
「自動車騒音常時監視結果 Light 版」(国立環境研究所ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-17 自動車騒音調査地点 (面的評価)

対象事業実施区域周辺における自動車騒音の調査結果（要請限度）は表 3-1-31に、調査地点は図 3-1-18に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の自動車騒音の調査地点（要請限度）は、本市で9地点、船橋市で3地点の計12地点となっている。各地点における昼間の騒音レベルは53～69デシベル、夜間の騒音レベルは50～69デシベルとなっており、すべての地点で要請限度を下回っている。

表 3-1-31 自動車騒音調査結果(要請限度) (令和3年度)

番号	市	道路名	調査地点	等価騒音レベル (デシベル)		要請限度
				昼間	夜間	
1	習志野市	船橋都計 3. 1. 3	習志野市谷津 3-30	53	52	昼間：70 夜間：65
2		一般国道 357 号東関東自動車道	習志野市秋津 4-20	53	50	
3		市道 00-011	習志野市本大久保 2-4	66	63	
4		一般国道 296 号	習志野市谷津 5-36	67	68	昼間：75 夜間：70
5		一般国道 14 号	習志野市谷津 2-20	68	67	
6		県道長沼船橋線	習志野市大久保 4-5	66	64	
7		京葉道路	習志野市袖ヶ浦 6-1	56	55	
8		都計 3. 3. 3	習志野市秋津 3-5	65	60	
9		都計 3. 3. 2	習志野市秋津 4-20	65	62	
10	船橋市	一般国道 14 号	船橋市宮本 2-15-5	67	67	昼間：75 夜間：70
11		一般国道 357 号東関東自動車道	船橋市日の出 1-16	69	69	
12		一般国道 296 号	船橋市東船橋 5-7-7	68	68	

注) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

出典：「2022(令和4)年版 環境白書」(令和5年3月 千葉県)



凡例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 自動車騒音(要請限度)調査地点

注) 図中の番号は表 3-1-31 と一致する。

出典：「2022(令和4)年版 環境白書」(令和5年3月 千葉県)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-18 自動車騒音調査地点(要請限度)

3-1-7 振動の状況

対象事業実施区域周辺における道路交通振動の調査結果は表 3-1-32に、調査地点は図 3-1-19に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の道路交通振動の調査地点は、本市で5地点、千葉市花見川区で1地点、美浜区で1地点、船橋市で3地点の計10地点となっている。各地点における昼間の振動レベルは24～52デシベル、夜間の振動レベルは23～52デシベルとなっており、すべての地点で要請限度を下回っている。

また、対象事業実施区域周辺では、環境振動の調査は実施されていない。

表 3-1-32 道路交通振動調査結果（令和3年度）

番号	市	道路名	調査地点	振動レベル 80%レンジの上端値 (デシベル)		要請限度
				昼間	夜間	
1	習志野市	一般国道 296 号	習志野市谷津 5-36	52	52	昼間：65 夜間：60
2		一般国道 14 号	習志野市谷津 2-20	43	41	
3		県道長沼船橋線	習志野市大久保 4-5	45	40	
4		京葉道路	習志野市袖ヶ浦 6-1	50	49	
5		都計 3.3.2	習志野市秋津 4-20	44	40	
6	千葉市 花見川区	一般国道 14 号	花見川区幕張町 5 丁目	44	40	昼間：70 夜間：65
7	千葉市 美浜区	一般国道 357 号東関東自動車道	美浜区浜田 1 丁目	46	43	昼間：65 夜間：60
8	船橋市	一般国道 14 号	船橋市宮本 2-15-5	24	23	昼間：70 夜間：65
9		一般国道 357 号東関東自動車道	船橋市日の出 1-16	50	49	
10		一般国道 296 号	船橋市東船橋 5-7-7	52	52	昼間：65 夜間：60

注) 昼間の時間区分は8:00～19:00、夜間の時間区分は19:00～8:00である。

出典：「2022(令和4)年版 環境白書」(令和5年3月 千葉県)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 道路交通振動調査地点
- 市境
- 区境

注) 図中の番号は表 3-1-32 と一致する。

出典：「2022(令和4)年版 環境白書」(令和5年3月 千葉県)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-19 道路交通振動調査地点

3-1-8 悪臭の状況

対象事業実施区域周辺では、悪臭の調査は実施されていない。

3-1-9 地形及び地質等の状況

1. 地形

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、図 3-1-20(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は本市の沿岸部に位置しており、南側には東京湾がある。

対象事業実施区域は旧水面埋立地（埋立地）となっており、対象事業実施区域周辺の国道を挟んだ北側には被覆砂丘や砂州・砂堆・自然堤防、下位砂礫台地等が広がっている。

2. 地質

対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は、図 3-1-21(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は埋立地堆積物となっており、対象事業実施区域周辺の北東側には火山性岩石であるローム 1、未固結堆積物である泥がち堆積物及び砂がち堆積物等が広がっている。

3. 湧水

対象事業実施区域周辺には、代表的な湧水は存在しない。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  区境

東京 東北部 東南部	佐 倉
	千 葉



1:50,000



注) 地形分類図に一部ずれがあるが出典どおりの記載としている。

出典：「土地分類基本調査 地形分類図（東京東北部・東南部）
（昭和60年3月 千葉県）」

「土地分類基本調査 地形分類図（佐倉）（昭和56年3月 千葉県）」

「土地分類基本調査 地形分類図（千葉）（昭和55年3月 千葉県）」

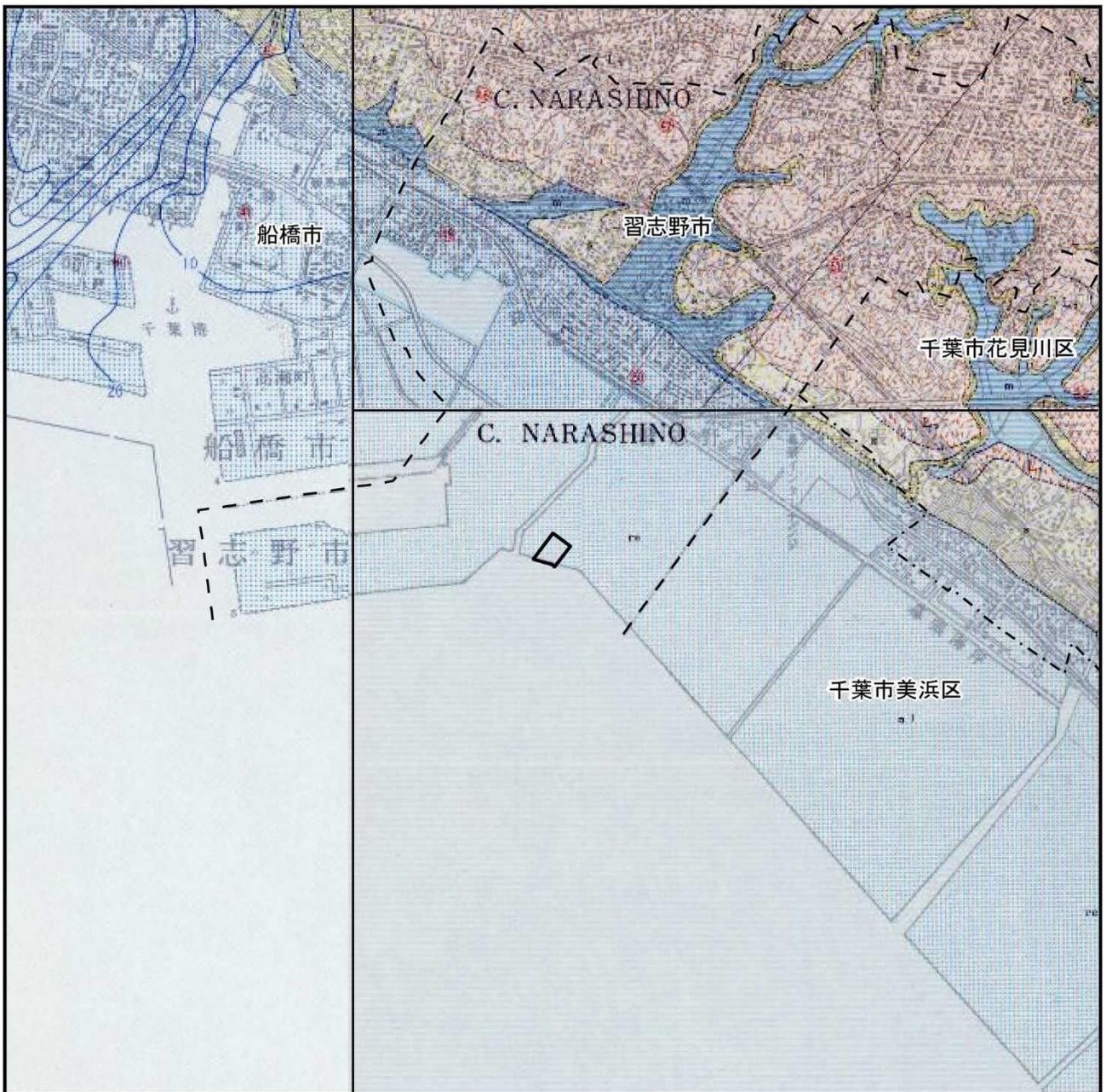
図 3-1-20(1) 地形分類図

凡 例

台 地	東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
上位砂礫台地			
中位砂礫台地			
下位砂礫台地			
低位砂礫台地			
斜面			
低 地	東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
谷底平野・氾濫原平野			
砂州・砂堆・自然堤防			
被覆砂丘			
人工地形	東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
切土・盛土（改変地）			
盛土地（改変地）			
干拓地			
埋立地			
旧水面埋立地			
その他	東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
崖			
急崖			
分水界			
地形界			
国道			
主要地方道			

出典：「土地分類基本調査 地形分類図（東京東北部・東南部）（昭和60年3月 千葉県）
 「土地分類基本調査 地形分類図（佐倉）（昭和56年3月 千葉県）
 「土地分類基本調査 地形分類図（千葉）（昭和55年3月 千葉県）」

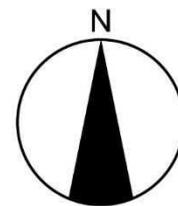
図 3-1-20(2) 地形分類図の凡例



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- - - 区境

東京 東北部 東南部	佐倉
	千葉



1:50,000



出典：「土地分類基本調査 表層地質図（東京東北部・東南部）
（昭和60年3月 千葉県）
「土地分類基本調査 表層地質図（佐倉）（昭和56年3月 千葉県）
「土地分類基本調査 表層地質図（千葉）（昭和55年3月 千葉県）」

図 3-1-21(1) 表層地質図

凡 例

未固結堆積物	東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
埋立地堆積物			
泥がち堆積物			
砂がち堆積物			
砂 1			
火山性岩石	東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
ローム 1			
ローム 2			
ローム 3			
その他	東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
岩石の種類境界			
柱状図の地点	①		
軟弱層の厚さ			

出典：「土地分類基本調査 表層地質図（東京東北部・東南部）（昭和60年3月 千葉県）
 「土地分類基本調査 表層地質図（佐倉）（昭和56年3月 千葉県）
 「土地分類基本調査 表層地質図（千葉）（昭和55年3月 千葉県）」

図 3-1-21(2) 表層地質図の凡例

3-1-10 地盤の状況

対象事業実施区域周辺の水準点における、平成29年から令和4年までの地盤変動の状況は、表 3-1-33に示すとおりである。また、水準点の位置は図 3-1-22に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、28地点の水準点が存在している。令和3年～令和4年において最も変動量大きい地点は、水準点番号014-024で+8.5mmとなっている。

なお、過去5年間において環境省が地盤沈下の監視目安としている年間20mm以上の沈下はない。

表 3-1-33 水準点の変動状況

番号	水準点番号	市区	所在地	変動量 (mm) 各年1月に測定				
				平成29年 ～ 平成30年	平成30年 ～ 令和元年	令和元年 ～ 令和2年	令和2年 ～ 令和3年	令和3年 ～ 令和4年
1	3827	習志野市	谷津四丁目4-22(ローズベイ谷津付近)	+5.5	-0.7	-0.9	+2.3	+6.8
2	3828		鷺沼一丁目12地先(ビザラ津田沼店付近)	+7.1	-1.4	-1.6	+3.0	+8.4
3	014-023		谷津二丁目17-10地先(やしろクリーニング店付近)	+4.0	-0.5	-1.7	+2.7	+6.6
4	014-024		津田沼六丁目7-9地先(マルエツ津田沼南店付近)	+6.1	-1.2	-1.6	+3.2	+8.5
5	014-025		鷺沼五丁目5-6地先(C&Cタジマヤ(株)付近)	+7.6	-1.5	-1.7	+3.0	+8.3
6	NO.74		袖ヶ浦五丁目25(幕張インターチェンジ)	+7.1	-1.4	-1.5	+2.9	+8.1
7	N-3		藤崎三丁目2-19(藤崎保育園)	+5.2	-3.6	-0.2	+3.8	+6.4
8	N-7		袖ヶ浦一丁目11(袖ヶ浦9号緑地)	+4.9	+0.4	-2.3	+2.5	+7.8
9	N-13		藤崎一丁目14(森林公園付近)	+6.3	-1.2	-0.4	+5.8	+8.1
10	N-14		藤崎六丁目9-28(大久保小学校)	+5.4	-2.9	+0.1	+7.6	+5.5
11	3829	千葉市 花見川区	幕張町一丁目2062(庚申塚前)	+7.6	-1.2	-1.8	+3.4	+6.6
12	014-026		幕張本郷二丁目25地先(国道14号路肩「花見公園内」)	+7.6	-2.2	-1.9	+2.5	+5.3
13	014-028		幕張町五丁目214(山ニテラー)	+7.7	-1.7	-1.4	+3.0	+6.4
14	NO.72		幕張一丁目940地先(旧国道14号線「日出光ガソリンスタンド」)	+7.1	-0.9	-2.1	+3.3	+6.6
15	(交)3826	船橋市	宮本五丁目2-1(船橋大神宮)	+6.2	+1.0	-1.2	+2.4	+5.7
16	NO.78		宮本七丁目10-1(宮本小学校)	+6.6	+0.3	-1.4	+2.8	+5.7
17	F-5		西浦二丁目17-1(株NIPPO)	-	-1.2	-4.5	-0.4	+5.6
18	F-6		栄町一丁目7-1(南本町小学校)	+7.3	+0.7	-3.8	+2.6	+6.8
19	F-7		栄町二丁目14-12(機械金属工業協同組合)	+7.6	-0.1	-3.4	+1.9	+6.4
20	F-8		湊町二丁目10-25(船橋市役所)	+7.2	+0.1	-0.6	+1.5	+5.8
21	F-9		日の出一丁目1-2(湊中学校)	+6.2	+0.0	-1.8	+0.9	+5.2
22	F-10		日の出二丁目18-1(京葉アサノコンクリート(株)船橋工場)	+7.1	+0.9	-2.4	+0.9	+6.1
23	F-11		浜町一丁目4-3(はまかぜ児童公園)	+6.8	-0.3	-0.9	+0.9	+6.7
24	F-17		湊町一丁目16-5(湊町小学校)	+6.7	+0.7	-1.4	+1.5	+6.7
25	F-30		三山二丁目42-1(三山小学校)	+8.1	-3.6	+0.3	+7.4	+4.7
26	F-32		南本町19(県営住宅南本町団地)	+6.9	+0.7	-3.9	+2.5	+6.4
27	F-37		浜町二丁目5-1(千葉県葛南港湾事務所)	+5.0	-1.6	-2.9	-1.0	+5.0
28	F-45		高瀬町35-2(若松公園駐車場)	+7.2	-1.4	+0.2	-2.9	+8.1

注)「-」は再設された地点のため、変動量を示せないことを表す。

出典：「千葉県水準測量成果表(平成30～令和4年)」(千葉県ホームページ)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 水準点位置

注) 図中の番号は表 3-1-33 と一致する。

出典: 「千葉県水準測量成果表 (平成 30~令和 4 年)」(千葉県ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-22 水準点位置図

3-1-11 土壌の状況

1. 土壌

対象事業実施区域及びその周辺の土壌図は、図 3-1-23(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は、地形分類図(図 3-1-20(1)参照)に示したとおり旧水面埋立地となっており、土壌は未区分地2となっている。また、対象事業実施区域周辺の北東側には台地の土壌である黒ボク土壌や淡色黒ボク土壌等が点在している。

2. 土壌汚染

対象事業実施区域周辺における土壌汚染対策法に基づく指定区域は表 3-1-34に示すとおりであり、本市で2箇所、千葉市美浜区で9箇所、船橋市で3箇所が形質変更時要届出区域に指定されている。なお、対象事業実施区域周辺において要措置区域の指定はされていない。

表 3-1-34 土壌汚染対策法に基づく指定区域(形質変更時要届出区域)

指定番号	指定年月日	区域の地番	指定基準に適合しない指定有害物質
H28形-2	平成28年8月16日	習志野市茜浜一丁目5番1の一部	ふっ素及びその化合物
H30形-1	平成30年7月6日	習志野市芝園二丁目1番92の一部	ふっ素及びその化合物
指-2	平成23年12月15日	千葉市美浜区浜田2丁目45番9、豊砂1番5	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物
指-3	平成24年3月22日	千葉市美浜区豊砂1番6	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-15	平成27年7月9日	千葉市美浜区打瀬3丁目13番地7ほか4筆	ふっ素及びその化合物
指-20 指-20-2	平成28年12月27日	千葉市美浜区若葉3丁目1番1、 1番18、1番19の各一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-39	令和2年7月14日	千葉市美浜区若葉3丁目1番11の一部	ふっ素及びその化合物
指-40	令和2年8月21日	千葉市美浜区豊砂6番1、113番2の一部、 115番1の一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-41	令和2年9月8日	千葉市美浜区幕張西4丁目7800番2の一部	砒素及びその化合物
指-45	令和3年6月9日	千葉市美浜区若葉3丁目1番23の一部	砒素及びその化合物
指-58	令和4年9月28日	千葉市美浜区若葉3丁目1番13の一部	ふっ素及びその化合物
指-6	平成23年9月13日	船橋市高瀬町56番1、同番2、 同番4から同番14まで、55番2及び同番4	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-27	平成29年8月31日	船橋市日の出2丁目8番1の一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-30	令和2年5月1日 令和2年10月13日	船橋市南海神1丁目1896番11の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

注) 指定区域は令和5年4月1日時点のものである。

出典:「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域」(千葉県ホームページ)

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定」(千葉市ホームページ)

「土壌汚染対策 土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況」(船橋市ホームページ)

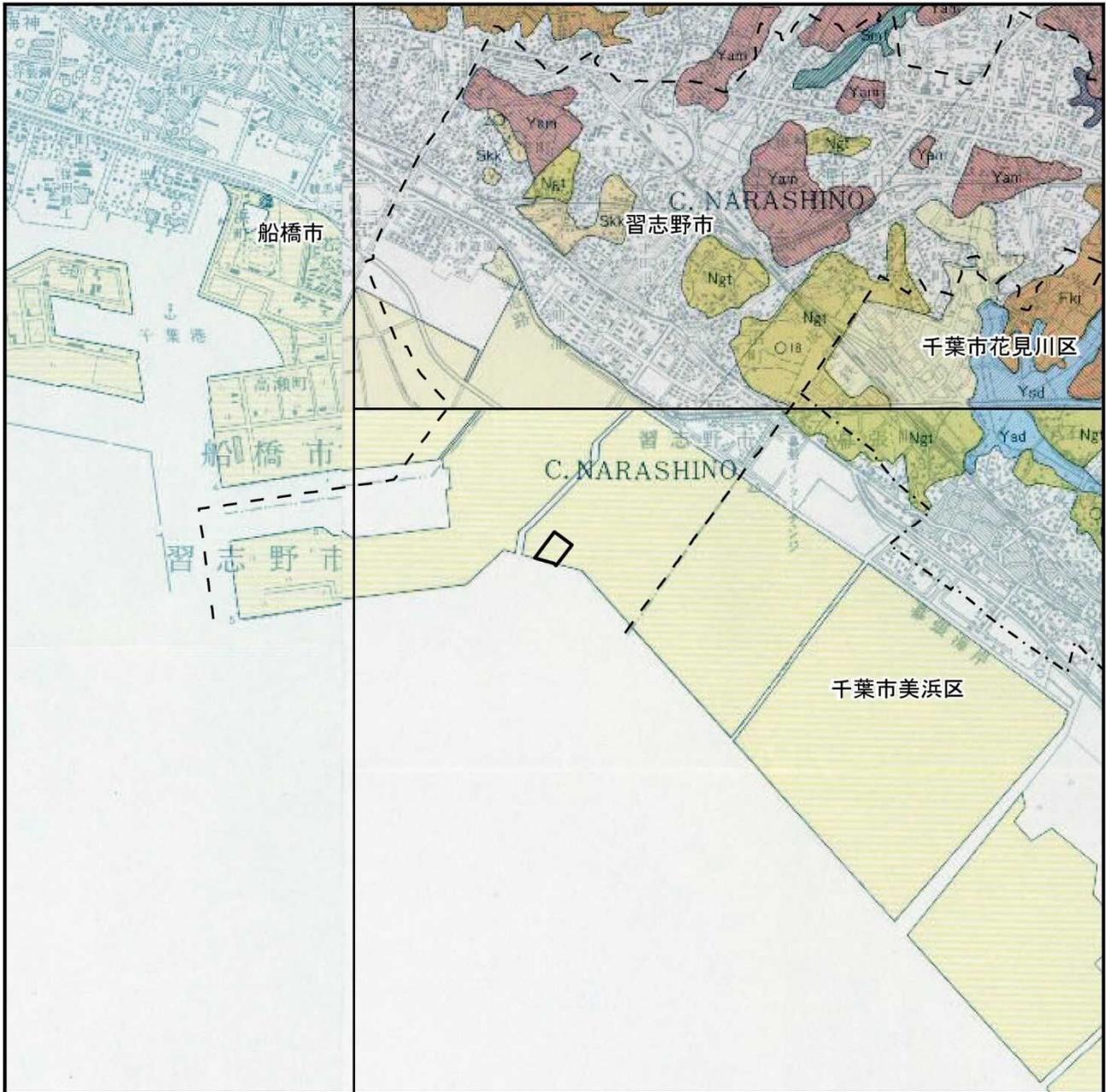
また、対象事業実施区域周辺における、令和3年度の土壌のダイオキシン類の調査結果は表 3-1-35に、調査地点は図 3-1-24に示すとおりである。本市香澄2号児童公園において測定がされており、環境基準を達成している。

表 3-1-35 ダイオキシン類(土壌)の測定結果(令和3年度)

番号	測定地点	測定結果	環境基準
1	習志野市香澄2号児童公園	0.68	1,000以下

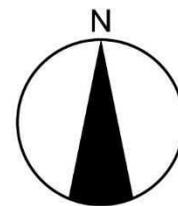
単位: pg-TEQ/g

出典:「ダイオキシン類に係る常時監視結果について(令和3年度)」(千葉県ホームページ)



凡例

- 対象事業実施区域
- - - 市境
- · - · - 区境



1:50,000



出典：「土地分類基本調査 土壤図（東京東北部・東南部）」
（昭和60年3月 千葉県）

「土地分類基本調査 土壤図（佐倉）」（昭和56年3月 千葉県）

「土地分類基本調査 土壤図（千葉）」（昭和55年3月 千葉県）

図 3-1-23(1) 土壤図

凡 例

台地の土壌		東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
厚層黒ボク土壌	諸持統		Mrm	
黒ボク土壌	八街統		Yam	
	船木統		Fki	
淡色黒ボク土壌	長塚統		Ngf	Ngf
低地の土壌		東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
砂丘未熟土壌	榊統		Skk	
グライ土壌	下総統		Smf	
低位泥炭土壌	吉田統		Ysd	Ysd
黒泥土壌	和泉統		Izm	
その他		東京 東北部 東南部	佐 倉	千 葉
未区分地 1				
未区分地 2				
試抗地点位置および番号			○3	
統の境界線			—	

出典：「土地分類基本調査 土壌図（東京東北部・東南部）」（昭和 60 年 3 月 千葉県）
 「土地分類基本調査 土壌図（佐倉）」（昭和 56 年 3 月 千葉県）
 「土地分類基本調査 土壌図（千葉）」（昭和 55 年 3 月 千葉県）

図 3-1-23(2) 土壌図の凡例



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- ダイオキシン類（土壌）測定地点

注) 図中の番号は表 3-1-35 と一致する。

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和3年度）」
（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-24 ダイオキシン類（土壌）の測定地点

3-1-12 植物の生育及び植生の状況

1. 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植物相の状況について、既存資料を整理した。
確認した文献等は、表 3-1-36に示すとおりである。

表 3-1-36 植物種の確認文献等

	文 献 名	整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2009年改訂版）」 （平成 21 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課）	調査対象とした野生植物のうち習志野市、千葉市花見川区、美浜区、船橋市で確認された種（ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く）
B	「千葉県の自然誌 別編 4（千葉県植物誌）」 （平成 15 年 3 月 千葉県資料研究財団）	調査対象とした野生植物のうち習志野市、千葉市花見川区、美浜区、船橋市で確認された種
C	「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」（平成 16 年 5 月 千葉市）	調査対象とした野生植物のうち文献に掲載されている全ての種（ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く）
D	「谷津干潟ガイドブック」 （平成 13 年 10 月 習志野市）	調査対象とした野生植物のうち、文献に掲載されている全ての種

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物は、表 3-1-37に示すとおり、維管束植物で167科1,570種、非維管束植物で34科56種である。

表 3-1-37 文献等により確認された種数（植物）

分類	科	種
維管束植物	167	1,570
非維管束植物	34	56

2. 重要種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

重要な植物種の選定根拠は表 3-1-38に、選定基準は表 3-1-39に示すとおりである。

表 3-1-38 重要な植物種の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令等による指定	① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
	② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日 条例第8号)	・県指定天然記念物(県天)
	③ 「習志野市文化財保護条例」(昭和45年12月25日 条例第47号) 「千葉市文化財保護条例」(昭和33年10月7日 条例第18号) 「船橋市文化財保護条例」(昭和39年3月30日 条例第22号)	・市指定天然記念物(市天)
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日 法律第75号)	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特2) ・緊急指定種(緊急)
文献による指定	⑤ 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日改訂 環境省報道発表資料)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
	⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト 植物・菌類編 (2017年改訂版)」(平成29年3月 千葉県環境生活部自然保護課)	・消息不明・絶滅生物(X) ・野生絶滅生物(EW) ・最重要保護生物(A)注1) ・重要保護生物(B)注1) ・最重要・重要保護生物(A-B)注2) ・要保護生物(C) ・一般保護生物(D) ・保護参考雑種(RH)
	⑦ 「千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッドリスト-」(平成16年5月 千葉市)	・消息不明・絶滅生物(X) ・最重要保護生物(A) ・重要保護生物(B) ・要保護生物(C)

注1) 維管束植物の場合。

注2) 非維管束植物の場合。

注3) ⑤絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、⑥消息不明・絶滅生物(X)、野生絶滅生物(EW)、⑦消息不明・絶滅生物(X)については、現在生息している可能性は極めて低いものの、生息していないと断定できないため重要種として選定している。

注4) ⑤地域個体群(LP)は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

表 3-1-39 重要な植物種の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定第一種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	特定第二種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅 危惧	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種。	
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑥	消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の高い生物。	
	野生絶滅生物 (EW)	かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。	
	最重要保護生物 (A) 注1)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。	
	重要保護生物 (B) 注1)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリー A への移行が必至と考えられるもの。	
	最重要・重要保護生物 (A-B) 注2)	個体数が極めて少なく、過去に 50% 以上の減少が推定され、生育環境が極めて限られている。あるいは現在知られている生育地が 1 から 5 ヶ所にとどまる。生育地のほとんどが環境改変の危機にあり、放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。	
	要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリー B に移行することが予測されるもの。	
	一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリー C に移行することが予測されるもの。	
保護参考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域および生育環境が著しく限定されているもの。		
⑦	消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。	
	最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。	
	重要保護生物 (B) 注3)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリー A への移行が必至と考えられるもの。	
	要保護生物 (C) 注3)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリー B または A に移行することが予測されるもの。	

注 1) 維管束植物種の場合。

注 2) 非維管束植物種の場合。

注 3) 非維管束植物種は生育状況に関する情報が特に不足しており、カテゴリー B と C の区別が困難なため、B-C としている。

注 4) 表中の①～⑦は、表 3-1-38 に示した法令、文献番号と一致する。

注 5) ⑤地域個体群 (LP) は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

(2) 文献調査により確認された重要種

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種のうち重要な植物種は、維管束植物は表 3-1-40(1)～(8)に、非維管束植物は表 3-1-41(1)、(2)に示すとおりである。

維管束植物104科402種、非維管束植物34科56種となっている。

表 3-1-40(1) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	イワヒバ科	カタヒバ						C	A	
2		イヌカタヒバ ^{注3)}					VU			
3	ミズニラ科	ミズニラ					NT		A	
4	ハナヤスリ科	オオハナワラビ							C	
5		ナガホノナツノハナワラビ						C	B	
6		フユノハナワラビ							C	
7		ナツノハナワラビ						C	B	
8		コヒロハハナヤスリ							B	
9		コハナヤスリ							B	
10		ヒロハハナヤスリ						C	B	
11		コケシノブ科	ウチワゴケ						C	A
12			キヨスミコケシノブ						A	
13	ウラジロ科	ウラジロ							C	
14	デンジソウ科	デンジソウ					VU	B	A	
15	サンショウモ科	オオアカウキクサ					EN	C	A	
16		サンショウモ					VU	B	A	
17	コバノイシカグマ科	オウレンシダ						D	X	
18	イノモトソウ科	マツザカシダ							B	
19	イノモトソウ科	アマクサシダ							A	
20		オオバノハチジョウシダ							A	
21	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ						D		
22	シシガシラ科	シシガシラ							A	
23	メシダ科	ヒロハイヌワラビ							B	
24		ナチシケシダ							A	
25		キヨタキシダ							A	
26	オシダ科	オオカナワラビ							A	
27		ミドリカナワラビ						A	A	
28		ハカタシダ							B	
29		ミヤコヤブソテツ							B	
30		イワヘゴ						C	A	
31		サイゴクベニシダ							A	
32		ツクシイワヘゴ						D	A	
33		オシダ						C	A	
34		マルバベニシダ							A	
35		サクライカグマ						D	A	
36		ギフベニシダ						C	A	
37		キヨスミヒメワラビ							A	
38		タニヘゴ						A		
39		イノデモドキ						C	A	
40		ジュウモンジシダ							A	
41	ヒメカナワラビ							A		
42	ウラボシ科	マメヅタ							B	
43		ヒメノキシノブ						C	A	
44	ヒノキ科	イブキ						C		
45	スイレン科	コウホネ						B	A	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

表 3-1-40(2) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
46	センリョウ科	ヒトリシズカ								C	
47		フタリシズカ								C	
48		センリョウ							D		
49	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ								C	
50		カントウカンアオイ								A	
51	クスノキ科	アブラチャン							C	B	
52		カゴノキ								A	
53	オモダカ科	ヘラオモダカ								B	
54		サジオモダカ							B	A	
55		トウゴクヘラオモダカ					VU		C		
56		アギナシ					NT		C	X	
57	トチカガミ科	ヤナギスブタ							C	A	
58		クロモ							C	X	
59		トチカガミ						NT	C	A	
60		イバラモ							A		
61		ミズオオバコ					VU		C	A	
62		セキショウモ							C		
63	アマモ科	コアマモ							C	X	
64		アマモ							C	X	
65	ヒルムシロ科	エビモ								C	
66		ヒルムシロ								A	
67		ヤナギモ							D	B	
68		ササバモ							D		
69		リュウノヒゲモ						NT	C		
70	カワツルモ科	カワツルモ						NT	B	X	
71	ヤマノイモ科	カエデドコロ							A	B	
72		キクバドコロ									B
73	イヌサフラン科	チゴユリ								C	
74	ユリ科	ウバユリ								D	A
75		カタクリ								B	A
76		ヤマユリ									B
77		コオニユリ								C	
78		スカシユリ								C	X
79		ホトトギス									B
80		ヤマホトトギス									B
81		アマナ								C	C
82		ラン科	シラン						NT	C	
83			エビネ							NT	D
84	ギンラン									D	A
85	キンラン								VU	D	A
86	ササバギンラン									D	A
87	クゲヌマラン								VU	C	
88	サイハイラン									D	A
89	シュンラン										B
90	マヤラン								VU	C	B
91	サガミラン									C	A
92	クマガイソウ								VU	B	A
93	ツチアケビ									C	A
94	ハマカキラン								VU	B	
95	カキラン									A	
96	タシロラン								NT	C	X
97	アキザキヤツシロラン									B	A

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-40(3) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
98	ラン科	クロヤツシロラン						C	A	
99		ミヤマウズラ						D	A	
100		クモキリソウ						C	A	
101		コ克蘭							B	
102		ヨウラクラン						D	C	
103		サギソウ					NT	A		
104		オオバノトンボソウ							B	
105		クモラン						A	A	
106		カヤラン						B	A	
107		アヤメ科	ノハナショウブ						B	
108			カキツバタ					NT	B	
109	ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ						D	X	
110		キツネノカミソリ							C	
111	クサスギカズラ科	ナルコユリ							C	
112		ワニグチソウ						C	A	
113		ミヤマナルコユリ							C	
114		アマドコロ							C	
115	ミズアオイ科	ミズアオイ					NT	C		
116	ガマ科	ミクリ					NT	D	A	
117	ホシクサ科	ホシクサ						D	A	
118		イトイヌノヒゲ						D	X	
119		ヒロハイヌノヒゲ							A	
120		ニッポンイヌノヒゲ						D	B	
121	イグサ科	イヌイ						C		
122		ドロイ						B		
123		ヤマスズメノヒエ						C	B	
124	カヤツリグサ科	イセウキヤガラ						C		
125		ハタガヤ						D		
126		イトハナビテンツキ						C		
127		ジョウロウスゲ					VU	D	A	
128		ミヤマシラスゲ						D	B	
129		オニスゲ							B	
130		オキナワジュズスゲ						D		
131		サツマスゲ						B		
132		チュウゼンジスゲ						D		
133		ゴウソ							B	
134		ミヤマカンスゲ							B	
135		ヒメゴウソ						D		
136		タカネマスクサ						D		
137		ヤブスゲ						C	A	
138		アブラシバ						B		
139		シオクグ						D	C	
140		シロジュズスゲ						D		
141		イヌクグ								
142		シカクイ							B	
143		コアゼテンツキ						C	B	
144		オオアゼテンツキ						D		
145		ノテンツキ						D		
146		ナガボテンツキ						C		
147		イソヤマテンツキ						D		
148		イトイヌノハナヒゲ						A		
149		ホタルイ							C	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-40(4) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
150	カヤツリグサ科	コマツカサススキ						B	
151		コシンジュガヤ						B	
152	イネ科	ハネガヤ						C	
153		チョウセンガリヤス						D	
154		オガルカヤ							B
155		カリマタガヤ						D	
156		オオニワホコリ						D	
157		ヒメウキガヤ						D	
158		ミノボロ						C	
159		ヌマガヤ						B	
160		チャボチヂミザサ						D	
161		セイタカヨシ						C	
162		シブヤザサ						C	
163		ハマヒエガエリ						B	
164		ウキシバ						C	
165		コシノコチク							A
166		アズマザサ						C	B
167		イヌアワ						D	
168		オオアブラススキ						D	X
169		メガルカヤ							C
170		マツモ科	マツモ						C
171	ケシ科	ヤマエンゴサク						B	A
172	メギ科	イカリソウ						C	B
173	キンボウゲ科	ツクバトリカブト							C
174		ニリンソウ							C
175		イチリンソウ						C	A
176		アズマイチゲ						B	A
177		イヌショウマ							C
178		サラシナショウマ							C
179		ハンショウヅル							C
180		カザグルマ					NT	B	A
181		クサボタン						D	
182		ヒキノカサ					VU	B	
183		ヒメウズ							C
184	マンサク科	トサミズキ					NT		
185	スグリ科	ヤブサンザシ						B	
186	ユキノシタ科	ヤマネコノメソウ							A
187	ベンケイソウ科	キリンソウ						C	
188	タコノアシ科	タコノアシ					NT		C
189	アリノトウグサ科	アリノトウグサ							B
190		フサモ						C	A
191	ブドウ科	サンカクヅル							B
192	ハマビシ科	ハマビシ					EN	A	
193	マメ科	ホドイモ						D	B
194		フジキ						C	A
195		タヌキマメ						C	
196		サイカチ						D	
197		フジカンゾウ							C
198		レンリソウ						C	B
199		イヌハギ					VU	C	A
200		マキエハギ						D	
201		イヌエンジュ						D	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-40(5) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
202	マメ科	ノハラクサフジ						A	
203		オオバクサフジ						C	B
204	ヒメハギ科	ヒメハギ							B
205	クロウメモドキ科	クロウメモドキ						C	
206	アサ科	カラハナソウ						A	
207	イラクサ科	トキホコリ					VU	B	
208		カテンソウ							B
209	バラ科	エドヒガン						A	
210		カスミザクラ						C	
211		ダイコンソウ							C
212		イヌザクラ							C
213		カワラサイコ						C	
214		ヒロハノカワラサイコ					VU	C	
215		シロヤマブキ ^{注3)}					EN		
216		ハマナス						D	
217		ナガボノシロワレモコウ						D	
218		ブナ科	カシワ						C
219	ウバメガシ							B	
220	ウラジロガシ								C
221	クルミ科	オニグルミ						D	C
222	カバノキ科	ヤマハンノキ						D	C
223		サワシバ						A	A
224		クマシデ							B
225		アカシデ						D	B
226		ハシバミ						D	B
227		カタバミ科	エゾタチカタバミ						C
228	トウダイグサ科	センダイタイゲキ					NT	B	
229	コミカンソウ科	ヒトツバハギ							B
230	ミゾハコベ科	ミゾハコベ							X
231	ヤナギ科	イイギリ						C	
232		バッコヤナギ						D	
233		コゴメヤナギ						C	
234		オノエヤナギ						C	
235		キツネヤナギ						D	
236		スマレ科	ケマルバスミレ						
237	スマレ								C
238	ニオイタチツボスミレ								B
239	アギスミレ							B	
240	ヒカゲスミレ							A	
241	アマ科	マツバニンジン					CR	A	
242	オトギリソウ科	トモエソウ						C	A
243		ヒメオトギリ						B	
244		コケオトギリ							B
245	フウロソウ科	タチフウロ						D	B
246	ミソハギ科	ヒメミソハギ							B
247		ミソハギ							B
248		エゾミソハギ							X
249	アカバナ科	ウシタキシソウ						C	A
250		ウスゲチョウジタデ					NT		
251	アカバナ科	ミズキンバイ					VU	B	
252	ウルシ科	ヤマウルシ							B

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

表 3-1-40(6) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
253	アオイ科	カラスノゴマ							A
254		ハマボウ						A	
255	ジンチョウゲ科	コガンピ						C	
256	アブラナ科	ジャニンジン							B
257		ミズタガラシ						X	
258		イヌナズナ						C	
259		コイヌガラシ					NT	D	
260		ハタザオ						A	
261	ビャクダン科	ヒノキバヤドリギ						B	
262	タデ科	ナガバノウナギツカミ					NT	C	
263		サデクサ						D	
264		シンミズヒキ							C
265		タニソバ						B	
266		ウナギツカミ						A	
267		アキノミチヤナギ						C	
268		コギンギン					VU	C	
269		モウセンゴケ科	モウセンゴケ						C
270	ナデシコ科	カワラナデシコ						D	A
271		ヒナワチガイソウ					VU	A	A
272		フシグロセンノウ						C	A
273	ヒユ科	ヤナギイノコヅチ							C
274		ホソバノハマアカザ						D	X
275		マルバアカザ						D	
276		マツナ						B	X
277	ミズキ科	ヤマボウシ							A
278	アジサイ科	コアジサイ						A	
279		タマアジサイ							C
280	ツリフネソウ科	キツリフネ						D	A
281		ツリフネソウ							B
282	サクラソウ科	カラタチバナ							A
283		ノジトラノオ					VU	C	A
284		オカトラノオ							C
285		ヌマトラノオ							B
286		クサレダマ						C	A
287	マタタビ科	サルナシ							A
288	ツツジ科	ウメガサソウ						C	A
289		マルミギンリョウソウ						A	
290		イチヤクソウ							B
291		ヤマツツジ							B
292	アカネ科	アリドオシ							B
293		キヌタソウ						A	
294		ヤブムグラ					VU	C	A
295		ホソバノヨツバムグラ							B
296		ハシカグサ							C
297		ハクチョウゲ ^{注3)}					EN		
298	リンドウ科	リンドウ							A
299		ホソバリンドウ						B	
300		コケリンドウ							A
301		ハルリンドウ						B	A
302		フデリンドウ							A
303		センブリ							A
304		イヌセンブリ					VU	B	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

表 3-1-40(7) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
305	マチン科	ヒメナエ					VU	B	
306		アイナエ						C	A
307	キョウチクトウ科	コイケマ						C	X
308		フナバラソウ					VU	B	A
309		クサナギオゴケ					VU	D	A
310		スズサイコ					NT	C	A
311		コバノカモメヅル							B
312	ナス科	オオマルバノホロシ						C	
313	ムラサキ科	ホタルカズラ							C
314		オオルリソウ						X	
315		ルリソウ						B	A
316	モクセイ科	トネリコ ^{注3)}						A	
317	オオバコ科	アワゴケ							C
318		ミズハコベ						C	C
319		サワトウガラシ						C	
320		アブノメ						D	B
321		オオアブノメ					VU	A	
322		シソクサ						D	
323		トウオオバコ						D	
324		イヌノフグリ					VU	C	A
325		ヒメトラノオ						A	
326		カワヂシャ					NT		
327		ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ					VU	C
328	オオヒナノウスツボ							B	A
329	シソ科	キランソウ							C
330		ジュウニヒトエ						D	B
331		ケブカツルカコソウ						C	A
332		ツクバキンモンソウ							B
333		コムラサキ						C	
334		クルマバナ						D	
335		フトボナギナタコウジュ						B	
336		オドリコソウ							B
337		キセワタ					VU	C	A
338		コシロネ							C
339		ヒメサルダヒコ							C
340		ヒメハッカ					NT	A	X
341		ヤマジソ					NT	C	
342		ミズネコノオ					NT	C	A
343		ウツボグサ							C
344		ヒメナミキ						D	A
345		ヤマタツナミソウ						C	B
346	ニガクサ							B	
347	ツルニガクサ							B	
348	ハマウツボ科	ゴマクサ					VU	B	
349		シオガマガク						A	A
350		コシオガマ							B
351		ヒキヨモギ						D	
352	タヌキモ科	ミミカキグサ						A	
353		ホザキノミミカキグサ						B	
354		タヌキモ					NT	B	
355		ムラサキミミカキグサ					NT	B	
356	クマツヅラ科	クマツヅラ							A

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

表 3-1-40(8) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
357	キキョウ科	ツリガネニンジン							B	
358		ツルニンジン							B	
359		バアソブ					VU	B	A	
360		サワギキョウ						B		
361		タニギキョウ							B	
362		キキョウ					VU	A	A	
363	ミツガシワ科	ガガブタ					NT	C		
364		アサザ					NT	A		
365	キク科	ノコギリソウ						D		
366		ノブキ						C	C	
367		カワラヨモギ						C		
368		カワラニンジン						D		
369		ヒメヨモギ							X	
370		サワシロギク						A		
371		オケラ							C	
372		コヤブタバコ							A	
373		ヒメガンクビソウ							A	
374		タカアザミ						D		
375		フジバカマ					NT	B	A	
376		サワヒヨドリ							B	
377		オグルマ						C	A	
378		カセンソウ						C		
379		ノニガナ						C		
380		コオニタビラコ							C	
381		センボンヤリ							B	
382		オオニガナ						C		
383		ナガバノコウヤボウキ							A	
384		コウヤボウキ							C	
385		アキノハハコグサ					EN	B		
386		タムラソウ							A	
387		ハバヤマボクチ						C		
388		カントウタンポポ							C	
389		エゾタンポポ							C	
390		サワオグルマ						D	B	
391		ウラギク					NT	C	B	
392		ウコギ科	トチバニンジン						D	A
393		セリ科	ノダケ							C
394			シシウド							A
395			ハナウド							B
396			イブキボウフウ						C	A
397	ムカゴニンジン							C	A	
398	ヌマゼリ						VU	C	A	
399	カノツメソウ								C	
400	ガマズミ科	ゴマギ							B	
401	スイカズラ科	オミナエシ						D	A	
402		ツルカノコソウ								C
合計	104 科	402 種	0 種	0 種	0 種	0 種	68 種	263 種	258 種	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-41(1) 重要な植物種（非維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ホウオウゴケ科	ユウレイホウオウゴケ						C	
2	クサリゴケ科	ナガシタバヨウジョウゴケ						D	
3	ウキゴケ科	ウキゴケ							B-C
4		イチョウウキゴケ					NT	D	B-C
5	ツノゴケ科	コニワツノゴケ						D	B-C
6	シノブゴケ科	リュウキュウシノブゴケ							A
7	ハイゴケ科	コウライイチゴケ							A
8	スジゴケ科	コモチミドリゼニゴケ						D	A
9		ミズゼニゴケモドキ							B-C
10		ナミガタスジゴケ							B-C
11	シッポゴケ科	オオシッポゴケ							B-C
12	ヒラゴケ科	チャボヒラゴケ							B-C
13	ウスグロゴケ科	ヒメウスグロゴケ							B-C
14	ヤナギゴケ科	コガネハイゴケ							B-C
15	サナダゴケ科	マルフサゴケ							B-C
16	ツクヌキゴケ科	ホラゴケモドキ							B-C
17	ウシケノリ科	カイガラアマンリ					CR+EN	A-B	
18	カワモズク科	カワモズク					VU	D	A
19		バトラコスベルマム グライブソソニエンセ						D	
20		アオカワモズク					NT	D	
21		チャイロカワモズク					NT	D	
22		ナツノカワモズク							A
23		ミドリカワモズク							A
24	シャジクモ科	シャジクモ					VU	D	B-C
25	オオイシソウ科	オオイシソウ					VU	D	A
26	ベニマダラ科	タンスイベニマダラ					NT	D	A
27	シオグサ科	カワシオグサ							B-C
28	ウメノキゴケ科	サルオガセ属 (⑥:XおよびA-B、Dランク掲載種を除く)						C	A
29		ヒカゲウチキウメノキゴケ							A
30		ニセマツゲゴケ							B-C
31		ハクテンゴケ							B-C
32		トゲハクテンゴケ							B-C
33	イワノリ科	コザライワノリ						D	
34		トゲカワホリゴケ							A
35	ハナゴケ科	ヤリノホゴケ							A
36		マキバハナゴケ							A
37		コアカミゴケ							B-C
38	カラタチゴケ科	コフキカラタチゴケ							A
39		イワカラタチゴケ							B-C
40	ダイダイサラゴケ科	ダイダイサラゴケ							B-C
41	テングダケ科	チャオニテングダケ						A-B	A
42	スッポントケ科	キヌガサタケ						C	
43	サルノコシカケ科	ブクリョウ						D	B-C
44	ベニタケ科	ヒロハシデチチタケ						D	B-C
45		ルリハツタケ						D	
46	キンメジ科	シモコシ					NT	D	B-C
47		ハマシメジ ^{注3)}						D	B-C
48	テングダケ科	ウスキテングダケ						D	B-C
49		シロテングダケ						D	B-C
50	フウセンタケ科	オニフウセンタケ						D	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

表 3-1-41(2) 重要な植物種（非維管束植物）の状況

No.	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
51	イグチ科	ムラサキヤマドリタケ						D	B-C
52		スミヅメヤマイグチ						D	B-C
53		ザイモクイグチ						D	B-C
54		ホオベニシロアシイグチ						D	B-C
55	ショウロ科	ショウロ ^{注3)}						D	A
56	イボタケ科	ボタンイボタケ							B-C
合計	34科	56種	0種	0種	0種	0種	9種	30種	46種

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-38及び表 3-1-39に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

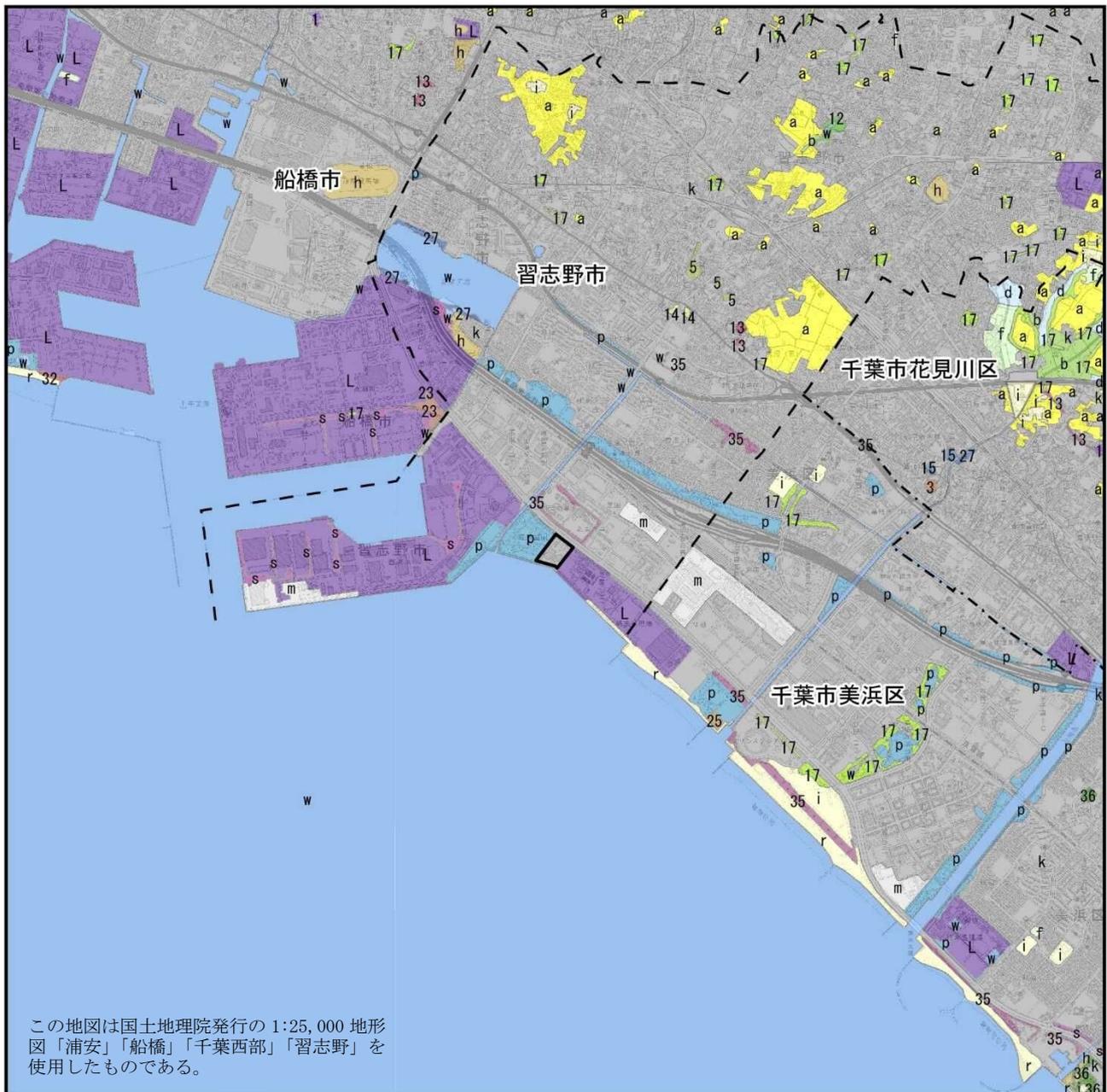
注3) 「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

3. 植生の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況について、「第6回、7回 自然環境保全基礎調査」(環境省ホームページ)をもとに整理した。

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、図 3-1-25に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街地となっており、対象事業実施区域の周辺も市街地や工場地帯が広がっている地域である。そのため、部分的に小面積の残存・植栽樹群を持った公園、墓地等や残存・植栽樹群地等が点在しており、植生は畑雑草群落やクヌギ-コナラ群集等が分布している。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  市境
-  区境

1	ヤブコウジスダジイ群集	a	畑雑草群落
3	イノデ・タブノキ群集	b	水田雑草群落
5	イロハモジ・ケヤキ群集	d	放棄水田雑草群落
12	シイ・カシ二次林	i	緑の多い住宅地
13	ケヤキ・シラカシ群落	p	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
14	シラカシ屋敷林	s	残存・植栽樹群地
15	タブノキ・ヤブニッケイ二次林	r	自然裸地
17	クスギ・コナラ群集	f	路傍・空地雑草群落
23	ススキ群団(VII)	h	ゴルフ場・芝地
25	チガヤ・ススキ群落	k	市街地
27	ヨシクラス	m	造成地
32	砂丘植生	L	工場地帯
35	クロマツ植林	w	開放水域



1:50,000



出典：「第6回、7回 自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）

図 3-1-25 対象事業実施区域及びその周辺の植生図

4. 重要な植物群落の状況

対象事業実施区域周辺の重要な植物群落の状況について、「第2回、3回、5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省ホームページ）及び「千葉県保護上重要な野生生物 - 千葉県レッドデータブック - 群集・群落編」（令和2年12月 千葉県）をもとに整理した。

重要な植物群落は、表 3-1-42及び図 3-1-26に示すとおり、対象事業実施区域の北東側約2kmに特定植物群落である鷺沼古峯神社の森がある。

なお、対象事業実施区域周辺には千葉県レッドデータブックにおける重要な群集・群落は存在しない。

表 3-1-42 対象事業実施区域周辺の重要な植物群落の状況（特定植物群落）

名称	相観区分	所在地	選定基準
鷺沼古峯神社の森	暖温帯植生	千葉県習志野市鷺沼	E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

出典：「第2回、3回、5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省ホームページ）



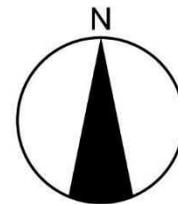
凡 例

- 対象事業実施区域
- - - 市境
- · - · - 区境

- 重要な植物群落
- 特定植物群落

出典：「第2回、3回、5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」
(環境省ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」
「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-26 対象事業実施区域周辺の重要な植物群落

5. 巨樹・巨木の状況

対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は、表 3-1-43に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周辺で確認された巨樹・巨木は、表 3-1-44及び図 3-1-27に示すとおりである。対象事業実施区域の最寄りの巨樹巨木は、北東側約 2 kmに本市が推薦する名木である八剣神社のスタジイがある。

表 3-1-43 巨樹・巨木の確認文献等

	文 献 名	対 象
A	「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(環境省ホームページ)	対象事業実施区域周辺に位置する巨樹・巨木
B	「ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう！～千葉県の大樹・古木200選～改訂版」(平成20年4月 千葉県農林水産部)	対象事業実施区域周辺に位置する巨樹・古木
C	「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)年版 習志野市名木百選」(習志野市ホームページ)	対象事業実施区域周辺に位置する大きな木

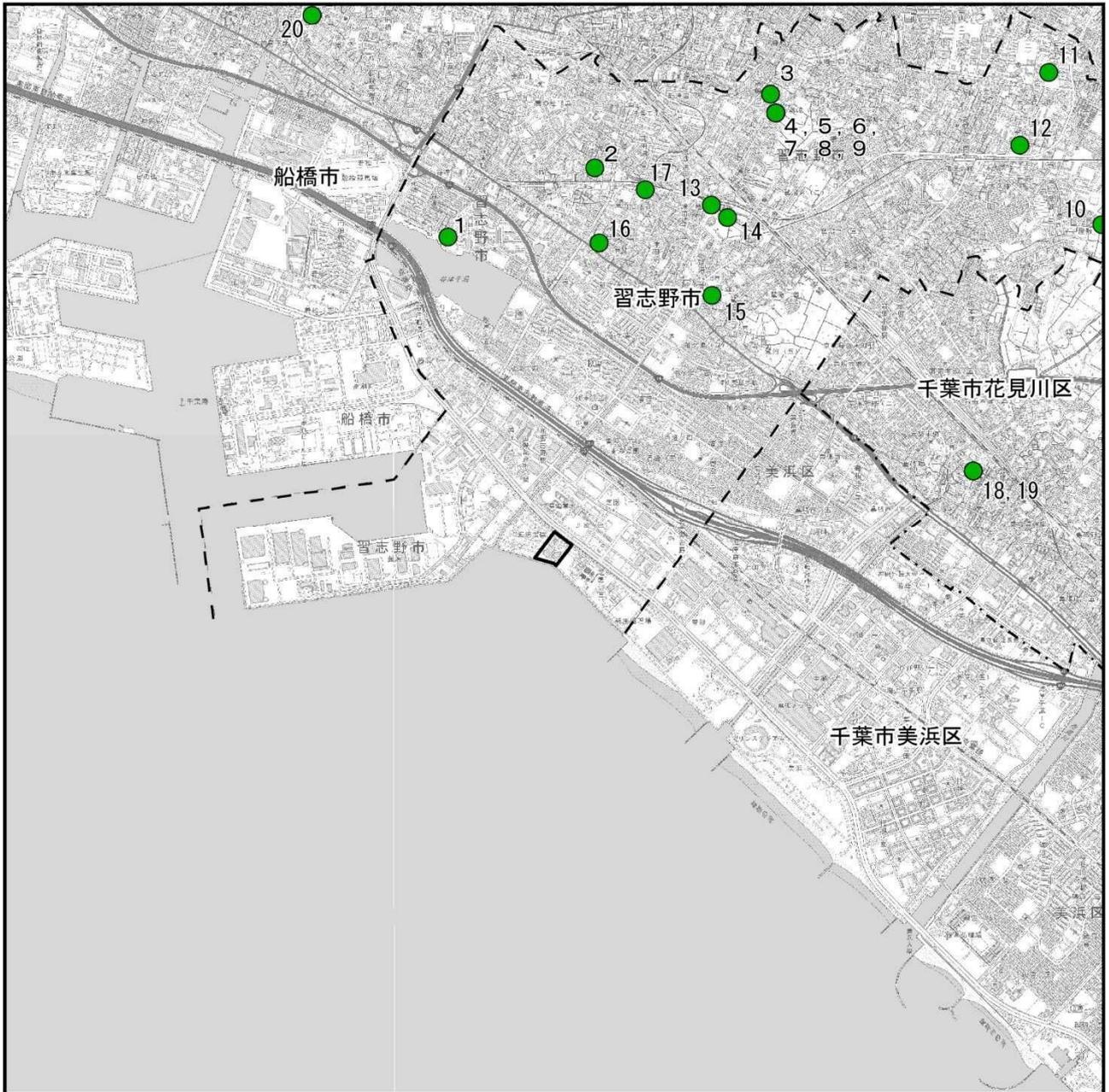
表 3-1-44 対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木の状況

地点番号	樹種名	所在地
1	アメリカスズカケノキ (プラタナス)	習志野市谷津3丁目 谷津公園
2	タブノキ	習志野市谷津1丁目 西光寺山門脇
3	イチョウ	習志野市藤崎2丁目 藤崎正福寺
4	イチョウ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
5	スタジイ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
6	スタジイ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
7	タブノキ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
8	ムクノキ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
9	タブノキ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
10	クスノキ	習志野市屋敷5丁目 花の実園分場内
11	ユリノキ	習志野市泉町3丁目 街路
12	スタジイ	習志野市実籾1丁目 習志野第二中学校
13	クスノキ	習志野市鷺沼2丁目 市教育委員会前
14	スタジイ	習志野市鷺沼2丁目 習志野市役所
15	スタジイ	習志野市鷺沼3丁目 八剣神社
16	ケヤキ	習志野市津田沼4丁目 大六天神社
17	ケヤキ	習志野市津田沼4丁目 牛頭天王宮 (八坂神社)
18	イチョウ	千葉市花見川区幕張町2丁目 子守神社
19	ムクノキ	千葉市花見川区幕張町2丁目 子守神社
20	イチョウ	船橋市宮本5丁目 意富比神社(船橋大神宮)

出典：「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(環境省ホームページ)

「ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう！～千葉県の大樹・古木200選～改訂版」(平成20年4月 千葉県農林水産部)

「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)年版 習志野市名木百選」(習志野市ホームページ)



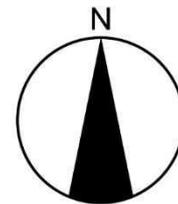
凡 例

- 対象事業実施区域
- 巨樹・巨木
- 市境
- 区境

注) 図中の番号は表 3-1-44 と一致する。

出典：「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(環境省ホームページ)
 「ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう! ~千葉県の大樹・古木200選~改訂版」
 (平成20年4月 千葉県農林水産部)
 「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)年版 習志野市名木百選」
 (習志野市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-27 対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木

3-1-13 動物の生息の状況

1. 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺の動物相の状況について、既存資料を整理した。
確認した文献等は、表 3-1-45に示すとおりである。

表 3-1-45 動物相の確認文献等

文 献 名		整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編（2011年改訂版）」 （平成23年3月 千葉県環境生活部自然保護課）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち習志野市、千葉市、船橋市で確認された種（ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く）
B	「千葉県産動物総目録 千葉県の自然誌資料」 （平成15年3月 千葉県資料研究財団）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち内湾低地で確認された種（海鳥類、汽水魚については内湾で確認された種） ただし、詳細な地名の記載があるものについては地名に従うこととし、習志野市、千葉市、船橋市で確認された種
C	「自然環境調査 WEB-GIS 中大型哺乳類分布調査、動物（第2回～第6回調査）」 （環境省 生物多様性センターホームページ）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち習志野市、千葉市花見川区、美浜区、船橋市で確認された種
D	「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」 （平成16年5月 千葉市）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち文献に掲載されている全ての種（ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く）
E	「第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査（干潟調査）報告書」 （平成19年3月 環境省 生物多様性センター）	調査対象とした野生動物（底生動物）のうち谷津干潟で確認された種
F	「谷津干潟ガイドブック」 （平成13年10月 習志野市）	調査対象とした野生動物（鳥類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち、文献に掲載されている全ての種

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認された種数は、表 3-1-46に示すとおり、哺乳類が10科19種、鳥類が60科304種、爬虫類が8科14種、両生類が6科10種、昆虫類が253科1,778種、クモ類が35科247種、多足類が21科49種、魚類が22科63種、底生動物が150科363種である。

表 3-1-46 文献等により確認された種数（動物）

分類		科	種
哺乳類		10	19
鳥類		60	304
爬虫類		8	14
両生類		6	10
昆虫類		253	1,778
クモ類		35	247
多足類		21	49
陸水生物 （汽水域を含む）	魚類	22	63
	底生動物	150	363

2. 重要種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

重要な動物種の選定根拠は表 3-1-47に、選定基準は表 3-1-48に示すとおりである。

表 3-1-47 重要な動物種の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令による指定	① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
	② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日 条例第8号)	・県指定天然記念物(県天)
	③ 「習志野市文化財保護条例」(昭和45年12月25日 条例第47号) 「千葉市文化財保護条例」(昭和33年10月7日 条例第18号) 「船橋市文化財保護条例」(昭和39年3月30日 条例第22号)	・市指定天然記念物(市天)
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日 法律第75号)	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特2) ・緊急指定種(緊急)
文献による指定	⑤ 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月27日改訂 環境省報道発表資料)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
	⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト 動物編(2019年改訂版)」(平成29年3月 千葉県環境生活部自然保護課)	・消息不明・絶滅生物(X) ・最重要保護生物(A) ・重要保護生物(B) ・要保護生物(C) ・一般保護生物(D) ・情報不足
	⑦ 「千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッドリスト-」(平成16年5月 千葉市)	・消息不明・絶滅生物(X) ・最重要保護生物(A) ・重要保護生物(B) ・要保護生物(C)

注1) ⑤絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、⑥消息不明・絶滅生物(X)、⑦消息不明・絶滅生物(X)については、現在生息している可能性は極めて低いものの、生息していないと断定できないため重要種として選定している。

注2) ⑤地域個体群(LP)は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

表 3-1-48 重要な動物種の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定第一種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	特定第二種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種。	
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑥	消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。	
	最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。	
	重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリー A への移行が必至と考えられるもの。	
	要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリー B に移行することが予測されるもの。	
	一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリー C に移行することが予測されるもの。	
	情報不足	評価するだけの情報が不足している種。	
⑦	消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。	
	最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。	
	重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリー A への移行が必至と考えられるもの。	
	要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリー B または A に移行することが予測されるもの。	

注 1) 表中の①～⑦は、表 3-1-47 に示した法令、文献番号と一致する。

注 2) ⑤地域個体群 (LP) は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

(2) 文献調査により確認された重要種

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（哺乳類）は、表 3-1-49 に示すとおり、7科12種である。

表 3-1-49 重要な動物種（哺乳類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トガリネズミ科	ジネズミ						D	
2	モグラ科	ヒミズ						D	A
3	ウサギ科	ノウサギ							B
4	リス科	ニホンリス						C	A
5	ネズミ科	ハタネズミ							A
6		アカネズミ							C
7		ヒメネズミ						D	A
8		カヤネズミ						D	B
9	イヌ科	タヌキ							B
10		キツネ						B	X
11	イタチ科	ニホンイタチ							B
12		アナグマ							X
合計	7科	12種	0種	0種	0種	0種	0種	6種	11種

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（鳥類）は、表 3-1-50(1)～(4)に示すとおり、47科162種である。

表 3-1-50(1) 重要な動物種（鳥類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	キジ科	ウズラ					VU	A	
2		ヤマドリ						C	
3	カモ科	サカツラガン					DD	X	
4		ヒシクイ	国天				VU	X	
5		マガン	国天				NT	X	
6		シジュウカラガン ^{注3)}				国内	CR		
7		コクガン	国天				VU	B	
8		ツクシガモ					VU		
9		アカツクシガモ					DD		
10		オシドリ					DD	B	C
11		オカヨシガモ						C	C
12		ヨシガモ						B	B
13		トモエガモ					VU	B	B
14		スズガモ						D	C
15		シノリガモ						D	
16		ビロードキンクロ						B	
17		クロガモ							B
18	ホオジロガモ						B		
19	ウミアイサ						D		
20	カイツブリ科	カイツブリ						C	C
21		カンムリカイツブリ						D	C
22	ハト科	シラコバト					EN	B	
23	カツオドリ科	アカアシカツオドリ					EN		
24	ウ科	ヒメウ					EN	B	
25		ウミウ						B	
26	ペリカン科	ハイロペリカン				国際			
27	サギ科	サンカノゴイ					EN	A	
28		ヨシゴイ					NT	A	A
29		ミゾゴイ					VU	A	
30		ダイサギ						D	C
31		チュウサギ					NT	B	C
32		コサギ						B	B
33		クロサギ						C	
34		カラシラサギ					NT	A	
35	トキ科	クロトキ					DD	X	
36		クロツラヘラサギ				国内	EN	A	
37	クイナ科	シマクイナ				国内	EN	A	
38		クイナ						X	A
39		ヒメクイナ						X	
40		ヒクイナ					NT	A	A
41		バン						B	B
42		オオバン						C	C
43	カッコウ科	ホトトギス						C	B
44		ツツドリ						C	
45		カッコウ						C	
46	ヨタカ科	ヨタカ					NT	X	A
47	アマツバメ科	アマツバメ						A	
48		ヒメアマツバメ						C	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
 注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。
 注3) 「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

表 3-1-50(2) 重要な動物種（鳥類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
49	チドリ科	タゲリ						D	B
50		ケリ					DD	A	
51		ムナグロ						B	C
52		ダイゼン						A	B
53		イカルチドリ						C	B
54		コチドリ						B	B
55		シロチドリ					VU	A	B
56		メダイチドリ				国際		C	B
57		オオメダイチドリ				国際			
58	ミヤコドリ科	ミヤコドリ					A	C	
59	セイタカシギ科	セイタカシギ					VU	A	B
60	シギ科	コシギ						X	
61		オオジシギ					NT	A	
62		チュウジシギ						A	
63		シベリアオオハシシギ					DD	A	
64		オグロシギ						C	B
65		オオソリハシシギ					VU	C	B
66		コシヤクシギ				国際	EN		
67		チュウシヤクシギ						C	C
68		ダイシヤクシギ						A	B
69		ハウロクシギ				国際	VU	A	B
70		ツルシギ					VU	A	A
71		アカアシシギ					VU	B	
72		アオアシシギ						B	C
73		カラフトアオアシシギ				国内	CR	A	
74		クサシギ						C	C
75		タカブシギ					VU	B	A
76		キアシシギ						C	B
77		メリケンキアシシギ						A	
78		ソリハシシギ						C	B
79		イソシギ						A	B
80		キョウジョシギ						C	B
81		オバシギ				国際		C	B
82		コオバシギ				国際			
83		ミユビシギ						D	C
84		トウネン						D	B
85		ウズラシギ						B	B
86		サルハマシギ				国際			
87		チシマシギ					DD	B	
88		ハマシギ					NT	B	A
89		ヘラシギ				国内	CR	A	
90		キリアイ						B	A
91	タマシギ科	タマシギ					VU	A	A
92	ツバメチドリ科	ツバメチドリ					VU	X	
93	カモメ科	ズグロカモメ					VU	A	A
94		オオセグロカモメ					NT		
95		オオアジサシ					VU		
96		コアジサシ					VU	A	B
97		セグロアジサシ						C	
98		ベニアジサシ					VU	B	
99		エリグロアジサシ					VU		
100		アジサシ							C

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-50(3) 重要な動物種（鳥類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
101	ウミスズメ科	ウミガラス				国内	CR		
102		ケイマフリ					VU	A	
103		マダラウミスズメ					DD	B	
104		ウミスズメ					CR	B	
105		カンムリウミスズメ	国天					VU	A
106	ミサゴ科	ミサゴ					NT	B	B
107	タカ科	ハチクマ					NT	B	
108		トビ							B
109		オジロワシ	国天			国内国際	VU	B	
110		オオワシ	国天			国内	VU	B	
111		チュウヒ				国内	EN	A	B
112		ツミ						D	B
113		ハイタカ					NT	B	C
114		オオタカ					NT	C	B
115		サシバ					VU	A	B
116		ノスリ						C	C
117		イヌワシ	国天			国内	EN		
118	フクロウ科	オオコノハズク						B	
119		シマフクロウ				国内	CR		
120		フクロウ						B	A
121		アオバズク						A	A
122		トラフズク						C	B
123		コミミズク						A	B
124	カワセミ科	カワセミ						C	C
125		ヤマセミ						A	
126	キツツキ科	アオゲラ						C	
127	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	A	C
128	サンショウクイ科	サンショウクイ					VU	X	
129	カササギヒタキ科	サンコウチョウ						A	
130	モズ科	アカモズ				国内	EN	X	
131	カラス科	カケス						D	C
132	シジュウカラ科	ヤマガラ							C
133	ヒバリ科	ヒバリ						D	B
134	ツバメ科	ツバメ							C
135		コシアカツバメ						B	
136		イワツバメ						D	C
137	ウグイス科	ウグイス							C
138		ヤブサメ						C	C
139	エナガ科	エナガ							C
140	ムシクイ科	センダイムシクイ						C	
141	メジロ科	メジロ							C
142	センニュウ科	マキノセンニュウ					NT		
143		ウチヤマセンニュウ					EN		
144		オオセッカ				国内	EN	A	
145	ヨシキリ科	オオヨシキリ						D	C
146		コヨシキリ						D	B
147	セッカ科	セッカ						D	C
148	ミソサザイ科	ミソサザイ						C	
149	ヒタキ科	トラツグミ						A	C
150		コサメビタキ						A	
151		キビタキ						A	
152		オオルリ						B	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-50(4) 重要な動物種（鳥類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
153	イワヒバリ科	カヤクグリ						D	
154	セキレイ科	キセキレイ						B	B
155		セグロセキレイ							C
156	アトリ科	イカル						D	
157	ホオジロ科	ホオジロ						C	B
158		ホオアカ						C	
159		カシラダカ							C
160		クロジ						D	
161		コジュリン					VU	A	
162		オオジュリン						D	C
合計	47 科	162 種	7 種	0 種	0 種	22 種	68 種	135 種	82 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（爬虫類）は、表 3-1-51 に示すとおり、7科13種である。

表 3-1-51 重要な動物種（爬虫類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	イシガメ科	ニホンイシガメ					NT	A	A
2		クサガメ ^{注3)}							C
3	スッポン科	ニホンスッポン					DD	情報不足	X
4	ヤモリ科	ニホンヤモリ						D	C
5	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ						B	B
6	カナヘビ科	ニホンカナヘビ						D	
7	ナミヘビ科	シマヘビ						C	B
8		アオダイショウ						D	C
9		ジムグリ						B	B
10		シロマダラ						B	B
11		ヒバカリ						D	C
12		ヤマカガシ						D	C
13	クサリヘビ科	ニホンマムシ						B	B
合計	7科	13種	0種	0種	0種	0種	2種	12種	12種

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県の外來生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外來種とされている。

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（両生類）は、表 3-1-52 に示すとおり、5科8種である。

表 3-1-52 重要な動物種（両生類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ				特2	VU	A	A
2	イモリ科	アカハライモリ					NT	A	A
3	ヒキガエル科	アズマヒキガエル						C	C
4	アカガエル科	ニホンアカガエル						A	A
5		ヤマアカガエル						C	
6		トウキョウダルマガエル					NT	B	A
7		ツチガエル						A	X
8		シュレーゲルアオガエル						D	C
合計	5科	8種	0種	0種	0種	1種	3種	8種	7種

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑤ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(昆虫類)は、表 3-1-53(1)～(7)に示すとおり、106科307種である。

表 3-1-53(1) 重要な動物種(昆虫類)の状況

No	科	種名	指定状況									
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
1	フタオカゲロウ科	オオフタオカゲロウ								C		
2	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ							A	A		
3	アオイトトンボ科	ホソミオツネトンボ								B		
4		アオイトトンボ							C	B		
5		オオアオイトトンボ								C		
6		オツネトンボ							A			
7		イトトンボ科	ホソミイトトンボ							B	A	
8			キイトトンボ							C	A	
9	ヒヌマイイトトンボ							EN	A			
10	モートンイトトンボ							NT	A	A		
11	クロイトトンボ									D		
12	セスジイトトンボ									B		
13	オオセスジイトトンボ							EN	A			
14	ムスジイトトンボ									B	A	
15	オオイトトンボ									A	B	
16	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ						EN	A			
17	カワトンボ科	ハグロトンボ								C		
18		ヒガシカワトンボ								C		
19	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ						NT	B			
20		アオヤンマ						NT	B	B		
21		マルタンヤンマ								C		
22		クロスジギンヤンマ								D		
23		ギンヤンマ								C		
24		カトリヤンマ								B		
25		ヤブヤンマ								D		
26		サラサヤンマ								D	B	
27		サナエトンボ科	ミヤマサナエ								A	
28	ヤマサナエ									D	C	
29	キイロサナエ							NT	B			
30	オナガサナエ									B		
31	ウチワヤンマ									D	A	
32	ナゴヤサナエ								VU	A		
33	エゾトンボ科	トラフトンボ								A	A	
34		オオヤマトンボ									B	
35		コヤマトンボ									B	
36		ハネビロエゾトンボ							VU	A		
37	トンボ科	ショウジョウトンボ									C	
38		コフキトンボ									C	
39		ヨツボシトンボ									A	
40		ハラビロトンボ									B	B
41		コシアキトンボ										C
42		チョウトンボ									D	B
43		コノシメトンボ									D	C
44		マユタテアカネ										C
45		マイコアカネ									D	C
46		ヒメアカネ									A	
47		ミヤマアカネ									X	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-53(2) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
48	トンボ科	リスアカネ						B	
49		オオキトンボ					EN	X	
50	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ						C	
51	カマキリ科	ヒナカマキリ						D	
52		ウスバカマキリ					DD	情報不足	
53	アミメカワゲラ科	フタスジクサカワゲラ							C
54	クツワムシ科	クツワムシ						C	A
55	ツユムシ科	エゾツユムシ							C
56	キリギリス科	ヒガシキリギリス							B
57	マツムシ科	クチキコオロギ						D	
58		カヤコオロギ						A	
59		マツムシ						D	
60	コオロギ科	クロツヤコオロギ						C	
61	ヒバリモドキ科	ハマスズ						A	
62		キンヒバリ							C
63	バッタ科	アカハネバッタ				国内	CR	X	
64		ショウリョウバッタモドキ							C
65	イナゴ科	ヤマトフキバッタ							B
66		セグロイナゴ						A	X
67	セミ科	ヒグラシ							C
68		ハルゼミ						A	A
69	サシガメ科	オオトビサシガメ							C
70		クロバアカサシガメ						C	C
71	マキバサシガメ科	ベニモンマキバサシガメ						A	
72	ヘリカメムシ科	アズキヘリカメムシ						C	
73	ナガカメムシ科	ヒメマダラナガカメムシ						D	
74	ツノカメムシ科	オオツノカメムシ						D	
75		ベニモンツノカメムシ						C	C
76	ツチカメムシ科	フタボシツチカメムシ						C	
77		ヨコヅナツチカメムシ						C	
78	カメムシ科	トゲカメムシ						C	
79		ハナダカカメムシ						D	C
80		フタテンカメムシ						C	
81		イネカメムシ						C	
82		ルリクチブトカメムシ						C	
83	キンカメムシ科	オオキンカメムシ						C	
84	クヌギカメムシ科	ナシカメムシ						C	C
85	アブラムシ科	ヤシヤブシトゲマダラアブラムシ							C
86	アメンボ科	エサキアメンボ					NT	B	
87		ハネナシアメンボ						B	
88	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU	A	
89	ミズムシ科	ミゾナシミズムシ					NT		
90	コオイムシ科	コオイムシ					NT		A
91		タガメ				特2	VU	A	
92	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ							C
93		ヘビトンボ							C
94	センブリ科	ネグロセンブリ							A
95	ラクダムシ科	ラクダムシ							A
96	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ						B	C
97	ツノトンボ科	ツノトンボ						C	C
98		キバネツノトンボ							C

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-53(3) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No	科	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
99	ガガンボモドキ科	ガガンボモドキ								A
100	シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ							D	B
101	カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ							D	C
102	エグリトビケラ科	セグロトビケラ							B	
103		ホタルトビケラ								B
104	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ							D	B
105	ケトビケラ科	グマガトビケラ								C
106	コウモリガ科	コウモリガ								A
107	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ						NT		
108	セセリチョウ科	アオバセセリ							B	
109		ミヤマセセリ							B	B
110		ホソバセセリ							B	B
111		ギンイチモンジセセリ							NT	
112		ミヤマチャバネセセリ								C
113		オオチャバネセセリ								B
114	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ							C	C
115		コツバメ							B	B
116		オオミドリシジミ							C	C
117		アカシジミ							C	C
118		ウラナミアカシジミ							C	C
119		ミドリシジミ							C	B
120		シルビアシジミ						EN	B	X
121	タテハチョウ科	コムラサキ							C	B
122		ミドリヒョウモン							C	B
123		オオウラギンスジヒョウモン							A	A
124		ゴマダラチョウ							C	
125		アサマイチモンジ							C	X
126		ヒョウモンモドキ					国内	CR	X	
127		ジャノメチョウ							C	C
128		クモガタヒョウモン							A	X
129		ミスジチョウ							C	B
130		ヒオドシチョウ							B	B
131		オオムラサキ							NT	B
132	アゲハチョウ科	オナガアゲハ							C	C
133	シロチョウ科	ツマグロキチョウ						EN	X	X
134	アゲハモドキガ科	アゲハモドキ								B
135	イボタガ科	イボタガ								B
136	カレハガ科	カレハガ								A
137		クヌギカレハガ								A
138		ヤマダカレハガ								A
139	ヤママユガ科	エゾヨツメ								B
140		ヤママユガ								C
141		ウスタビガ								B
142		クスサン								B
143		シンジュサン								B
144	スズメガ科	ホソバスズメ								A
145		ウチスズメ								X
146	シャチホコガ科	ハイイロシャチホコ								B
147	ヒトリガ科	マエアカヒトリ						NT	X	X
148		ヒトリガ							B	X
149	ドクガ科	スゲドクガ						NT		

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-53(4) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No	科	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
150	ヤガ科	フサヒゲオビキリガ								C	
151		ヒメハガタヨトウ								B	
152		コシロシタバ					NT				
153		ワモンキシタバ								X	
154		ジョナスキシタバ								B	
155		コガタキシタバ								C	
156		アトジロキリガ								B	
157		ホソバオビキリガ							D	A	
158		ウスミモンキリガ					NT			A	
159		キシタアツバ					NT				
160		ミスジキリガ					NT	B		X	
161		オオチャバネヨトウ					VU	C		A	
162		マエグロシラオビアカガネヨトウ								B	
163		ギンモンアカヨトウ					VU				
164		クロスジキリガ								C	
165		コブガ科	ツクシアオリング								C
166	アブ科	イシハラアブ							A		
167	クロバエ科	ミドリバエ							D		
168		カエルキンバエ					DD	X			
169	イエバエ科	ウミベカトリバエ							B		
170	ヒメイエバエ科	ホリヒメイエバエ							B		
171		シナハマヒメイエバエ							B		
172		ホホヒゲヒメイエバエ							B		
173	ニクバエ科	キーガンニクバエ							C		
174	ホソクビゴミムシ科	アオバナホソクビゴミムシ							D	C	
175		コホソクビゴミムシ							C		
176	オサムシ科	オオズミズギワゴミムシ							A		
177		ヒメマイマイカブリ								A	
178		アカガネオサムシ					VU			B	
179		セアカオサムシ					NT	B		B	
180		コキベリアオゴミムシ								C	
181		クマガイクロアオゴミムシ					NT	A			
182		コアトワアオゴミムシ								C	C
183		オオサカアオゴミムシ					DD	C			
184		アオヘリアオゴミムシ					CR	A			
185		ツヤキベリアオゴミムシ					VU	C			
186		キバナキバナガミズギワゴミムシ					VU	A			
187		オオキバナガミズギワゴミムシ					VU	A			
188		キバナガミズギワゴミムシ								C	
189		オサムシモドキ								C	
190		キイロホソゴミムシ					EN	A			
191		ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ								B	
192		コハンミョウモドキ					EN	A			
193		オオキベリアオゴミムシ								D	C
194		ヤホシゴミムシ									C
195		ギョウトクコミズギワゴミムシ					VU	A			
196		ムツモンコミズギワゴミムシ								B	
197		イグチケブカゴミムシ					NT	C			
198		ハマベゴミムシ					NT	A			
199		カジムラヒメナガゴミムシ								C	
200		ヒョウタンゴミムシ								D	
201		クビナガヨツボシゴミムシ					DD	B			

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-53(5) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
202	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ					VU		
203		カワラハンミョウ					EN	A	X
204		ニワハンミョウ							A
205		コニワハンミョウ							B
206		ホソハンミョウ					VU	A	A
207		コハンミョウ						C	B
208		ハンミョウ							A
209		ゲンゴロウ科	トダセスジゲンゴロウ					VU	B
210	ゲンゴロウ					特2	VU	X	X
211	コガタノゲンゴロウ						VU	A	
212	ハイイロゲンゴロウ								C
213	マルガタゲンゴロウ					特2	VU	B	
214	シマゲンゴロウ						NT	D	B
215	オオイチモンジシマゲンゴロウ					特2	EN	A	A
216	キベリクロヒメゲンゴロウ						NT	B	
217	シャープツブゲンゴロウ						NT	A	
218	オオヒメゲンゴロウ							C	
219	ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	C	A
220		ミズスマシ					VU	C	A
221	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ					VU	B	
222		コガシラミズムシ							C
223	カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ						C	
224	ガムシ科	マルヒラタガムシ					NT	A	
225		コガムシ					DD	D	C
226		ガムシ					NT	C	
227		シジミガムシ					EN		
228	エンマムシ科	ニセハマベエンマムシ						B	
229	シデムシ科	ベッコウヒラタシデムシ						D	
230		ヤマトモンシデムシ					NT	B	B
231		オニヒラタシデムシ						C	
232	ハネカクシ科	オオツノハネカクシ					DD	C	
233	ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ						D	C
234	センチコガネ科	オオセンチコガネ							A
235	クワガタムシ科	ミヤマクワガタ							A
236		ノコギリクワガタ							C
237	コガネムシ科	ヒゲブトハナムグリ						C	
238		オオフタホシマグソコガネ						B	
239		クロモンマグソコガネ					NT	A	
240		コカブトムシ							C
241		ヤマトケシマグソコガネ						C	
242		オオヒラタハナムグリ							B
243		シロスジコガネ						C	X
244		クロカナブン							C
245		アオカナブン							C
246	ナガハナノミ科	ヒゲナガハナノミ							C
247	タマムシ科	クロタマムシ							B
248		タマムシ							C
249		アオタマムシ						B	A
250	コメツキムシ科	ウバタマコメツキ							C
251		カワイヒラアシコメツキ						C	
252		ヒゲコメツキ							

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
 注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-53(6) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
253	ホタル科	ゲンジボタル						B	X
254		ヘイケボタル						C	A
255		クロマドボタル						C	B
256	ツチハンミョウ科	マメハンミョウ							C
257	ゴミムシダマシ科	ナガニジゴミムシダマシ							C
258		オオモンキゴミムシダマシ						D	
259	カミキリムシ科	シロスジカミキリ							A
260		ハンノキカミキリ						A	
261		アカアシオオアオカミキリ						B	
262		ミドリカミキリ							C
263		ヒナルリハナカミキリ							C
264		ホソカミキリ							C
265		ホシベニカミキリ							C
266		バーツヒラタカミキリ						B	
267		ベニバハナカミキリ						C	
268		チャイロヒメハナカミキリ						D	C
269		ネジロカミキリ						C	
270		アオカミキリ							A
271		ヨツボシカミキリ					EN	A	B
272		アカハナカミキリ							C
273		アサカミキリ					VU	A	
274	ハムシ科	ハンノキハムシ							C
275		オオルリハムシ					NT	B	A
276		フトネクイハムシ						C	
277		キンイロネクイハムシ					NT	B	
278		イネネクイハムシ						C	
279		ジュンサイハムシ						D	A
280	ヒゲナガゾウムシ科	エゴヒゲナガゾウムシ							C
281	オトシブミ科	ゴマダラオトシブミ							B
282	ゾウムシ科	オオアオゾウムシ							C
283		エゴシギゾウムシ							C
284		ハマベゾウムシ						A	
285	ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ					DD	C	
286	キバチ科	ヒゲジロキバチ						C	
287	セイボウ科	セイドウマルセイボウ						C	C
288		オオセイボウ					DD		
289	アリ科	ヒゲナガニセハリアリ							B
290		トゲアリ					VU		
291		ヒラタウロコアリ							C
292	スズメバチ科	キボシトックリバチ						C	
293		ヤマトアシナガバチ					DD		
294	クモバチ科	ミイロツメボソクモバチ						C	
295		ムツボシクモバチ						A	
296	ギングチバチ科	アカオビケラトリバチ						B	
297		ニッポントゲアナバチ						C	B
298		コウライクモカリバチ						B	
299		フクイジガバチモドキ					DD	B	
300	ドロバチモドキ科	ニッポントゲアワフキバチ						C	C
301		ニッポンハナダカバチ					VU		
302		キアシハナダカバチモドキ					VU	B	C

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
 注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-53(7) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
303	ミツバチ科	シロスジフトハナバチ						A	A
304		クロマルハナバチ					NT	C	C
305		シロスジムカシハナバチヤドリ						C	
306	ハキリバチ科	フルカワフトハキリバチ					DD	A	A
307	コマユバチ科	ウマノオバチ					NT	C	
合計	106 科	307 種	0 種	0 種	0 種	6 種	81 種	203 種	177 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑥ クモ類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（クモ類）は、表 3-1-54 に示すとおり、5科9種である。

表 3-1-54 重要な動物種（クモ類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ジグモ科	ワスレナグモ					NT	A	
2	カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ					NT	A	
3	トタテグモ科	キノボリトタテグモ					NT	B	X
4		キシノウエトタテグモ					NT	B	A
5	コガネグモ科	オニグモ						D	
6		コガネグモ						C	B
7		ナカムラオニグモ						D	C
8		シッチコモリグモ						C	C
9	ハウシグモ科	ドウシグモ					DD		
合計	5科	9種	0種	0種	0種	0種	5種	8種	5種

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑦ 多足類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（多足類）は、表 3-1-55 に示すとおり、9科18種である。

表 3-1-55 重要な動物種（多足類）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	タマヤスデ科	ヤマトタマヤスデ						B	
2		フィリタマヤスデ						B	A
3		ミクニタマヤスデ							B
4	ハガヤスデ科	コブヤスデ						A	A
5		ヒメヨロイヤスデ						C	
6	ババヤスデ科	タカクワヤスデ						B	
7		トラフババヤスデ						A	A
8		ミドリババヤスデ							A
9	ヒラタヤスデ科	クロヒメヤスデ						B	
10	フサヤスデ科	ウスアカフサヤスデ							B
11		イソフサヤスデ						A	
12		ハイイロチビケフサヤスデ						A	
13		ハイイロチビフサヤスデ							A
14	イシムカデ科	キスジイシムカデ						A	
15		タジマガハラヒトフシムカデ						A	A
16	トゲイシムカデ科	ニホントゲイシムカデ						C	
17	ベニジムカデ科	エリジロベニジムカデ						C	
18	ゲジ科	ゲジ						B	
合計	9科	18種	0種	0種	0種	0種	0種	14種	8種

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑧ 陸水生物（汽水域を含む）

ア. 魚類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（魚類）は、表 3-1-56 に示すとおり、11科28種である。

表 3-1-56 重要な動物種（魚類）の状況

No	科	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類 ^{注4)}					VU	A	A	
2	ウナギ科	ニホンウナギ					EN	C	A	
3	コイ科	ゲンゴロウブナ ^{注3)}					EN			
4		キンブナ					VU	B	B	
5		ギンブナ						D	C	
6		ヤリタナゴ ^{注3)}					NT	B	X	
7		ワタカ ^{注3)}					CR			
8		ハス ^{注3)}					VU			
9		オイカワ							C	
10		ウグイ							B	
11		モツゴ						D	C	
12		カマツカ						B	B	
13		ニゴイ						C		
14		スゴモロコ ^{注3)}					VU			
15		ドジョウ科	ドジョウ					NT		
16			シマドジョウ							B
17	フクドジョウ科	ホトケドジョウ					EN	C	A	
18	ギギ科	ギバチ					VU	B	A	
19	ナマズ科	ナマズ						B	B	
20	シラウオ科	シラウオ						C		
21	メダカ科	メダカ							A	
22	サヨリ科	クルメサヨリ					NT	C		
23	ハゼ科	トビハゼ					NT	B		
24		ヌマチチブ						D	C	
25		トウヨシノボリ							C	
26		ビリンゴ						D		
27		ジュズカケハゼ					NT	B		
28		エドハゼ					VU	C		
合計	11 科	28 種	0 種	0 種	0 種	0 種	15 種	18 種	16 種	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」（令和2年3月 千葉県）において、国内外来種とされている。

注4) ⑤環境省RLでは「スナヤツメ北方種」及び「スナヤツメ南方種」がVUに指定されている。また、⑥千葉県RLでは「スナヤツメ種群」がAに指定されている。

イ. 底生動物

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（底生動物）は、表 3-1-57(1)～(4)に示すとおり、88科186種である。

表 3-1-57(1) 重要な動物種（底生動物）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ニシキウズガイ科	イボキサゴ					NT	C	X
2	ゴマガイ科	ゴマガイ							C
3	ヤマタニシ科	ヤマタニシ							C
4		ミジンヤマタニシ							B
5	ムシオイガイ科	ムシオイガイ							A
6	タニシ科	マルタニシ					VU	D	C
7		オオタニシ					NT		C
8	ウミニナ科	ホソウミニナ ^{注3)}							X
9		ウミニナ					NT	C	X
10	カワニナ科	ヒタチチリメンカワニナ							C
11		カワアイ ^{注3)}						A	X
12	スナモツツボ科	シマモツボ						A	X
13	ワカウラツボ科	カワグチツボ					NT	D	B
14	イツマデガイ科	カタヤマガイ					CR+EN	A	
15	カワザンショウガイ科	カワザンショウガイ							X
16	ミズゴマツボ科	エドガワミズゴマツボ					NT		
17		ミズゴマツボ					VU	A	A
18	イソコハクガイ科	シラギク						A	X
19	ソデボラ科	シドロ						B	X
20	ハナゴウナ科	ハナゴウナ						B	X
21	ミズゴマツボ科	ウミゴマツボ					NT		B
22	イトカケガイ科	クリンイトカケ							B
23		クレハガイ					NT		B
24		セキモリ							B
25		オダマキ					NT	D	B
26	フトコロガイ科	マルテンスマツムシ					CR+EN	A	X
27	ムシロガイ科	キヌボラ						D	X
28		ムシロガイ					NT	C	X
29	アッキガイ科	カゴメガイ						B	X
30		オウウヨウラク						B	
31	エゾバイ科	ミクリガイ						C	
32		トウイト						B	
33	タケノコガイ科	イボヒメトクサ						A	X
34	タモトガイ科	スミスシラゲガイ						A	X
35	マクラガイ科	マクラガイ					NT	B	
36	オオシイノミガイ科	ムラクモキジビキガイ					NT	B	X
37	ブドウガイ科	カミスジカイコガイダマシ					VU	A	X
38	スイフガイ科	ツマベニカイコガイダマシ						A	
39	へコミツララガイ科	マツシマコメツブガイ						B	X
40	トウガタガイ科	ミガキクチキレ						B	X
41	タクミニナ科	タクミニナ					CR	A	X
42	トウガタガイ科	クチキレガイ						B	X
43	モノアラガイ科	モノアラガイ					NT	A	B
44	ヒラマキガイ科	ミズコハクガイ					VU	A	A
45		ヒラマキミズマイマイ					DD	B	B
46	ケシガイ科	ニホンケシガイ							C

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

表 3-1-57(2) 重要な動物種（底生動物）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
47	イトマイマイ科	イトコシタダミ						A	
48	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ					NT	C	C
49	オナジマイマイ科	オオケマイマイ							A
50	キセルガイ科	オオタキコギセル						D	C
51		ナミギセル							B
52		ヒクギセル							A
53	キバサナギガイ科	スナガイ ^{注3)}					NT		B
54	サナギガイ科	マルナタネ							B
55	タワラガイ科	タワラガイ							C
56	ナンバンマイマイ科	キヌビロードマイマイ						C	A
57	ベッコウマイマイ科	キビガイ							C
58		コシダカシタラ							C
59		ウメムラシタラ					NT		A
60		カサキビ							C
61		オオウエキビ					DD	B	A
62	イシガイ科	ドブガイ							C
63		ヨコハマシジラガイ					NT	C	A
64		イシガイ						D	A
65		マツカサガイ					NT	B	A
66	フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ ^{注3)}				NT	A		
67	シジミ科	マシジミ					VU	A	C
68	マメシジミ科	ニホンマメシジミ						C	B
69	マルスダレガイ科	オキシジミ						C	X
70		ワスレガイ						D	
71		イヨスダレ						B	
72	イワホリガイ科	シオツガイ						B	
73	ニッコウガイ科	ユウシオガイ					NT	A	
74		サビシラトリ						B	X
75	シオサザナミ科	イソシジミ						B	X
76		ムラサキガイ					VU	B	X
77	ツキガイ科	チヂミウメ						B	X
78		コボレウメ						B	X
79	オキナガイ科	ソトオリガイ						C	X
80	オオノガイ科	ヒメマスオ						B	B
81		オオノガイ					NT		
82	フナムシ科	フナムシ							C
83		ニホンヒメフナムシ							C
84	ホンワラジムシ科	オカメワラジムシ							C
85	ヌマエビ科	ミゾレヌマエビ						A	A
86		ヌカエビ						C	A
87	テナガエビ科	テナガエビ						D	B
88		シラタエビ							C
89		スジエビ						D	B
90		スジエビモドキ							C
91	ハサミシャコエビ科	ハサミシャコエビ						C	
92	サワガニ科	サワガニ						C	A
93	ベンケイガニ科	アカテガニ						D	
94		ウモレベンケイガニ						A	
95		クロベンケイガニ						D	B
96		カクベンケイガニ							B
97	モクズガニ科	モクズガニ						D	A
98		アシハラガニ						D	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

表 3-1-57(3) 重要な動物種（底生動物）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
99	コメツキガニ科	チゴガニ						D	C
100		コメツキガニ							C
101	オサガニ科	オサガニ						B	B
102		ヤマトオサガニ							C
103	フタオカゲロウ科	オオフタオカゲロウ							C
104	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ						A	A
105	アオイトトンボ科	ホソミオツネイトンボ							B
106		アオイトトンボ						C	B
107		オオアオイトトンボ							C
108		オツネイトンボ						A	
109	イトトンボ科	ホソミイトトンボ						B	A
110		キイトトンボ						C	A
111		ヒヌマイトトンボ					EN	A	
112		モートシイトトンボ					NT	A	A
113		クロイトトンボ						D	
114		セスジイトトンボ						B	
115		オオセスジイトトンボ					EN	A	
116		ムスジイトトンボ						B	A
117		オオイトトンボ						A	B
118	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ					EN	A	
119	カワトンボ科	ハグロトンボ							C
120		ヒガシカワトンボ							C
121	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ					NT	B	
122		アオヤンマ					NT	B	B
123		マルタンヤンマ						C	
124		クロスジギンヤンマ						D	
125		ギンヤンマ							C
126		カトリヤンマ						B	
127		ヤブヤンマ						D	
128		サラサヤンマ						D	B
129		サナエトンボ科	ミヤマサナエ						A
130	ヤマサナエ							D	C
131	キイロサナエ						NT	B	
132	オナガサナエ							B	
133	ウチワヤンマ							D	A
134	ナゴヤサナエ						VU	A	
135	エゾトンボ科	トラフトンボ						A	A
136		オオヤマトンボ							B
137		コヤマトンボ							B
138		ハネビロエゾトンボ					VU	A	
139	トンボ科	ショウジョウトンボ							C
140		コフキトンボ							C
141		ヨツボシトンボ						A	
142		ハラビロトンボ						B	B
143		コシアキトンボ							C
144		チョウトンボ						D	B
145		コノシメトンボ						D	C
146		マユタテアカネ							C
147		マイコアカネ						D	C
148		ヒメアカネ						A	
149		ミヤマアカネ						X	
150		リスアカネ						B	

注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-57(4) 重要な動物種（底生動物）の状況

No	科	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
151	トンボ科	オオキトンボ					EN	X	
152	アミメカワゲラ科	フタスジクサカワゲラ							C
153	アメンボ科	エサキアメンボ					NT	B	
154		ハネナシアメンボ						B	
155	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU	A	
156	ミズムシ科（昆）	ミゾナシミズムシ					NT		
157	コオイムシ科	コオイムシ					NT		A
158		タガメ				特2	VU	A	
159	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ							C
160		ヘビトンボ							C
161	センブリ科	ネグロセンブリ							A
162	カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ						D	C
163	エグリトビケラ科	セグロトビケラ						B	
164		ホタルトビケラ							B
165	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ						D	B
166	ゲンゴロウ科	トダセスジゲンゴロウ					VU	B	A
167		ゲンゴロウ				特2	VU	X	X
168		コガタノゲンゴロウ					VU	A	
169		ハイイロゲンゴロウ							C
170		マルガタゲンゴロウ				特2	VU	B	
171		シマゲンゴロウ					NT	D	B
172		オオイチモンジシマゲンゴロウ				特2	EN	A	A
173		キベリクロヒメゲンゴロウ					NT	B	
174		シャープツブゲンゴロウ					NT	A	
175		オオヒメゲンゴロウ						C	
176	ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	C	A
177		ミズスマシ					VU	C	A
178	コガシラミズムシ科	コガシラミズムシ							C
179	ガムシ科	マルヒラタガムシ					NT	A	
180		コガムシ					DD	D	C
181		ガムシ					NT	C	
182		シジミガムシ					EN		
183	ホタル科	ゲンジボタル						B	X
184		ヘイケボタル						C	A
185		クロマドボタル						C	B
186	ヒメテンコケムシ科	ヒメテンコケムシ							C
合計	88科	186種	0種	0種	0種	4種	60種	129種	133種

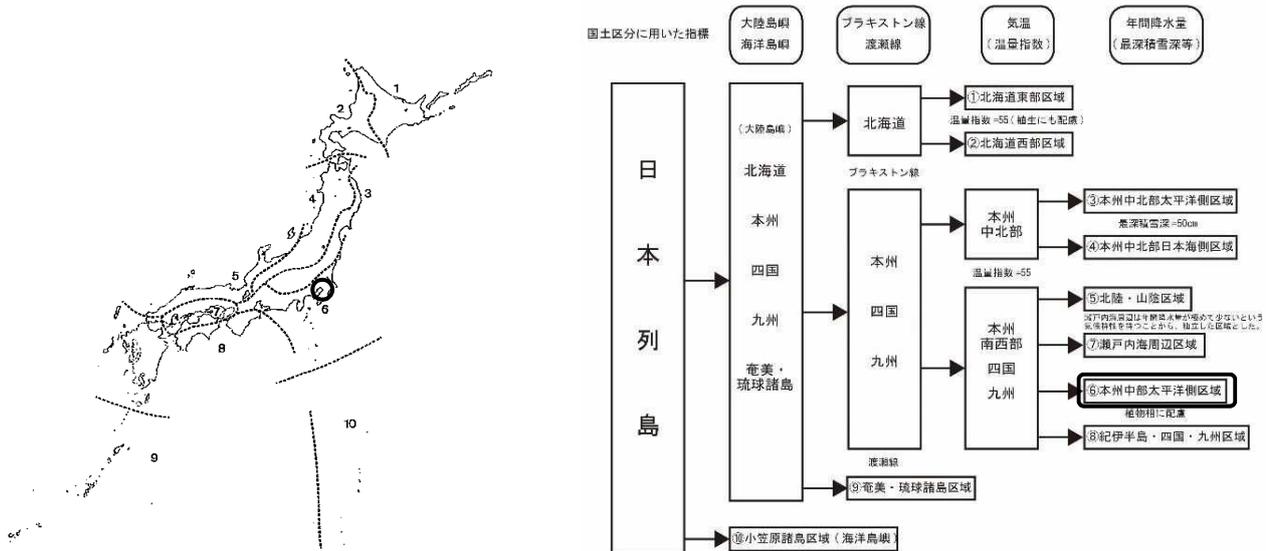
注1) 種名及び配列については原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3-1-47及び表 3-1-48に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

3-1-14 生態系の状況

1. 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周辺を含む千葉県は、「自然環境のアセスメント技術（I）」（平成11年 環境庁）の生物多様性保全のための国土区分（試案）によると、図 3-1-28に示すとおり本州中部太平洋側区域に属しており、大まかな生物群集としては「照葉樹林生物群集」の北限域に該当すると考えられる。潜在的な植生はシイやカシ類の常緑広葉樹が発達し、低木類はヤブツバキ、サカキなどの植生があったものと想定される。



出典：「自然環境のアセスメント技術（I）」（平成11年 環境庁）を参考に作成

図 3-1-28 生物多様性保全のための国土区分（試案）及びその作成方法

対象事業実施区域及びその周辺は図 3-1-25に示したとおり、海域を造成した埋立地であり、工場及び市街地が広がっており、対象事業実施区域に隣接する残存・植栽樹群をもった公園、墓地が存在するほか、防風林であるクロマツ植林や小規模なクヌギ-コナラ群集、内陸に畑雑草群落が存在しているものの、生産者である植物の生育基盤は少なく、多様性は乏しいものと考えられる。

また、対象事業実施区域南側には東京湾が広がっているが、海岸沿いは概ね消波帯となる人工護岸が続き、一部に養浜が進められている砂浜が自然裸地として見られるものの、いずれも海浜植生は見られない。

消費者である動物相は、人為的影響の強い植生に適応する種で構成され、多様性に乏しいと推定されるが、対象事業実施区域北西側にはラムサール条約湿地に指定されている谷津干潟があり、水鳥や水生動物等の多様な生物の生息地となっている場所もある。

これらを踏まえて対象事業実施区域及びその周辺を概観すると、埋立地上に成立した市街地や工場地帯等の人為的な環境が広がっており、生物相は人為的な環境に適応した種で構成されているが、局所的に多様性に富む干潟の生態系等の自然環境が維持されているものと考えられる。

3-1-15 景観の状況

1. 主要な眺望点

対象事業実施区域周辺における、人が集まり眺望点となり得る主要な地点は、表 3-1-58及び図 3-1-29に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要な眺望点としては、主に公園や橋梁等があげられ、対象事業実施区域西側に海浜公園が隣接している。そのほか、南西側約1.3kmに茜浜緑地、北西側約2.0kmに谷津干潟自然観察センター等が位置している。

表 3-1-58 主要な眺望点

市名	地点番号	名称	眺望の状況
習志野市	1	茜浜緑地	東京湾に面した見晴らしの良い公園である。天気が良い日は富士山を眺めることができる。
	2	谷津干潟自然観察センター	東京湾に残された数少ない干潟で、ラムサール条約登録湿地となっており、この全景を一望できる。
	3	習志野親水護岸（展望広場）	遊歩道や展望広場が整備されており、東京湾を一望することができる。
	4	海浜公園	昼夜問わず東京湾の素晴らしい眺望を見ることができる。
	5	鷺沼城址公園	広い広場と複合遊具のある公園で、富士山を見ることができる。
	6	鷺沼東跨線橋	天候の良い日は、跨線橋上から東京湾、富士山、幕張、津田沼方面を一望できる。
	7	しらさぎ橋	天候の良い日は、遠く富士山を望むことができる。
	8	さくら広場	幕張新都心の高層ビル群が眺められ、ソメイヨシノの自然美と近代建築デザインの造形美が織り成す風景を見ることができる。
千葉市	9	JFA夢フィールド幕張温泉 湯楽の里	展望露天風呂から、東京湾の雄大な景色を一望できる。
船橋市	10	ふなばし三番瀬海浜公園	2階建て高さ約10mの展望デッキから、三番瀬の干潟から東京湾までを一望できる。
	11	船橋港親水公園	海沿いに散策路が整備されて見晴らしがよく、漁船が往来する様子を見ることができる。
	12	SHIRASE5002	退役後の南極観測船である。イベント等の際に乗船でき、かつてヘリポートだった広い甲板から周辺の景色を一望できる。

出典：「千葉県観光マップ」（令和4年5月 千葉県）
 「葛南地域観光ガイドマップ」（令和3年11月 千葉県）
 「ちば眺望100景」（平成18年9月 千葉県）
 「公園・史跡」（習志野市ホームページ）
 「ぶらっと習志野観光ガイドブック」（平成30年 習志野市）
 「ならしの駅からマップ2」（習志野市）
 「千葉市観光ガイドマップ」（令和4年3月 千葉市観光協会）
 「ふなばしおさんぽマップ」（船橋市観光協会）

2. 景観資源

対象事業実施区域周辺における、主要な景観資源は表 3-1-59及び図 3-1-29に示すとおりである。

表 3-1-59 主要な景観資源

名称	分類
三番瀬と谷津干潟	ちば遺産100選
千葉市幕張新都心の都市景観と稲毛・検見川周辺の旧海岸景観 船橋の漁港景観	ちば文化的景観

出典：「ちば遺産100選」（平成20年11月 千葉県）
 「ちば文化的景観」（平成20年11月 千葉県）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 主要な眺望点
- 主要な景観資源

注1) 「千葉市幕張新都心の都市景観と稲毛・検見川周辺の旧海岸景観」及び「船橋の漁港景観」は、具体的な地点や範囲が示されていないため図示しない。
 注2) 図中の番号は表 3-1-58 と一致する。

出典：「千葉県観光マップ」(令和4年5月 千葉県)
 「葛南地域観光ガイドマップ」(令和3年11月 千葉県)
 「ちば眺望100景」(平成18年9月 千葉県)
 「ならしの駅からマップ2」(習志野市)
 「千葉市観光ガイドマップ」(令和4年3月 千葉市観光協会)
 「ふなばしおさんぼマップ」(船橋市観光協会)
 「ちば遺産100選」(平成20年11月 千葉県)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-29 主要な眺望点及び景観資源

3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の状況

対象事業実施区域周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3-1-60及び図 3-1-30に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、主に公園や海岸等があげられ、対象事業実施区域西側に海浜公園が隣接している。そのほか、北西側約2.2kmに谷津干潟、約4.5kmにふなばし三番瀬海浜公園等が位置している。

表 3-1-60 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

市名	地点番号	名称
習志野市	1	谷津干潟
	2	谷津干潟自然観察センター
	3	谷津バラ園
	4	茜浜緑地
	5	海浜公園
	6	香澄公園
	7	秋津公園
	8	さくら広場
	9	梅林園
	10	菊田水鳥公園
	11	藤崎森林公園
	12	鷺沼城址公園
	13	ハミングロード
千葉市	14	花見川緑地交通公園
	15	幕張海浜公園
	16	見浜園（幕張海浜公園内）
	17	幕張の浜
	18	検見川の浜
	19	メッセモール
	20	花見川サイクリングコース
船橋市	21	ふなばし三番瀬海浜公園

出典：「千葉県観光マップ」（令和4年5月 千葉県）
「葛南地域観光ガイドマップ」（令和3年11月 千葉県）
「ぶらっと習志野観光ガイドブック」（平成30年 習志野市）
「健康な街歩きマップ」（令和3年7月 習志野市）
「ならしの駅からマップ2」（習志野市）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 主要な人と自然との
- 触れ合いの活動の場

注) 図中の番号は表 3-1-60 と一致する。

出典：「千葉県観光マップ」(令和4年5月 千葉県)
 「葛南地域観光ガイドマップ」(令和3年11月 千葉県)
 「ぶらっと習志野観光ガイドブック」(平成30年 習志野市)
 「健康な街歩きマップ」(令和3年7月 習志野市)
 「ならしの駅からマップ2」(習志野市)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-1-30 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

3-2 社会的状況

3-2-1 人口の状況

対象事業実施区域の位置する本市及び周辺の千葉市（美浜区、花見川区）、船橋市（以下、「周辺市」という。）の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3-2-1及び表 3-2-2に示すとおりである。

本市の人口は増加の傾向にあり、平成26年から令和5年までの10年間で約9,000人増加している。また、周辺市については、千葉市花見川区を除いて増加の傾向にある。

表 3-2-1 人口及び世帯数等の状況

市	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
習志野市		175,751	80,693	3,848
千葉市	美浜区	152,385	69,979	3,301
	花見川区	176,872	83,158	2,432
船橋市		645,762	297,061	3,470

注) 令和5年1月1日現在。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（令和5年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2-2 人口の推移

年	項目	人口（人）			
		習志野市	千葉市		船橋市
			美浜区	花見川区	
平成26年		166,807	148,869	179,622	616,224
平成27年		168,140	149,009	178,902	619,661
平成28年		168,744	148,566	178,977	623,533
平成29年		171,767	148,168	178,739	627,661
平成30年		172,538	148,409	178,192	632,241
令和元年		173,111	148,482	178,346	636,322
令和2年		173,791	149,403	178,596	639,662
令和3年		176,136	149,816	177,135	643,691
令和4年		176,311	151,945	176,909	644,443
令和5年		175,751	152,385	176,872	645,762

注) 各年1月1日現在。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成26～令和5年）」（千葉県ホームページ）

3-2-2 産業の状況

本市及び周辺市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2-3に示すとおりである。

本市では、事業所数が3,969事業所、従業者数が52,925人となっている。業種別にみると、事業所数、従業者数ともに卸売業、小売業の割合が最も高くなっており、事業所数で23.6%、従業者数で22.8%である。

表 3-2-3 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	市 区分	習志野市		千葉市				船橋市	
		事業所数	従業者数 (人)	美浜区		花見川区		事業所数	従業者数 (人)
				事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)		
農林漁業	総数	1	2	3	8	8	76	23	128
	構成比 (%)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1
鉱業、採石業、 砂利採取業	総数	-	-	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	総数	272	2,210	121	3,453	518	3,693	1,347	11,409
	構成比 (%)	6.9	4.2	3.3	3.6	12.8	8.8	8.6	6.0
製造業	総数	149	5,975	104	7,147	257	4,577	695	18,838
	構成比 (%)	3.8	11.3	2.9	7.5	6.4	11.0	4.5	10.0
電気・ガス・ 熱供給・水道業	総数	2	12	15	371	1	17	9	605
	構成比 (%)	0.1	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	0.1	0.3
情報通信業	総数	41	583	99	10,353	35	425	155	2,341
	構成比 (%)	1.0	1.1	2.7	10.8	0.9	1.0	1.0	1.2
運輸業、郵便業	総数	132	6,508	147	5,267	109	3,939	433	15,722
	構成比 (%)	3.3	12.3	4.0	5.5	2.7	9.4	2.8	8.3
卸売業、小売業	総数	938	12,083	1,186	21,172	948	9,298	3,879	40,436
	構成比 (%)	23.6	22.8	32.5	22.1	23.4	22.3	24.9	21.4
金融業、保険業	総数	48	779	103	4,811	46	497	257	4,827
	構成比 (%)	1.2	1.5	2.8	5.0	1.1	1.2	1.6	2.6
不動産業、物品賃貸業	総数	379	1,130	175	2,953	310	1,086	1,163	7,238
	構成比 (%)	9.5	2.1	4.8	3.1	7.7	2.6	7.5	3.8
学術研究、 専門・技術サービス業	総数	190	2,035	162	3,114	154	719	638	3,536
	構成比 (%)	4.8	3.8	4.4	3.2	3.8	1.7	4.1	1.9
宿泊業、 飲食サービス業	総数	542	5,269	470	8,793	412	3,791	2,211	21,156
	構成比 (%)	13.7	10.0	12.9	9.2	10.2	9.1	14.2	11.2
生活関連サービス業、 娯楽業	総数	449	2,731	275	3,467	379	1,799	1,679	9,167
	構成比 (%)	11.3	5.2	7.5	3.6	9.4	4.3	10.8	4.8
教育、学習支援業	総数	198	2,568	169	3,778	154	1,070	632	6,618
	構成比 (%)	5.0	4.9	4.6	3.9	3.8	2.6	4.1	3.5
医療、福祉	総数	417	7,377	319	7,440	464	6,856	1,565	25,644
	構成比 (%)	10.5	13.9	8.7	7.8	11.5	16.4	10.0	13.6
複合サービス事業	総数	14	113	15	93	18	135	57	1,055
	構成比 (%)	0.4	0.2	0.4	0.1	0.4	0.3	0.4	0.6
サービス業 (他に分類されないもの)	総数	197	3,550	283	13,602	230	3,781	860	20,512
	構成比 (%)	5.0	6.7	7.8	14.2	5.7	9.1	5.5	10.8
公務 (他に分類されるものを除く)	総数	-	-	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	総数	3,969	52,925	3,646	95,822	4,043	41,759	15,603	189,232
	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 平成28年6月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

注3) 「-」は皆無又は該当数字がないものである。

出典：「平成28年（2016年）経済センサス-活動調査結果<確報>」（千葉県ホームページ）

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

本市及び周辺市の地目別面積は、表 3-2-4に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周辺の土地利用現況図は図 3-2-1に示すとおりである。

本市では、宅地の割合が56.6%と最も多くなっており、次いでその他が25.5%、雑種地が12.1%となっている。

対象事業実施区域の土地利用状況は、建物用地及びその他の用地となっている。対象事業実施区域周辺の土地利用状況は、対象事業実施区域と同様に建物用地及びその他の用地が広がっているほか、道路や河川地及び湖沼、海浜等がみられる。

表 3-2-4 地目別面積

市・項目		地目									
		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
習志野市	面積 (1,000m ²)	21	1,099	11,877	-	91	-	-	2,538	5,344	20,970
	構成比 (%)	0.1	5.2	56.6	-	0.4	-	-	12.1	25.5	100.0
千葉市	面積 (1,000m ²)	12,769	30,409	90,949	241	32,796	93	1,615	25,323	77,612	271,807
	構成比 (%)	4.7	11.2	33.5	0.1	12.1	-	0.6	9.3	28.6	100.0
船橋市	面積 (1,000m ²)	2,255	9,792	41,961	0	2,900	22	22	10,285	18,384	85,621
	構成比 (%)	2.6	11.4	49.0	0.0	3.4	-	0.0	12.0	21.5	100.0

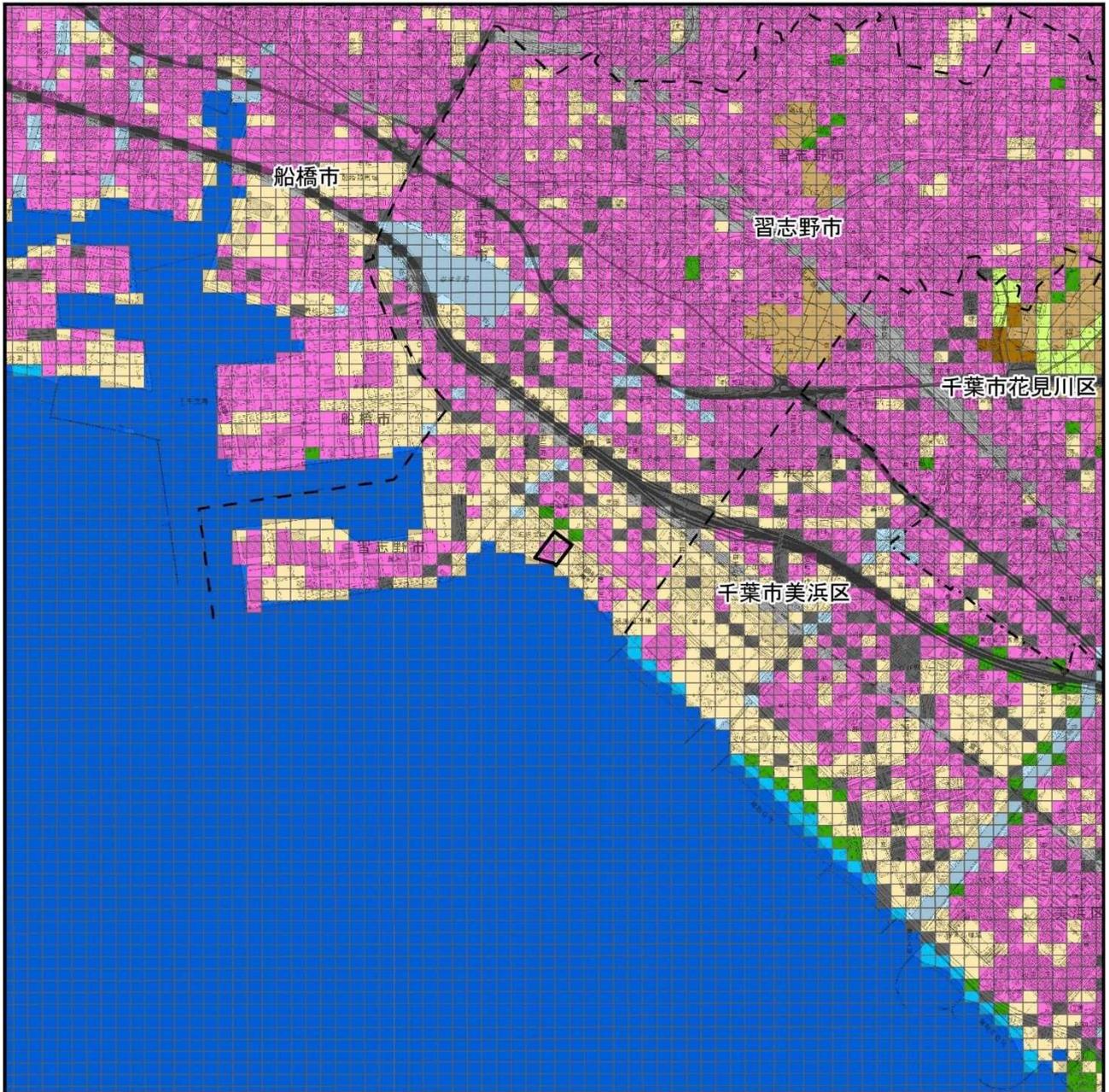
注1) 令和3年1月1日現在。

注2) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注3) 田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含む。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいう。

注4) 「-」は皆無又は該当数字がないもの、「0」は単位未満のものである。

出典：「千葉県統計年鑑（令和3年）」（千葉県ホームページ）



凡 例

- | | | | | | |
|--|------|--|---------|--|---------|
| | 対象事業 | | 田 | | 鉄道 |
| | 実施区域 | | その他の農用地 | | その他の用地 |
| | 市境 | | 森林 | | 河川地及び湖沼 |
| | 区境 | | 荒地 | | 海浜 |
| | | | 建物用地 | | 海水域 |
| | | | 道路 | | |

出典：「土地利用細分メッシュ（平成 28 年度）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」
 「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-2-1 土地利用現況図

2. 都市計画の状況

本市及び周辺市の都市計画（用途地域）の指定状況は、表 3-2-5に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図は、図 3-2-2(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、準工業地域となっている。

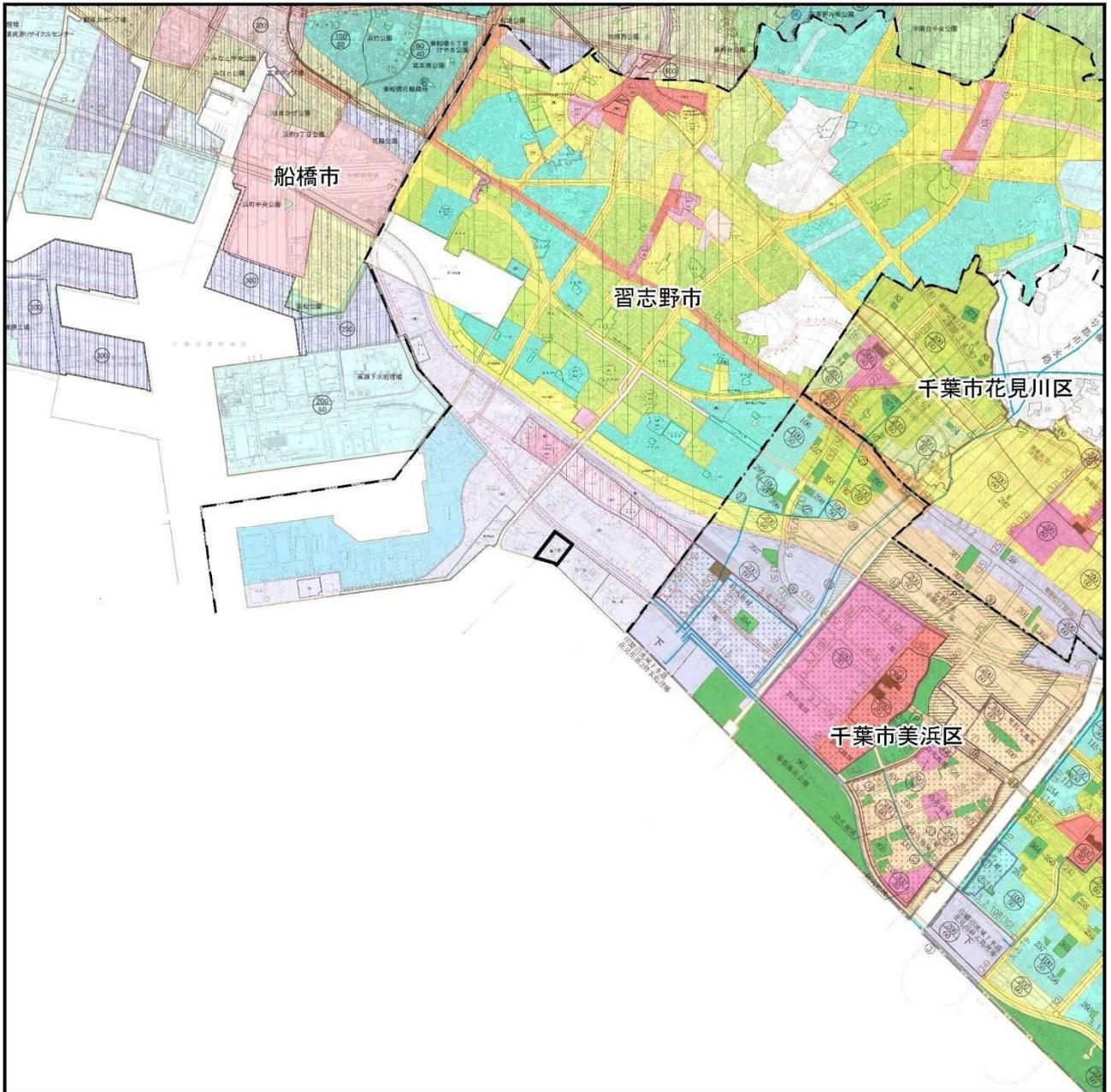
表 3-2-5 都市計画（用途地域）の指定状況

区分		市	習志野市	千葉市	船橋市
		総面積 (ha)	2,097	27,178	8,564
都市 計画 区域	市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha) 355	3,446	1,768
			構成比 (%) 16.9	12.7	20.6
		第二種低層住居専用地域	面積 (ha) 10	62	-
			構成比 (%) 0.5	0.2	-
		第一種中高層住居専用地域	面積 (ha) 446	2,036	1,274
			構成比 (%) 21.3	7.5	14.9
		第二種中高層住居専用地域	面積 (ha) 43	608	9.8
			構成比 (%) 2.1	2.2	0.1
		第一種住居地域	面積 (ha) 401	2,442	959
			構成比 (%) 19.1	9	11.2
		第二種住居地域	面積 (ha) 27	854	188
			構成比 (%) 1.3	3.1	2.2
		準住居地域	面積 (ha) 33	82	66
			構成比 (%) 1.6	0.3	0.8
		近隣商業地域	面積 (ha) 36	497	88
			構成比 (%) 1.7	1.8	1.0
商業地域	面積 (ha) 28	429	285		
	構成比 (%) 1.3	1.6	3.3		
準工業地域	面積 (ha) 253	631	317		
	構成比 (%) 12.1	2.3	3.7		
工業地域	面積 (ha) 137	432	206		
	構成比 (%) 6.5	1.6	2.4		
工業専用地域	面積 (ha) 93	1,363	348		
	構成比 (%) 4.4	5.0	4.1		
	計	面積 (ha) 1,862	12,855	5,509	
		構成比 (%) 88.8	47.3	64.3	
	市街化調整区域	面積 (ha) 235	14,323	3,055	
		構成比 (%) 11.2	52.7	35.7	

注1) 令和3年3月31日現在。

注2) 「-」は皆無又は該当数字がないものである。

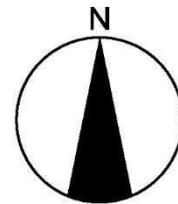
出典：「令和3年都市計画現況調査」（国土交通省ホームページ）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- - - 区境

出典：「習志野都市計画図」（平成 27 年 3 月 習志野市）
 「千葉都市計画総括図」（令和 4 年 4 月 千葉市）
 「船橋都市計画図」（令和 2 年 3 月 船橋市）



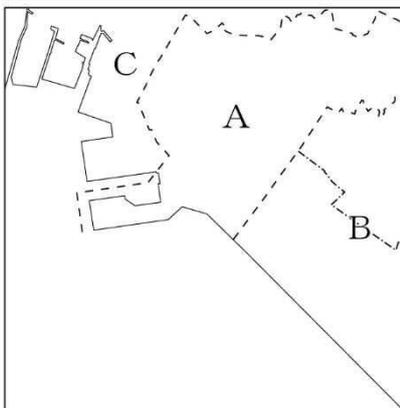
1:50,000



図 3-2-2(1) 都市計画図

A 習志野市

凡 例			
区域区分	都市計画区域		
	市街化区域	用途地域の定められているところ	
	市街化調整区域	用途地域の定められていないところ	
	地域・地区	建ぺい率	容積率
用途地域	第一種低層住居専用地域	30%	50%
		40	60
		50	100
		60	150
	第二種低層住居専用地域	50	100
		60	200
	第一種中高層住居専用地域	30	100
		60	200
	第二種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	第二種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	300
	商業地域	80	400
	その他地域地区	準工業地域	60
工業地域		60	200
工業専用地域		50	200
防火地域			
準防火地域			
都市計画施設	第一種高度地区		
	第二種高度地区		
	特定街区	【特】	
	生産緑地地区		
	土地区画整理促進区域		
	都市計画公園・緑地		
	都市計画道路		
	都市計画駐車場(自転車)		
	都市計画ごみ焼却場	【塵芥】	
	都市計画終末処理場	【汚水】	
都市計画火葬場	【火】		



B 千葉市

区分	凡 例	備考	容積率 建ぺい率	区 分	凡 例	備考
都市計画区域	-----			特別緑地保全地区		近郊緑地特別保全地区を含む
行政区界	-----			(近郊緑地保全区域)		
市街化区域	-----			地区計画		
市街化調整区域	-----			都市計画道路		駅前広場
用途地域	第一種低層住居専用地域		100/50, 150/60	自動車専用道路等		
	第二種低層住居専用地域		100/50, 150/60	都市高速鉄道		
	第一種中高層住居専用地域		200/60	駐 車 場		図面右上に表示
	第二種中高層住居専用地域		200/60	公 園		
	第1種住居地域		200/60	緑 地		
	第2種住居地域		200/60, 300/60	墓 園		
	準住居地域		200/60	公共下水道		
	近隣商業地域		200/80, 300/80, 400/80	市街化調整区域における下水道		
	商業地域		400/80, 500/80, 600/80, 700/80, 800/80	都市下水路・流域下水幹線		
	準工業地域		200/60	汚物処理場		汚
	工業地域		200/60	下水処理場		下
	工業専用地域		200/60	ポンプ場		Ⓟ
	第1種高度地区(20m)			ゴミ焼却場		ゴミ
	第1種高度地区(31m)			市 場		市
	第2種高度地区(20m)			火 葬 場		火
第2種高度地区(31m)			土地区画整理事業		区	
特定街区	【特】		市街地再開発事業		再	
防火地域		中心部、土気地区及び浜野駅東口地区、幕張新都心の一部	地域冷暖房施設		【冷房】	区域は除く
準防火地域		商業地域及び近隣商業地域で防火地域の指定されている以外の地域と、専ら新都心住宅地区、蘇我駅西口地区の二種	ごみ運搬用管路		【ごみ】	区域は除く
駐車場整備地区		図面右上に表示	浄化施設		T	
臨港地区			特別用途地区			
高度利用地区		図面左下に表示	都市再生特別地区			図面左下に表示
促進区域						
生産緑地地区						

C 船橋市

凡 例			
都市計画の種類	表示	建蔽率	容積率
市街化区域	用途地域の定められているところ		
市街化調整区域	用途地域の定められていないところ		
用途地域	第一種低層住居専用地域(10m)	40	80
		50	100
		50	150
	第一種中高層住居専用地域	60	200
	第二種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	第二種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	200
		80	300
	商業地域	80	400
		80	500
		80	600
		80	700
	その他地域地区	準工業地域	60
工業地域		60	200
工業専用地域		50	200
防火地域			
準防火地域			
都市計画施設	第一種高度地区(20m)		
	第一種高度地区(31m)		
	第二種高度地区(20m)		
	第二種高度地区(31m)		
	高度利用地区		
	特定街区	【特】	
	防火地域		
	準防火地域		
	風致地区		
	駐車場整備地区		
促進区域	臨港地区		
	生産緑地地区		
	市街地再開発促進区域		
	土地区画整理促進区域		
	都市計画道路		
	都市計画公園・緑地		
	都市計画駐車場(自転車)		
	都市計画ごみ焼却場	【塵芥】	
	都市計画終末処理場	【汚水】	
	都市計画火葬場	【火】	
都市施設	都市計画公共下水道区域		
	土地区画整理事業区域		
	新住宅市街地開発事業区域		
	市街地再開発事業区域		
	地区計画		
住宅	地区計画区域		
	宅地造成工事規制区域		

出典：「習志野都市計画図」(平成27年3月 習志野市)
 「千葉都市計画総括図」(令和4年4月 千葉市)
 「船橋都市計画図」(令和2年3月 船橋市)

図 3-2-2(2) 都市計画図の凡例

3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の普及状況

本市及び周辺市の令和3年度における水道の普及状況は、表 3-2-6に示すとおりである。
本市の水道普及率は99.0%となっており、水源は利根川水系江戸川である。

表 3-2-6 水道の普及状況（令和3年度）

市	項目 行政区域内 総人口（人） ①	現在給水人口（人）			普及率（%） ②/①×100
		総数 ②	上水道	専用水道	
習志野市	176,015	174,181	174,181	0	99.0
千葉市	976,925	951,700	948,425	3,275	97.4
船橋市	644,697	634,220	632,839	1,381	98.4

出典：「令和3年度 千葉県の水道」（令和5年3月 千葉県）

2. 河川及び海域の利用状況

対象事業実施区域周辺の主な河川は図 3-1-13（3-18頁参照）に示したとおりである。

対象事業実施区域周辺の河川は、水道用水供給事業の水源及び農業用水としての利用はされておらず、また、内水面漁業権の設定もされていない。

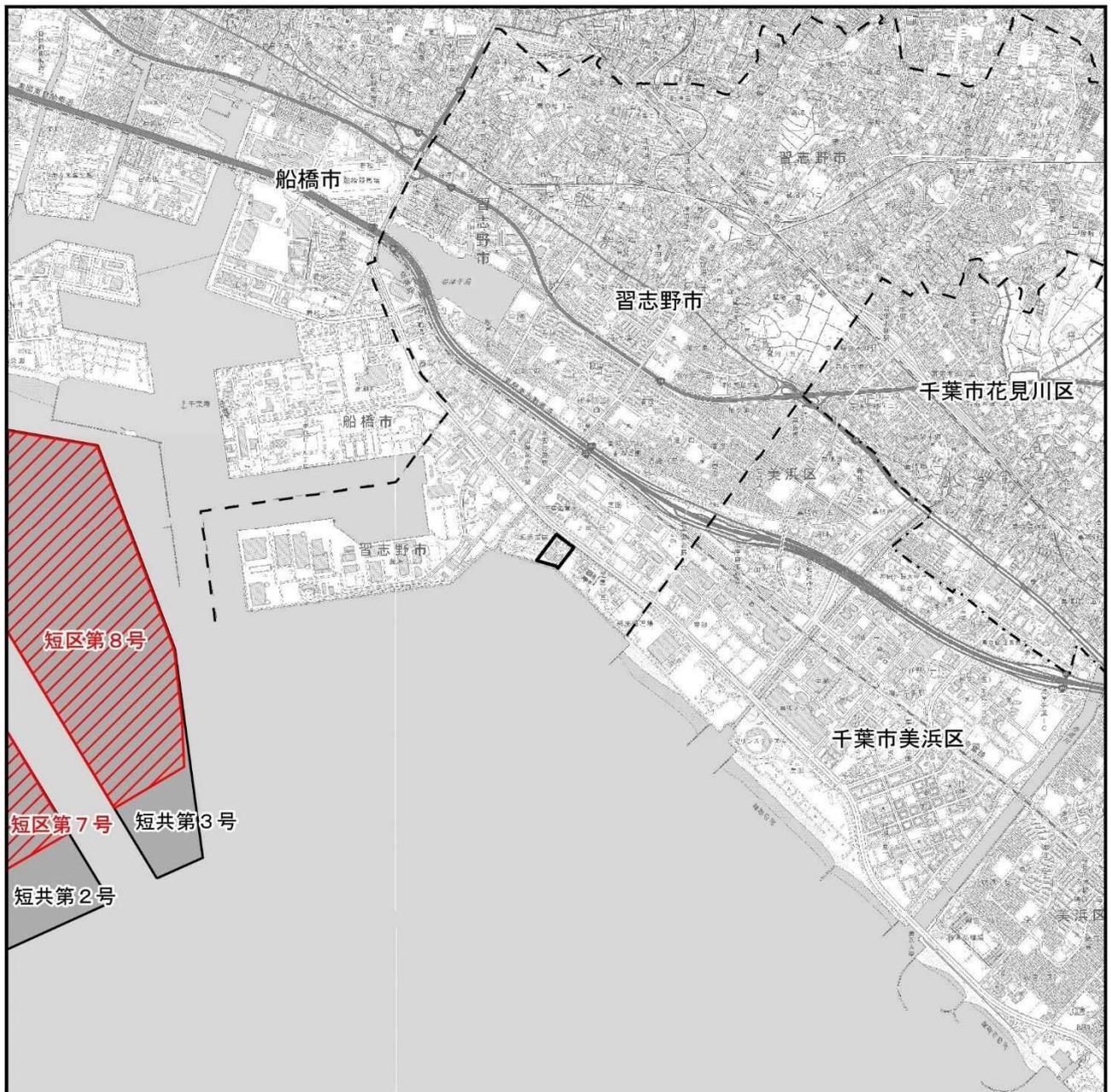
なお、対象事業実施区域周辺の海域における漁業権の設定状況は、表 3-2-7及び図 3-2-3に示すとおりである。

対象事業実施区域西側の船橋市地先において、第1・2種短期共同漁業権及び第1種短期区画漁業権が設定されている。

表 3-2-7 漁業権の状況

漁業権	免許番号	種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置	漁業の名称及び 漁業時期
外 水 面						
共同漁業権	短共第2号	第1種 第2種	船橋市	R 4. 9. 1 から R 5. 8. 31まで	船橋市地先	第1種 おごのり、もがい、かき、はまぐり、あさり、ばかがい、しおふき、ほんびのすがい、えむし (1/1～12/31) 第2種 雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
	短共第3号	第1種 第2種	船橋市	R 4. 9. 1 から R 5. 8. 31まで	船橋市地先	第1種 おごのり、もがい、かき、はまぐり、あさり、ばかがい、しおふき、ほんびのすがい、えむし (1/1～12/31) 第2種 雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
区画漁業権	短区第7号	第1種	船橋市	R 4. 8. 20から R 5. 4. 30まで	船橋市地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第8号	第1種	船橋市	R 4. 8. 20から R 5. 4. 30まで	船橋市地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)

出典：「千葉県における漁業権の概要」（令和3年3月 千葉県農林水産部水産局）
「千葉県農林水産部水産課漁船漁業班 聞き取り」（令和5年2月）

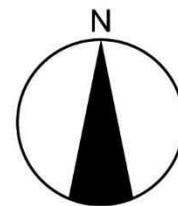


凡例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  共同漁業権 |
|  市境 |  区画漁業権 |
|  区境 | |

出典：「千葉県における漁業権の概要」
 (令和3年3月 千葉県農林水産部水産局)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」
 「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-2-3 漁業権漁場の位置

3. 地下水の利用状況

本市及び周辺市の令和3年度における地下水の利用状況は、表 3-2-8に示すとおりである。また、千葉県における法律及び条例による地下水採取規制指定地域は、図 3-2-4に示すとおりである。

本市では、水道用が主な用途となっており、これらの用途で全体の約9割を占めている。

なお、本市は「工業用水法」、「ビル用水法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく地下水採取規制の指定地域に該当する。

表 3-2-8 用途別揚水量の内訳（令和3年度）

市	工業用 (m ³ /日)	ビル用 (m ³ /日)	水道用 (m ³ /日)	農業用 (m ³ /日)	その他 (m ³ /日)	計 (m ³ /日)	井戸稼働本数 (本)
習志野市	4	0	13,645	0	0	13,649	17
千葉市	1,198	168	3,289	14,837	135	19,626	257
船橋市	265	1	4,361	3,271	0	7,898	38

出典：「令和3年地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

千葉県けんの地下水利用りようの規制きせい



※天然ガス採取については、ガス採取企業きんぎょと県の間で協定を締結し、規制を行っている。

千葉市は、1992（平成4）年4月1日から政令指定都市となったため千葉市環境保全条例に基づく規制を行っている。
 出典：「水のはなし2022」（令和4年3月 千葉県）

図 3-2-4 法律及び条例による地下水採取規制指定地域図

3-2-5 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域周辺における主要な道路の状況は、図 3-2-5に示すとおりである。また、平成27年度における交通量調査結果は、表 3-2-9(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要道路は千葉船橋海浜線があげられる。

平成27年度の調査結果をみると、最寄りの調査地点である千葉船橋海浜線（区間番号：40430）では、12時間交通量は16,973台、大型車混入率は28.3%となっている。また、最も交通量の多い東関東自動車道（区間番号：00020）では、12時間交通量は78,885台、大型車混入率は32.5%となっている。

表 3-2-9(1) 交通量調査結果（平日）

路線名	区間番号	調査地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計(台)			24時間自動車類 交通量上下合計(台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
東関東自動車道	00020	市川市二俣（湾岸市川 I C）	53,260	25,625	78,885	73,665	37,749	111,414	32.5%
	00030	一般国道 357 号 湾岸習志野 I C～湾岸千葉 I C	35,351	17,873	53,224	49,115	26,483	75,598	33.6%
	00040	一般国道 357 号湾岸千葉 I C ～ 一般国道 14 号宮野木 J C T (京葉道路)	44,279	20,295	64,574	59,916	29,696	89,612	31.4%
一般国道 14 号	11010	千葉市花見川区 幕張本郷 1-36	24,513	3,023	27,536	32,484	4,690	37,174	11.0%
	11020	千葉市花見川区 幕張町 1-7673-1 地先	23,618	2,479	26,097	34,817	3,807	38,624	9.5%
	11030	千葉市花見川区 幕張町 5-417-268 地先	18,983	2,425	21,408	28,139	3,545	31,684	11.3%
	11040	-	9,063	940	10,003	11,969	1,535	13,504	9.4%
	11050	習志野市谷津 4-6	11,823	1,023	12,846	15,488	1,726	17,214	8.0%
	11060	-	20,107	2,510	22,617	27,236	4,428	31,664	11.1%
一般国道 14 号 (京葉道路)	11070	千葉市花見川区幕張本郷 (習志野市・千葉市境)	49,086	12,235	61,321	70,763	17,562	88,325	20.0%
	11100	船橋市海神町南（船橋 I C）	52,403	13,518	65,921	76,522	19,111	95,633	20.5%
	11110	船橋市宮本（花輪 I C）	53,092	13,225	66,317	77,136	19,090	96,226	19.9%
	11120	習志野市袖ヶ浦（幕張 I C）	49,086	12,235	61,321	70,763	17,562	88,325	20.0%
一般国道 296 号	19150	-	5,977	2,025	8,002	8,086	2,397	10,483	25.3%
	19160	船橋市東船橋 5-23	24,322	4,809	29,131	33,967	7,690	41,657	16.5%

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典：「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査」（平成29年9月 国土交通省道路局）

表 3-2-9(2) 交通量調査結果 (平日)

路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計(台)			24時間自動車類 交通量上下合計(台)			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道 357 号	23030	-	26,655	10,940	37,595	40,702	16,818	57,520	29.1%
	23040	千葉市美浜区 浜田 2-43-6 地先	27,381	10,214	37,595	41,428	16,092	57,520	27.2%
	23050	-	17,537	7,024	24,561	29,259	13,968	43,227	28.6%
	23060	船橋市若松 2 地先	16,572	7,989	24,561	28,248	14,914	43,162	32.5%
千葉船橋海浜線	40030	千葉市美浜区 豊砂 3-1	6,926	2,228	9,154	9,407	2,676	12,083	24.3%
	40040	-	11,572	3,755	15,327	16,119	4,726	20,845	24.5%
	40430	習志野市芝園 3-1	12,169	4,804	16,973	17,118	5,796	22,914	28.3%
千葉鎌ヶ谷松戸線	40130	-	5,324	352	5,676	6,728	594	7,322	6.2%
	40140	千葉市花見川区 幕張町 4-27	11,278	1,222	12,500	14,731	1,894	16,625	9.8%
	40160	千葉市花見川区 幕張町 4-63	2,561	467	3,028	3,146	548	3,694	15.4%
船橋我孫子線	40230	船橋市駿河台 2-9	11,734	3,161	14,895	16,307	4,248	20,555	21.2%
船橋停車場線	41150	船橋市本町 1-6-1	5,509	991	6,500	7,222	1,293	8,515	15.2%
長沼船橋線	42140	習志野市藤崎 5-4	8,498	1,404	9,902	11,185	1,886	13,071	14.2%
	42150	-	9,752	1,548	11,300	12,808	2,108	14,916	13.7%
	42160	-	8,273	1,804	10,077	11,008	2,294	13,302	17.9%
幕張停車場線	60090	千葉市花見川区 幕張町 5-451	3,683	275	3,958	4,448	381	4,829	6.9%
津田沼停車場前原線	60590	船橋市前原西 2-13-16	5,879	1,207	7,086	7,744	1,539	9,283	17.0%
船橋埠頭線	60950	船橋市湊町 3-19-12	5,361	1,500	6,861	7,058	1,793	8,851	21.9%
津田沼停車場線	61690	習志野市津田沼 5-11-10	3,997	441	4,438	5,062	619	5,681	9.9%
千葉臨海線	80010	千葉市美浜区 高浜 2-2	16,665	5,686	22,351	23,850	7,665	31,515	25.4%
	80020	千葉市美浜区 磯辺 8-24	16,908	5,077	21,985	24,092	7,127	31,219	23.1%
磯辺茂呂町線	80160	千葉市美浜区 真砂 3-4-3	6,769	563	7,332	8,643	889	9,532	7.7%

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典:「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査」(平成29年 9月 国土交通省道路局)



凡例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 環境高速自動車国道
- 一般国道 直轄
- 一般国道 補助国
- 主要地方道
(都道府県道・指定市道)
- 一般都道府県道・指定市の
一般市道
- \ 00000 区間番号

注) 道路管理者が国土交通大臣の一般国道を「直轄」、都府県(政令市)の一般国道を「補助国」としている。

出典：「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査」
(平成 29 年 9 月 国土交通省道路局)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-2-5 交通量調査路線図

2. 鉄道

対象事業実施区域周辺における鉄道の状況は、図 3-2-6に示すとおりである。また、平成28年度から令和2年度における駅別平均乗車人員の推移は、表 3-2-10に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、JR武蔵野線・JR京葉線の新習志野駅及び幕張豊砂駅があり、令和2年度における新習志野駅の平均乗車人員は9,106人/日である。

表 3-2-10 駅別平均乗車人員

単位：人/日

路線	駅名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
JR武蔵野線 JR京葉線	南船橋	21,494	22,528	22,808	22,763	18,027
	新習志野	13,525	13,658	13,561	13,295	9,106
	海浜幕張	65,377	67,572	68,378	68,111	40,073
JR京葉線	検見川浜	15,445	15,558	15,684	15,635	12,187
JR総武本線	津田沼	103,702	104,073	103,912	102,846	76,886
	幕張本郷	28,297	29,017	29,796	29,556	22,773
	幕張	15,730	15,860	16,088	15,944	12,191
京成本線 京成千葉線 新京成線	京成津田沼	51,316	52,318	52,880	52,759	40,872
京成本線	大神宮下	2,354	2,444	2,506	2,591	2,087
	船橋競馬場	10,173	10,407	10,546	10,465	7,939
	谷津	5,419	5,465	5,568	5,529	4,297
	京成大久保	17,109	17,417	17,575	17,647	12,030
京成千葉線	京成幕張本郷	7,714	8,068	8,225	8,349	6,471
	京成幕張	4,047	4,092	4,175	4,238	3,072
新京成線	新津田沼	34,656	34,649	34,654	34,221	26,269

注) 幕張豊砂駅は令和5年3月18日開業のため平均乗車人員のデータは存在しない。

出典：「千葉県統計年鑑（平成29～令和3年）」（千葉県ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|--|----------|--|--------|
| | 対象事業実施区域 | | JR武蔵野線 |
| | 市境 | | JR京葉線 |
| | 区境 | | JR総武本線 |
| | | | 京成本線 |
| | | | 京成千葉線 |
| | | | 新京成線 |

出典：「東京近郊路線図」（令和 4年 3月 東日本旅客鉄道株式会社）
「停車駅ご案内」（令和 4年 11月 京成電鉄株式会社）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-2-6 鉄道の状況

3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺における、学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 3-2-11(1)～(6)及び図 3-2-7(1)～(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の環境の保全について特に配慮が必要な施設として、北側約0.3kmの千葉工業大学新習志野キャンパスや南東側約1.4kmの千葉県精神科医療センター等があげられる。

住宅の配置の状況については、対象事業実施区域周辺には住宅が密集した地区はなく、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北東側約0.9kmの本市香澄地区及び北側約1.2kmの本市秋津地区となっている。

表 3-2-11(1) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市		No.	施設名	住所	
●幼稚園	習志野市		1	青葉幼稚園	津田沼3-15-20	
			2	大久保こども園	泉町3-2-1	
			3	大久保東幼稚園	大久保2-12-1	
			4	新習志野こども園	香澄4-6-1	
			5	杉の子こども園	本大久保2-3-15	
			6	袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦2-5-3	
			7	第一くるみ幼稚園	谷津5-20-5	
			8	津田沼幼稚園	津田沼4-5-1	
			9	習志野みのり幼稚園	藤崎6-20-22	
			10	藤崎幼稚園	藤崎4-12-1	
			11	みのりつくしこども園	藤崎6-6-13	
			12	向山幼稚園	谷津2-16-32	
			13	屋敷幼稚園	屋敷2-1-1	
			14	谷津幼稚園	谷津5-1-17	
		千葉市	美浜区	15	磯辺白百合幼稚園	磯辺4-14-1
				16	打瀬保育園	打瀬1-3-5
				17	幕張海浜こども園	幕張西2-7-2
				18	ござくら第二幼稚園	真砂4-17-2
				19	城徳学園いそべ幼稚園	磯辺7-16-1
				20	幕張インターナショナルスクール	若葉3-2-9
		船橋市		21	芳野学園附属幼稚園	幕張西3-2-9
			22	恵楓幼稚園	宮本8-35-12	
			23	すずらん幼稚園	三山3-40-8	
			24	若松幼稚園	若松2-3-3	
▲小学校	習志野市		1	秋津小学校	秋津3-1-1	
			2	大久保小学校	藤崎6-9-28	
			3	大久保東小学校	大久保2-12-1	
			4	香澄小学校	香澄4-6-1	
			5	鷺沼小学校	鷺沼3-1-1	
			6	袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1-1-1	
			7	袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦5-11-1	
			8	津田沼小学校	津田沼4-5-2	
			9	藤崎小学校	藤崎4-12-1	
			10	向山小学校	谷津2-16-32	
			11	屋敷小学校	屋敷2-1-1	
			12	谷津小学校	谷津5-1-32	
			13	谷津南小学校	谷津3-1-36	
		千葉市	美浜区	14	磯辺小学校	磯辺4-16-1
				15	打瀬小学校	打瀬1-3-1
				16	海浜打瀬小学校	打瀬3-3-1
				17	幕張インターナショナルスクール	若葉3-2-9
				18	幕張西小学校	幕張西2-8-1
				19	美浜打瀬小学校	打瀬2-18-1
		花見川区		20	上の台小学校	幕張本郷4-8-1
			21	西の谷小学校	幕張本郷3-22-6	
			22	幕張小学校	幕張町4-781	
			23	幕張東小学校	幕張町4-681	
			24	幕張南小学校	幕張町3-7718	

出典：「令和3年版 千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）

「私立幼稚園名簿」（千葉県ホームページ）

「認定こども園一覧」（千葉県ホームページ）

「認定こども園一覧」（千葉市ホームページ）

表 3-2-11(2) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市		No.	施設名	住所
▲小学校	船橋市		25	前原小学校	前原西 2-28-1
			26	湊町小学校	湊町 1-16-5
			27	南本町小学校	栄町 1-7-1
			28	三山小学校	三山 2-42-1
			29	宮本小学校	宮本 7-10-1
			30	若松小学校	若松 3-2-4
■中学校	習志野市		1	第一中学校	奏の杜 1-13-1
			2	第二中学校	実靱 1-44-1
			3	第三中学校	袖ヶ浦 4-3-1
			4	第五中学校	藤崎 2-3-16
			5	第六中学校	屋敷 2-17-7
			6	第七中学校	香澄 6-1-1
			7	東邦大学附属東邦中学校	泉町 2-1-37
	千葉市	美浜区	8	磯辺中学校	磯辺 7-1-1
			9	打瀬中学校	打瀬 3-12-1
			10	渋谷教育学園幕張中学校	若葉 1-3
			11	昭和学院秀英中学校	若葉 1-2
		花見川区	12	幕張西中学校	幕張西 2-9-1
			13	幕張中学校	幕張町 4-45
			14	幕張本郷中学校	幕張本郷 5-18-1
	船橋市		15	湊中学校	日の出 1-1-2
			16	宮本中学校	東船橋 7-8-1
			17	若松中学校	若松 3-2-3
◆高等学校	習志野市		1	津田沼高等学校	秋津 5-9-1
			2	東邦大学附属東邦高等学校	泉町 2-1-37
	千葉市	美浜区	3	磯辺高等学校	磯辺 2-7-1
			4	検見川高等学校	真砂 4-17-1
			5	渋谷教育学園幕張高等学校	若葉 1-3
		6	昭和学院秀英高等学校	若葉 1-2	
		7	千葉西高等学校	磯辺 3-30-3	
		8	幕張総合高等学校	若葉 3-1-6	
	船橋市		9	中山学園高等学校	本町 3-34-10
			10	船橋高等学校	東船橋 6-1-1
★大学・ 専門学校	習志野市		1	千葉工業大学 津田沼キャンパス	津田沼 2-17-1
			2	千葉工業大学 新習志野キャンパス	芝園 2-1-1
			3	日本大学生産工学部 津田沼キャンパス	泉町 1-2-1
			4	日本大学生産工学部 実靱キャンパス	新栄 2-11-1
	千葉市	美浜区	5	神田外語大学	若葉 1-4-1
			6	東都大学 幕張キャンパス	ひび野 1-1
			7	東都大学 幕張キャンパス 2号館	中瀬 1-3 幕張テクノガーデンE棟
		8	放送大学	若葉 2-11	
		9	千葉県立保健医療大学	若葉 2-10-1	
		船橋市		10	東邦大学 習志野キャンパス
▼その他の 教育施設	習志野市		1	習志野特別支援学校	袖ヶ浦 5-11-1
●図書館	習志野市		1	新習志野図書館	秋津 3-6-3
			2	中央図書館	本大久保 3-8-19
			3	谷津図書館	谷津 5-16-33
	千葉市	美浜区	4	美浜図書館打瀬分館	打瀬 2-13

出典：「令和3年版 千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）

「図書館」（習志野市ホームページ）

「図書館」（千葉市ホームページ）

表 3-2-11(3) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設）

区分	市	No.	施設名	住所	
■病院	習志野市	1	千葉県済生会習志野病院	泉町1-1-1	
		2	津田沼中央総合病院	谷津1-9-17	
		3	東京湾岸リハビリテーション病院	谷津4-1-1	
		4	習志野第一病院	津田沼5-5-25	
		5	谷津保健病院	谷津4-6-16	
	千葉市	美浜区	6	自動車事故対策機構千葉療護センター	磯辺3-30-1
			7	千葉県救急医療センター	磯辺3-32-1
			8	千葉県精神科医療センター	豊砂5
			9	千葉市立海浜病院	磯辺3-31-1
			10	幕張病院	幕張西4-2-12
			11	みはま病院	打瀬1-1-5
		花見川区	12	千葉健生病院	幕張町5-392-4
		船橋市	13	いけだ病院	前原東1-6-4
◆福祉施設	養護老人ホーム				
	習志野市	1	習志野市立白鷺園	鷺沼3-6-44	
	特別養護老人ホーム				
	習志野市	2	サンクレール谷津	谷津4-6-10	
		3	セイワ習志野	秋津3-5-3	
		4	マイホーム習志野	屋敷1-1-1	
		5	ゆいまーる習志野	秋津3-5-1	
		6	玲光苑習志野ローズ館	谷津3-14-7	
		千葉市	花見川区	7	桐花園
	船橋市		8	三山園	三山2-3-2
	地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)				
	習志野市	9	ゆいまーる習志野	秋津3-5-1	
	千葉市	花見川区	10	きさらぎ荘	幕張町3-2273
	介護老人保健施設				
	習志野市	11	あっとほーむ習志野	大久保4-2-11	
		12	ケアセンター習志野	秋津3-5-2	
	千葉市	花見川区	13	まくはりの郷	幕張町5-405-2
	船橋市		14	前原苑	前原東1-6-4
	軽費老人ホーム(ケアハウス)				
	習志野市	15	ヴィラ清和	秋津3-5-3	
		16	ケアハウス習志野	屋敷1-1-1	
	千葉市	花見川区	17	桐花園	幕張町3-2362-2
	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅は除く)				
	習志野市	18	ウェルケアテラス谷津	谷津4-7-34	
		19	お年寄りお世話の家	藤崎3-12-14	
		20	そんぼの家 京成大久保	大久保2-9-30	
		21	そんぼの家 津田沼	藤崎4-10-18	
		22	らくらくホーム大久保	屋敷3-1-12	
		23	リハビリホームボンセジュール谷津	谷津4-4-30	
		24	アズハイム千葉幕張	幕張町3-876-3	
	千葉市	花見川区	25	グッドタイムナーシングホーム・幕張	幕張本郷2-15-8
26			さくらの郷幕張	幕張町5-417-292	
27			サニーライフ幕張	幕張本郷3-3-12	
28			シニア町内会癒しのまくはり館	幕張町5-370-4	
29			ブロッサムビレッジ幕張	幕張町5-417-73	
30			ベストライフ幕張	幕張本郷2-15-22	
31			ホームステーションらいふ幕張本郷	幕張本郷1-15-1	

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）
「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（千葉県ホームページ）
「高齢者向けの施設と住宅についてご紹介します。」（習志野市ホームページ）
「千葉市内の介護施設等一覧」（千葉市ホームページ）
「高齢者施設の案内」（船橋市ホームページ）

表 3-2-11(4) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設）

区分	市	No.	施設名	住所	
◆福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅は除く)				
	千葉市	花見川区	32	幕張の丘	幕張本郷 2-16-16
			33	幕張やわらぎ苑	幕張本郷 1-14-20
	船橋市		34	カイト	前原西 3-10-21
			35	家族の家ひまわり船橋	東船橋 5-17-10
			36	グルーブリビング礎 3	若松 2-6-1-103
			37	グルーブリビング礎 5	三山 8-12-20
			38	ブレスト船橋壺番館	南本町 6-15
			39	マルミ南本町つつじの郷	南本町 21-21
			40	リアンレーヴ東船橋	宮本 4-12-39
	老人憩の家				
	船橋市		41	船橋市老人憩の家	浜町 2-1-15
			42	船橋市老人憩の家	三山 2-42-3
			43	船橋市老人憩の家	宮本 8-38-11
			44	船橋市老人憩の家	若松 2-3-6
	老人福祉センター				
	習志野市		45	習志野市立老人福祉センター さくらの家	秋津 3-4-1
	船橋市		46	船橋市南老人福祉センター	湊町 1-11-19
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)				
	船橋市		47	湊町在宅介護支援センター	湊町 2-11-3

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（千葉県ホームページ）

「高齢者向けの施設と住宅についてご紹介します。」（習志野市ホームページ）

「千葉市内の介護施設等一覧」（千葉市ホームページ）

「高齢者施設の案内」（船橋市ホームページ）

表 3-2-11(5) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（保育施設）

区分	市	No.	施設名	住所
●保育施設	習志野市	1	青葉幼稚園	津田沼 3-15-20
		2	秋津保育所	秋津 3-8-1
		3	アスクかなでのもり保育園	奏の杜 2-1-1
		4	アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜 1-3-31
		5	大久保こども園 大久保第二保育所（乳児）	泉町 3-2-1
		6	大久保第二保育所（幼児）	大久保 2-12-1
		7	かすみ保育園	香澄 4-1-1
		8	菊田第二保育所	津田沼 3-11-10
		9	菊田みのり保育園	津田沼 4-6-6
		10	キッズガーデン奏の杜園	奏の杜 2-19-5
		11	キッズガーデン津田沼園	谷津 2-9-18
		12	COO 本大久保保育園	本大久保 4-1-4
		13	クニナ奏の杜保育園	奏の杜 3-10-7
		14	京進のほいくえん HOPPA 津田沼ザ・タワー	谷津 1-15-22
		15	サンライズキッズ保育園奏の杜園	奏の杜 1-12-13
		16	サンライズキッズ保育園津田沼園	津田沼 4-11-11
		17	サンライズキッズ保育園谷津園	谷津 6-15-1
		18	新習志野こども園	香澄 4-6-1
		19	杉の子こども園	本大久保 2-3-15
		20	袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦 2-5-3
		21	そらまめ保育園かなでの杜	奏の杜 3-14-9
		22	そらまめ保育園津田沼駅前	谷津 7-8-1
		23	ひまわり保育園	大久保 1-21-14
		24	ひまわり保育園 2nd	大久保 1-20-19
		25	ひまわり保育園 3rd	本大久保 4-12-3
		26	ひまわり保育園 Sola	谷津 6-16-19
		27	藤崎保育所	藤崎 3-2-19
		28	ブレーメン津田沼保育園	津田沼 2-9-1
		29	ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼	津田沼 1-23-1
		30	本大久保第二保育所	本大久保 4-5-1
		31	みのりつくしこども園	藤崎 6-6-13
		32	みらいつむぎ谷津保育園	谷津 5-4-8
		33	明德そでの保育園	鷺沼 1-14-16
		34	杜の子保育園	奏の杜 2-17-10
		35	谷津保育所	谷津 2-20-2
		36	谷津南保育所	谷津 3-1-13
		37	谷津みのり保育園	谷津 2-5-6
		38	リトルガーデンインターナショナル 新習志野保育園	茜浜 2-2-1
		39	ロゼッタ保育園	秋津 5-5-6
	40	アスク海浜幕張保育園	中瀬 1-3	
	41	打瀬保育園	打瀬 1-3-5	
	42	オンジュソリアル保育園海浜幕張園	ひび野 1-6-2	
	43	オンジュソリアル保育園 海浜幕張国際大通り	ひび野 1-7	
	44	幕張海浜こども園	幕張西 2-7-2	
	45	キッズガーデン海浜幕張保育園	ひび野 2-1-1	
	46	Kids Resort UTASE	打瀬 2-3	
	47	京進のほいくえん HOPPA 幕張ベイタウン	打瀬 1-2-1	
	千葉市	美浜区		

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（千葉県ホームページ）
「認可保育所一覧」（習志野市ホームページ）
「ちばこどもマップ」（NPO 法人 Code for Chiba ホームページ）

表 3-2-11(6) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（保育施設）

区分	市	No.	施設名	住所	
●保育施設	千葉市	美浜区	48	京進のほいくえん HOPPA 幕張ベイパーク	若葉3-1-18
			49	第2幕張海浜保育園	ひび野2-110
			50	ChaCha Children Makuhari	打瀬2-18-2
			51	チューリップのおうちえん	磯辺5-10-1
			52	童夢ガーデン WBG 保育園	中瀬2-6-1
			53	真砂第三保育所	真砂5-44-1
			54	美波保育園	真砂4-3-5
			55	みらいつむぎ保育園海浜	ひび野1-9
			56	みらい保育園	打瀬3-11-3
			57	もみじ保育園	磯辺5-14-5
		花見川区	58	AIAI NURSERY 幕張	幕張町5-187-1
			59	泉保育園	幕張本郷6-21-20
			60	ウィーピー幕張本郷	幕張本郷2-6-4
			61	オンジュソリール保育園幕張駅北口園	幕張町6-112-1
			62	かえで保育園幕張本郷	幕張本郷1-7-11
			63	かえで保育園幕張本郷駅前	幕張町6-115-1
			64	かえで保育園幕張本郷6丁目	幕張本郷6-21-23
			65	キートスチャイルドケア幕張本郷	幕張本郷7-5-1
			66	Kid's Patio まくはり園	幕張町5-498-2
			67	キッズフィールド幕張みなみ園	幕張町5-417-222
			68	京進のほいくえん HOPPA 幕張本郷駅前	幕張本郷2-3-15
			69	京進のほいくえん HOPPA 幕張町5丁目	幕張町5-392-5
			70	スクルドエンジェル保育園幕張園	幕張町2-1411-2
			71	チャイルドケアセンタープレイディア	幕張本郷1-3-22
			72	童夢ガーデン幕張本郷保育園	幕張本郷3-2-9
			73	ほしぞらの丘	幕張本郷7-28-1
			74	星のおうち幕張	幕張町4-586-1
			75	ほのぼのくるみのおうち	幕張本郷1-20-11
			76	ほのぼのたんぼほほほいくえん	幕張本郷1-20-9
			77	幕張いもっこ保育園	幕張町4-608-1
			78	幕張いもっこ保育園分園	幕張町4-607-1
			79	幕張第一保育所	幕張町5-417-260
			80	幕張第二保育所	幕張町4-636
			81	幕張第三保育所	幕張町3-7730-5
			82	幕張本郷きらきら保育園	幕張本郷5-8-8
			83	幕張本郷すきっぷ保育園	幕張本郷6-27-10
			84	幕張本郷ナーサリー	幕張本郷2-21-1
			85	幕張本郷なないろ保育室	幕張本郷2-8-9
			86	幕張本郷ひだまり園	幕張本郷1-9-25
			87	マミー&ミー幕張園	幕張町4-805-1
		88	みどり保育園	幕張町2-972	
		船橋市	89	AIAI NURSERY 宮本	宮本3-9-4
			90	京進のほいくえん HOPPA 津田沼園	前原西2-7-9
			91	たちばな保育園きらきら館	前原西2-24-10
			92	浜町保育園	浜町1-1-1
			93	船橋ピコレール保育園	宮本2-6-26
			94	前原ひまわり保育園	前原西4-18-19
			95	まなびの森保育園船橋競馬場駅前	宮本9-1-11
			96	湊町保育園	湊町1-16-23
			97	南船橋保育園	若松2-3-15
			98	宮本第二保育園	宮本8-9-10
			99	りりぱっとナーサリー津田沼園	前原西2-44-10
			100	若松保育園	若松2-6-3

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（千葉県ホームページ）
「ちばこどもマップ」（NPO 法人 Code for Chiba ホームページ）
「認可保育所等の一覧」（船橋市ホームページ）



凡 例

- | | | | | | |
|--|----------|--|------|--|---------|
| | 対象事業実施区域 | | 幼稚園 | | 大学・専門学校 |
| | 市境 | | 小学校 | | その他 |
| | 区境 | | 中学校 | | 図書館 |
| | | | 高等学校 | | |

注) 図中の番号は 表 3-2-11 (1)、(2)と一致する。

出典：「令和3年版 千葉県教育便覧」(千葉県ホームページ)
「私立幼稚園名簿」(千葉県ホームページ)
「認定こども園一覧」(千葉県ホームページ)
「認定こども園一覧」(千葉市ホームページ)
「図書館」(習志野市ホームページ)
「図書館」(千葉市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-2-7(1) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(教育施設)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 病院
- 市境
- 福祉施設
- 区境

注) 図中の番号は表 3-2-11 (3)、(4)と一致する。

出典：「病院・診療所名簿」(ちば医療なび)
 「社会福祉施設等一覧表 (令和4年度)」(千葉県ホームページ)
 「高齢者向けの施設と住宅についてご紹介します。」
 (習志野市ホームページ)
 「千葉市内の介護施設等一覧」(千葉市ホームページ)
 「高齢者施設の案内」(船橋市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-2-7(2) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設 (医療・福祉施設)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 保育施設
- - - 市境
- · - · - 区境

注) 図中の番号は表 3-2-11 (5)、(6)と一致する。

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（千葉県ホームページ）
 「認可保育所一覧」（習志野市ホームページ）
 「ちばこどもマップ」（NPO法人Code for Chiba ホームページ）
 「認可保育所等の一覧」（船橋市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-2-7(3) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（保育施設）

3-2-7 下水道の整備の状況

本市及び周辺市の令和2年度における公共下水道の普及状況は、表 3-2-12に示すとおりである。
また、本市における公共下水道の普及状況の推移は、表 3-2-13に示すとおりである。

本市の令和2年度の公共下水道整備率は面積比で79.5%、普及率は人口比で95.5%である。

表 3-2-12 公共下水道普及状況（令和2年度）

市	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	汚水 整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
習志野市	2,097	175.3	2,036	1,619	167.4	79.5	95.5
千葉市	27,178	975.5	13,191	12,291	950.3	93.2	97.4
船橋市	8,562	645.5	7,110	5,016	581.0	70.5	90.0

注1) 人口は「住民基本台帳」による令和3年3月31日現在の数値である。

注2) 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」による2020(令和2)年10月1日現在の数値である。

注3) 端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（令和3年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2-13 習志野市の公共下水道普及状況の推移

年度	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	汚水 整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
平成28年度	2,097	172.0	2,036	1,601	163.0	78.6	94.8
平成29年度	2,097	172.5	2,036	1,606	163.6	78.9	94.8
平成30年度	2,097	173.4	2,036	1,610	164.8	79.1	95.1
令和元年度	2,097	174.0	2,036	1,617	165.8	79.4	95.3
令和2年度	2,097	175.3	2,036	1,619	167.4	79.5	95.5

注1) 人口は「住民基本台帳」による令和3年3月31日現在の数値である。

注2) 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」による2020(令和2)年10月1日現在の数値である。

注3) 端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成29～令和3年）」（千葉県ホームページ）

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大 気

① 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 3-2-14(1)～(4)に示すとおりである。また、環境基準以外の指針値等は、表 3-2-15に示すとおりである。

表 3-2-14(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	-
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	-
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 環告第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 環告第 38 号）

表 3-2-14(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 環告第 4 号）

表 3-2-14(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月 環告第33号)

表 3-2-14(4) ダイオキシン類に係る大気環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。

備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月 環告第68号)

表 3-2-15 その他の指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下	①
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が 0.04ppm 以下	②
塩化水素	目標環境濃度 0.02ppm 以下	③
アクリロニトリル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	④
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水銀	年平均値 $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下	
クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	⑤
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下	⑥
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下	⑦
塩化メチル	年平均値 $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	⑧
アセトアルデヒド	年平均値 $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	

注) 表中の根拠は以下に示すとおりである。

- ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」(昭和51年8月 中央公害対策審議会)
- ②：「二酸化窒素に係る環境目標値について(千葉県環境部長通知)」(昭和54年8月 大第114号)
- ③：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月 環大規第136号)
- ④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年7月 中環審第143号)
- ⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年11月 中環審)
- ⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次答申)」(平成22年10月 中環審)
- ⑦：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十次答申)」(平成26年4月 中環審)
- ⑧：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十二次答申)」(令和2年8月 中環審第1132号)

② 大気汚染に係る規制基準

本事業は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設及び水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質及び水銀の排出基準が適用される。

さらに、この施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める大気基準適用施設に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

ア. 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。本市はK=1.75が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物の排出量（m³_N/時）

He：補正された排出口の高さ（煙突実高+煙上昇高）（m）

K：地域によって異なる値（習志野市はK=1.75）

また、硫黄酸化物の総量規制は、表 3-2-16に示すとおりである。工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。対象事業実施区域がある本市は千葉北部区域に該当し、規制基準が適用される。また、小規模工場については、表 3-2-17に示すとおり、石油系燃料中の硫黄含有率を規制している。

表 3-2-16 硫黄酸化物に係る総量規制基準（原燃料使用量が500L/時以上）

区域	総量規制基準
千葉北部区域 松戸市、市川市、浦安市、 船橋市、習志野市	$Q = 3.3W^{0.90} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.90} - W^{0.90} \}$

注) Q：許容硫黄酸化物量（m³_N/時）

W：昭和51年9月30日（小型ボイラーについては昭和60年9月9日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年1月31日）までに設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算したもの（kL/時）

W_i：昭和51年10月1日（小型ボイラーについては昭和60年9月10日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年2月1日）以後に設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算したもの（kL/時）

出典：「硫黄酸化物に係る総量規制基準」

（昭和51年8月 千葉県告示第531号及び昭和63年1月 千葉県告示第65号）

表 3-2-17 硫黄酸化物に係る燃料使用基準

工場・事業場の規模	50L/時以上200L/時未満	200L/時以上500L/時未満
石油系燃料中硫黄許容含有率	0.8%	0.6%

出典：「硫黄酸化物に係る燃料使用基準」

（昭和51年8月 千葉県告示第532号及び昭和63年1月 千葉県告示第66号）

イ. 窒素酸化物

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準は、表 3-2-18に示すとおりである。

表 3-2-18 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設の種類	排出ガス量 (万m ³ _N /時)	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4以上	450 (On=12%)	昭和54年8月10日以降
	4以下		
特殊廃棄物焼却炉 ^{注)} (連続炉)	4以上	250 (On=12%)	
	4以下	700 (On=12%)	
上記2項以外の廃棄物焼却炉	4以上	250 (On=12%)	
	4以下		

注) ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処置する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。

備考 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

On : 標準酸素濃度 (12%)

Os : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

Cs : 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

また、「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づく窒素酸化物の総量規制は、表 3-2-19に示すとおりである。工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。対象事業実施区域がある本市は対象地域に該当し、規制基準が適用される。

表 3-2-19 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づく窒素酸化物の総量規制

区域	指導基準
市川市、木更津市、松戸市、習志野市、柏市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、野田市(関宿台町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿元町、関宿元町飛地、関宿内町、関宿町、関宿三軒家、平井、東宝珠花、次木、新野井、子布内、桐ヶ作、平成、柏寺、中戸、中戸谷津、新田戸、西高野、はやま、東高野、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、岡田、岡田新田、丸井を除く)	$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$

Q : 許容窒素酸化物量 (m³_N/時)

W : 昭和58年3月31日(小型ボイラーについては昭和60年9月9日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日並びにガス機関及びガソリン機関については平成4年3月31日)までに設置され通常稼働しているばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/時)

Wi : 昭和58年4月1日(小型ボイラーについては昭和60年9月10日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日並びにガス機関及びガソリン機関については平成4年4月1日)以後に設置され通常稼働するすべてのばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/時)

出典 : 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」(昭和58年4月 千葉県)

ウ. ばいじん

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められている。また、「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」に基づき一部地域で上乘せ基準が定められている。本市は上乘せ基準の適用地域であり、上乘せ基準と一般排出基準のいずれか厳しい基準が適用される。排出基準は、表 3-2-20(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-20(1) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準（一般排出基準）

施設の種類	廃棄物の 処理能力 (t/時)	一般排出基準 (g/m ³ _N)		
		～平成10. 6. 30 設置	平成10. 7. 1 以後設置	0n (%)
廃棄物焼却炉	4 以上	0.08	0.04	12
	2 以上 4 未満	0.15	0.08	
	2 未満	0.25	0.15	

- 備考 (1) 一般排出基準に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$
 C : ばいじんの濃度 (g/m³_N)
 0n : 標準酸素濃度 (%)
 0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)
 Cs : 排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m³_N) (JIS Z 8808による。)
 なお、標準酸素濃度0nが0sの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C = Csとする。
- (2) 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれていないものとする。
- (3) ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。
- (4) 上乘せ基準適用地域にあっては、一般排出基準と上乘せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。
- 出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号）

表 3-2-20(2) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準（上乘せ基準）

施設の種類	排出ガス量（湿り） (万m ³ _N /h)	上乘せ基準 (g/m ³ _N)
廃棄物焼却炉（連続炉）	4 以上	0.10
	1 以上 4 未満	0.20
	1 未満	-
上記以外の廃棄物焼却炉	-	0.40

- 備考 上乘せ基準は標準酸素濃度による補正は行わない。
 出典：「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」（昭和46年12月 千葉県条例第67号）

エ. 塩化水素

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準は、表 3-2-21 に示すとおりである。

表 3-2-21 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	物質の種類	排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	塩化水素	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m³_N)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³_N) (JIS K 0107による)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

オ. 水銀

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における水銀の排出基準は、表 3-2-22に示すとおりである。

表 3-2-22 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

施設の種類	排出基準 (μg/m ³)	
	～平成30. 3. 31 設置	平成30. 4. 1 以後設置
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、 下水汚泥焼却炉)	50 (0n=12%)	30 (0n=12%)

注) 水銀の濃度の測定結果の基準との適否については、下記の式を用いて標準酸素濃度による補正を行う。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 酸素濃度0nにおける水銀濃度 (μg/m³_N)

0n : 標準酸素濃度 (%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス 1 m³中の量に換算したもの (μg/m³_N)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

カ. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3-2-23に示すとおりである。

表 3-2-23 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

施設の種類	焼却能力 ^{注1)}	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N) ^{注2)}		O _n (%)
		～平成12. 1. 14 設置	平成12. 1. 15 以後設置	
廃棄物焼却炉	4, 000kg/時以上	1	0. 1	12
	2, 000～4, 000kg/時未満	5	1	
	2, 000kg/時未満	10	5	

注1) 火床面積0. 5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : 酸素濃度O_nにおけるダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

O_n : 換算する酸素濃度 (%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s : 排出ガス中のダイオキシン類の実測濃度 (ng-TEQ/m³N)

出典 : 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月 総理府令第67号)

(2) 水 質

① 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準も定められている。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は表 3-2-24(1)に、ダイオキシン類の環境基準は表 3-2-24(2)に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について一律に定められている。

表 3-2-24(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 3-2-24(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

項 目	基 準 値
水 質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質及び地下水の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3-2-25(1)に、海域に適用される環境基準は表 3-2-25(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域からの雨水排水が流入する東京湾については、COD等は海域B類型、全窒素・全磷は海域Ⅲ類型、全亜鉛等は海域生物A類型及び底層溶存酸素量は海域生物2類型に指定されている。

表 3-2-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L以上	-

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。）とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 3-2-25(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。
2 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1 自然環境保全：自然探勝の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1級 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び水産3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3級 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝の環境保全
2 水産1級：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-26に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は、表 3-2-24(2)に示したとおりである。

表 3-2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月 環境庁告示第10号）

② 水質汚濁に係る規制基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」に定める特定施設に該当する。本事業は、この特定施設を設置するため特定事業場に該当する。

また、習志野市は「水質汚濁防止法」に規定する東京湾総量規制に係る指定地域に指定されており、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に対する総量規制基準が定められている。なお、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

ア. 有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準は、表 3-2-27に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらずすべての特定事業場に適用されるが、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-27 排水基準（有害物質）

項目	排水基準	備考	
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L [*]	ごみ焼却施設	
シアン化合物	不検出 [*]		
有機リン化合物	不検出 [*]		
鉛及びその化合物	0.1mg/L		
六価クロム化合物	0.05mg/L [*]		
砒素及びその化合物	0.05mg/L [*]		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L [*]		
アルキル水銀化合物	不検出		
PCB	不検出 [*]		
トリクロロエチレン	0.1mg/L		全業種
テトラクロロエチレン	0.1mg/L		
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L		
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L		
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L		
チウラム	0.06mg/L		
シマジン	0.03mg/L		
チオベンカルブ	0.2mg/L		
ベンゼン	0.1mg/L		
セレン及びその化合物	0.1mg/L		
ほう素及びその化合物	10mg/L	海域以外	
	230mg/L	海域	
ふっ素及びその化合物	8mg/L	海域以外	
	15mg/L ^{注1)}	海域	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^{注2)}	全業種	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L		

注1) 日平均排水量が30m³以上の場合、上乗せ基準10mg/Lが適用される。

注2) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。

注3) 「*」は上乗せ排水基準である。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月 千葉県条例第50号）

イ. 有害物質以外に係る排水基準

有害物質以外に係る排水基準は、表 3-2-28に示すとおりである。有害物質以外に係る排水基準は、業種、排水量等によりそれぞれの基準が定められている。

本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-28 排水基準（有害物質以外）

項目		排水基準	備考
生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD)		20mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		10mg/L	500m ³ 以上
浮遊物質 (SS)		40mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		20mg/L	500m ³ 以上
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	3 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		2 mg/L	500m ³ 以上
	動植物油脂類含有量	5 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		3 mg/L	500m ³ 以上
水素イオン濃度 (pH)		5.8～8.6	海域以外
		5～9	海域
フェノール類		0.5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上
銅含有量		1 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上
亜鉛含有量		1 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上
溶解性鉄含有量		5 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		1 mg/L	500m ³ 以上
溶解性マンガン含有量		5 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		1 mg/L	500m ³ 以上
クロム含有量		0.5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上
大腸菌群数		3,000個/cm ³	30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上

注) 排水量は、1日あたりの平均排水量である。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(昭和50年12月 千葉県条例第50号)

ウ. 総量規制基準

東京湾に係る指定地域内（東京湾の流域21市町）の特定事業場のうち、日平均排水量が50m³以上のものについては、排出水の濃度規制だけでなく、指定項目（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量）について、業種区分ごとに算出される1日あたりの「特定排水」に係る汚濁負荷量の許容限度（総量規制基準）が適用される。なお、対象事業実施区域は、指定地域内である。また、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

(ア) 化学的酸素要求量

化学的酸素要求量の総量規制基準（Lc）は、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式を用いて算定される。

i 昭和55年6月30日までに設置された事業場

$$Lc = Cc \times Qc \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

Lc：排出が許容される化学的酸素要求量に関する汚濁負荷量（kg/日）

Cc：表 3-2-29(1)、(2)に示す化学的酸素要求量（mg/L）

Qc：特定排水の最大排水量（m³/日）

ii 昭和55年7月1日以後に新たに設置された事業場

iの事業場のうち、昭和55年7月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$Lc = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

Lc：排出が許容される化学的酸素要求量に関する汚濁負荷量（kg/日）

Cco、Cci、Ccj：表 3-2-29(1)、(2)に示す化学的酸素要求量（mg/L）

Qco、Qci、Qcj：表 3-2-29(2)に示したCco、Cci、Ccjにあたる期間内に特定施設の設置又は変更により増加した特定排水の最大排水量（m³/日）

表 3-2-29(1) 化学的酸素要求量に係るC値

業種その他の区分	単位：mg/L		
	Cc・Cco	Cci	Ccj
ごみ処理業	30	30	30

出典：「化学的酸素要求量に係る総量規制基準（第8次）」（平成29年6月30日 千葉県）

表 3-2-29(2) 化学的酸素要求量に係る設置年月日による特定施設別C値の適用

特定施設に係る業種	施設の設置年月日 (基準日)	特定施設の設置年月日、または構造等の変更により特定排水の増加した年月日	
	Cc・Cco	Cci	Ccj
一般廃棄物処理施設のうち、1時間当たりの処理能力200kg以上、または火格子面積が2m ² 以上の焼却施設	～平成10年6月16日 (1998年)	-	平成10年6月17日～ (1998年)

出典：「化学的酸素要求量に係る総量規制基準（第8次）」（平成29年6月30日 千葉県）

(イ) 窒素含有量

窒素含有量の総量規制基準 (Ln) は、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式を用いて算定される。

i 平成14年9月30日までに設置された事業場

$$L_n = C_n \times Q_n \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

L_n : 排出が許容される窒素含有量に関する汚濁負荷量 (kg/日)

C_n : 表 3-2-30(1)、(2)に示す窒素含有量 (mg/L)

Q_n : 特定排出水の最大排水量 (m³/日)

ii 平成14年10月1日以後に新たに設置された事業場

i の事業場のうち、平成14年10月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

L_n : 排出が許容される窒素含有量に関する汚濁負荷量 (kg/日)

C_{no}、C_{ni} : 表 3-2-30(1)、(2)に示す窒素含有量 (mg/L)

Q_{no} : 特定排出水の最大排出量 (Q_{ni}を除く) (m³/日)

Q_{ni} : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置または変更により増加した特定排出水の最大排水量 (m³/日)

表 3-2-30(1) 窒素含有量に係るC値等(基準値)の適用

施設の設置年月日 (または構造等の変更により特定排出水の 増加した年月日)	適用するC値等
平成14年9月30日以前	C _n 、C _{no} (Q _n 、Q _{no})
平成14年10月1日以後	C _{ni} (Q _{ni})

注) Q_{no}、Q_{ni}はそれぞれC_{no}、C_{ni}に該当する特定排出水の最大排出量となる。

出典:「窒素含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

表 3-2-30(2) 窒素含有量に係るC値

単位: mg/L

業種その他の区分	C _n ・C _{no}	C _{ni}
ごみ処理業	20	10

出典:「窒素含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

(ウ) りん含有量

りん含有量の総量規制基準 (L_p) は、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式を用いて算定される。

i 平成14年9月30日までに設置された事業場

$$L_p = C_p \times Q_p \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

L_p : 排出が許容されるりん含有量に関する汚濁負荷量 (kg/日)

C_p : 表 3-2-31(1)、(2)に示すりん含有量 (mg/L)

Q_p : 特定排出水の最大排水量 (m^3 /日)

ii 平成14年10月1日以後に新たに設置された事業場

i の事業場のうち、平成14年10月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \text{ (kg/日)}$$

L_p : 排出が許容されるりん含有量に関する汚濁負荷量 (kg/日)

C_{po} 、 C_{pi} : 表 3-2-31(1)、(2)に示すりん含有量 (mg/L)

Q_{po} : 特定排出水の最大排出量 (Q_{pi} を除く) (m^3 /日)

Q_{pi} : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置または変更により増加した特定排出水の最大排水量 (m^3 /日)

表 3-2-31(1) りん含有量に係るC値等(基準値)の適用

施設の設置年月日 (または構造等の変更により特定排出水の 増加した年月日)	適用するC値等
平成14年9月30日以前	C_p 、 C_{po} (Q_p 、 Q_{po})
平成14年10月1日以後	C_{pi} (Q_{pi})

注) Q_{po} 、 Q_{pi} はそれぞれ C_{po} 、 C_{pi} に該当する特定排出水の最大排出量となる。

出典：「りん含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

表 3-2-31(2) りん含有量に係るC値

単位：mg/L

業種その他の区分	$C_p \cdot C_{po}$	C_{pi}
ごみ処理業	1	1

出典：「りん含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

エ. ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出基準は、表 3-2-32 に示すとおりである。本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-32 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月 総理府令第617号）

(3) 土 壤

「環境基本法」に基づく土壤汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 3-2-33(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-33(1) 土壤汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。

備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。

2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壤環境基準」（平成3年8月 環境庁告示第46号）

表 3-2-33(2) ダイオキシン類に係る土壤の環境基準

項 目	基 準 値
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下

備考 1 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

2 環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

(4) 地盤沈下

千葉県内では、地盤沈下防止のため、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づき、地下水の採取を規制している。地下水採水規制の概要は、表 3-2-34に示すとおりである。

なお、本市は、市全域がそれぞれに基づく地下水採取規制指定地域に定められている。

表 3-2-34 千葉県内の地下水採取規制一覧

法令名	指定地域	規制対象の用途	規制対象の規模
工業用水法	千葉市（国道14号線及び16号線以西）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（国道16号線以西）、浦安市、袖ヶ浦市（国道16号線以西）	工業用 （工業とは製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう）	吐出口の断面積が6平方センチメートルを超えるもの
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	千葉市（上水道給水区域）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（上水道給水区域）、鎌ヶ谷市、浦安市	建築物用 （冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室床面積の合計が150平方メートルを超えるもの））	
千葉県環境保全条例	市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市（旧大栄町を除く）、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る）、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用	

出典：「工業用水法」（昭和31年6月 法律第146号）

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月 法律第100号）

「千葉県環境保全条例」（平成7年3月 千葉県条例第3号）

(5) 騒音

① 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2-35(1)～(3)に示すとおりである。
対象事業実施区域は準工業地域であり、地域の類型Cの基準値が適用される。

表 3-2-35(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※地域の類型 習志野市 AA：特に静穏を要する地域。習志野市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第一特別地域^{注1)}及び第二特別地域^{注2)}

千葉市 AA：特に静穏を要する地域。千葉市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第一特別地域^{注3)}及び第二特別地域^{注4)}

船橋市 AA：特に静穏を要する地域。船橋市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注1) 習志野市における第一特別地域とは、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

注2) 習志野市における第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

注3) 千葉市における第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

注4) 千葉市における第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

「習志野市告示第69号」（平成30年4月）

「千葉市告示第273号」（平成24年4月）

「船橋市告示第66号」（平成15年3月）

表 3-2-35(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2-35 (3)の基準による。

※地域の区分は表 3-2-35 (1)の地域の類型と同様である。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月 環告64)

表 3-2-35(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準 (特例)

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月 環告64)

② 騒音に係る規制基準等

ア. 「騒音規制法」に基づく規制基準

(ア) 特定工場・事業所

「騒音規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準は、表 3-2-36に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第三種区域の基準値が適用される。

表 3-2-36 「騒音規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
 第二種：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域^{注1)}
 第三種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び第二特別地域^{注2)}
 第四種：工業地域及び工業専用地域

注1) 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

注2) 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

備考 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）
 「習志野市告示第66号」（平成30年4月）

(イ) 自動車騒音

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-2-37(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-37(1) 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※区域の区分 習志野市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域^{注1)}
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第二特別地域^{注2)}、工業地域及び工業専用地域
 千葉市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域^{注3)}及び市街化調整区域
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第二特別地域^{注4)}、工業地域及び工業専用地域
 船橋市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注1) 習志野市における第一特別地域とは、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

注2) 習志野市における第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

注3) 千葉市における第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

注4) 千葉市における第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

備考 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2-37(2)の基準による。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年3月 総理府令第15号)

「習志野市告示第68号」(平成30年4月)

「千葉市告示第116号」(平成12年3月)

「船橋市告示第68号」(平成15年3月)

表 3-2-37(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基 準 値	
昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
75デシベル以下	70デシベル以下

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年3月 総理府令第15号)

(ウ) 特定建設作業

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音の規制基準は、表 3-2-38に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2-38 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

騒音の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
85デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域。

第二号区域：第一号区域以外の区域。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）

イ. 「習志野市環境保全条例」に基づく規制基準

(ア) 特定工場・事業所

「習志野市環境保全条例」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準は、表 3-2-39に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第三種区域の基準値が適用される。

表 3-2-39 「習志野市環境保全条例」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
その他の区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第二種：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域

第三種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第一特別地域を除く。）及び第二特別地域

第四種：工業地域（第二特別地域を除く。）及び工業専用地域

- 備考 (1) 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線とする。
- (2) その他の区域とは、第一種低層住居地域等以外の地域をいう。
- (3) 第一特別地域とは、準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する地域であり、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。
- (4) 第二特別地域とは、工業地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に接する地域であり、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。
- (5) 第一種区域を除く他の区域に所在する学校、指定施設又は病院等の敷地の周囲おおむね50メートルの区域における音量は、前記表に掲げる値から5デシベルを減じたものとする。

出典：「習志野市環境保全条例施行規則」（昭和45年9月 規則第25号）

(イ) 特定建設作業

「習志野市環境保全条例」に基づく特定建設作業騒音の規制基準は、表 3-2-40に示すとおりである。

表 3-2-40 「習志野市環境保全条例」に基づく特定建設作業騒音の規制基準

騒音の 大きさ	作業時間	1日の作業時間	作業期間	作業日
70デシベルを超えないこと	午後6時から翌日午前8時までの時間内でないこと	8時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

出典：「習志野市環境保全条例施行規則」（昭和45年9月 規則第25号）

(6) 振 動

① 「振動規制法」に基づく規制基準

ア. 特定工場・事業所

「振動規制法」に基づく特定工場・事業所において発生する振動の規制基準は、表 3-2-41に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第二種区域の基準値が適用される。

表 3-2-41 「振動規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～午前 8 時
	第一種区域	60デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）

「習志野市告示第70号」（平成30年4月）

イ. 道路交通振動

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-2-42に示すとおりである。

表 3-2-42 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～午前 8 時
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

※区域の区分 習志野市 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

千葉市 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

船橋市 第一種：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域区域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整地域の一部

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第一種区域及び第二種区域に所在する学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）

「習志野市告示第72号」（平成30年4月）

「千葉市告示第102号」（平成4年4月）

「船橋市告示第72号」（平成15年3月）

ウ. 特定建設作業

「振動規制法」に基づく特定建設作業振動の規制基準は、表 3-2-43に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2-43 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
75デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域。

第二号区域：第一号区域以外の区域。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）

② 「習志野市環境保全条例」に基づく規制基準

ア. 特定工場・事業所

「習志野市環境保全条例」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準は、表 3-2-44に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第二種区域の基準値が適用される。

表 3-2-44 「習志野市環境保全条例」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時～ 午後 7 時	夜間 午後 7 時～ 午前 8 時
	第一種区域	60デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル
その他の区域	60デシベル	55デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

その他：市街化調整区域

備考 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベル減じた値とする。

出典：「習志野市環境保全条例施行規則」（昭和45年9月 規則第25号）

イ. 特定建設作業

「習志野市環境保全条例」に基づく特定建設作業振動の規制基準は、表 3-2-45に示すとおりである。

表 3-2-45 「習志野市環境保全条例」に基づく特定建設作業振動の規制基準

振動の 大きさ	作業時間	1日の作業時間	作業期間	作業日
73デシベルを超えないこと	午後6時から翌日午前8時までの時間内でないこと	8時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

出典：「習志野市環境保全条例施行規則」（昭和45年9月 規則第25号）

(7) 悪臭

本市は、市の全域が「悪臭防止法」の指定地域であり、工場・事業場等から排出される臭気指数による規制基準が「習志野市環境保全条例」で定められている。また、「千葉県悪臭防止対策の指針」により悪臭の防止に関する指導が行われている。

「悪臭防止法」及び「習志野市環境保全条例」に基づく悪臭に係る規制基準は表 3-2-46に、「千葉県悪臭防止対策の指針」に基づく指導目標値は、表 3-2-47に示すとおりである。

また、参考として「悪臭防止法」に基づく悪臭物質濃度による規制基準は、表 3-2-48(1)～(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域の規制基準が適用される。

表 3-2-46 「悪臭防止法」及び「習志野市環境保全条例」に基づく規制基準（臭気指数）

地域	許容限度	工場敷地境界線における臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域		12	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域		13	29
工業地域 工業専用地域		14	30

備考 1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法とする。

2 市街化調整区域並びに第一種低層住宅専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項及び同法第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。

出典：「習志野市環境保全条例施行規則」(昭和45年9月 規則第25号)

表 3-2-47 「千葉県悪臭防止対策の指針」による指導目標値（臭気濃度）

地域		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	500程度	15程度
工場、商店、住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域（工業団地を除く）	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

出典：「千葉県悪臭防止対策の指針」(昭和56年6月 大第90号)

表 3-2-48(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（敷地境界における悪臭）

特定悪臭物質	許容限度 (ppm)	特定悪臭物質	許容限度 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

表 3-2-48(2) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）

$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ q ：流量（温度0℃、1気圧の状態に換算した $m^3/時$ ） He ：補正された排出口高さ（m） Cm ：左記敷地境界での規制基準（ppm） 対象物質：アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン（13物質）
--

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

表 3-2-48(3) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（排水における悪臭）

特定悪臭物質	排水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 $m^3/秒$ 以下の場合	0.03
	0.001 $m^3/秒$ を超え、0.1 $m^3/秒$ 以下の場合	0.007
	0.1 $m^3/秒$ を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 $m^3/秒$ 以下の場合	0.1
	0.001 $m^3/秒$ を超え、0.1 $m^3/秒$ 以下の場合	0.02
	0.1 $m^3/秒$ を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 $m^3/秒$ 以下の場合	0.3
	0.001 $m^3/秒$ を超え、0.1 $m^3/秒$ 以下の場合	0.07
	0.1 $m^3/秒$ を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 $m^3/秒$ 以下の場合	0.6
	0.001 $m^3/秒$ を超え、0.1 $m^3/秒$ 以下の場合	0.1
	0.1 $m^3/秒$ を超える場合	0.03

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域である。

千葉県では、「自然公園法」に基づく国定公園及び「千葉県立自然公園条例」に基づく県立自然公園がある。

なお、対象事業実施区域周辺には、国定公園及び県立自然公園の指定はない。

(2) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域とは、「自然環境保全法」及び都道府県の各条例に基づき自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域を指定している。

なお、対象事業実施区域周辺には、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域等及び「千葉県自然環境保全条例」に基づく①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域の指定はない。

(3) 首都圏近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全区域とは、「首都圏近郊緑地法」に基づき首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために指定された区域である。

なお、対象事業実施区域周辺には、首都圏近郊緑地保全区域の指定はない。

(4) 生産緑地地区

生産緑地地区とは、「生産緑地法」に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものである。

対象事業実施区域周辺における指定の状況は、図 3-2-2(1)、(2) (3-99、100頁参照) に示したとおりである。

対象事業実施区域北東側約2.2kmに、最寄りの生産緑地地区が存在している。

(5) 保全配慮地区

保全配慮地区とは、「習志野市緑の基本計画」において風致景観や生態系の保全、市民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から、緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区について設定し、地区内の詳しい緑地保全の方針を明らかにするものである。

対象事業実施区域周辺における設定の状況は、図 3-2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域北西側に谷津干潟地区が設定されている。

(6) 緑化重点地区

緑化重点地区とは、「習志野市緑の基本計画」において緑化の重点的な推進を図るべき地区を設定し、地区内の詳しい緑化の方針を明らかにするものである。この地区に対しては、本市の緑化のモデルとなるよう集中的に緑化事業を進めている。

対象事業実施区域及びその周辺における設定の状況は、図 3-2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域はウォーターフロント地区に設定されている。

(7) 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るために指定されたものである。

対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表 3-2-49及び図 3-2-9に示すとおりである。

対象事業実施区域は千葉特定猟具使用禁止区域（銃器）に含まれている。また、対象事業実施区域北西側約1.5kmの谷津干潟は、国指定鳥獣保護区の谷津鳥獣保護区（41ha）に指定されている。

表 3-2-49 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	面積 (ha)	期間
国指定鳥獣保護区	谷津鳥獣保護区	41 [40]	平成20年11月1日～ 令和10年10月31日
特定猟具使用禁止区域（銃器）	東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域（銃器）	52,072	平成29年11月1日～ 令和9年10月31日
	千葉 特定猟具使用禁止区域（銃器）	27,480	平成26年11月1日～ 令和9年10月31日

注) []内は特別保護地区の面積である。

出典：「千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）（令和4年11月1日現在）」（千葉県ホームページ）

(8) ラムサール条約湿地

ラムサール条約湿地とは、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づき特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、指定された湿地である。

対象事業実施区域周辺における指定の状況は、図 3-2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域北西側の谷津干潟が指定されている。



凡 例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  保全配慮地区 |
|  市境 |  緑化重点地区 |
|  区境 |  ラムサール条約湿地 |



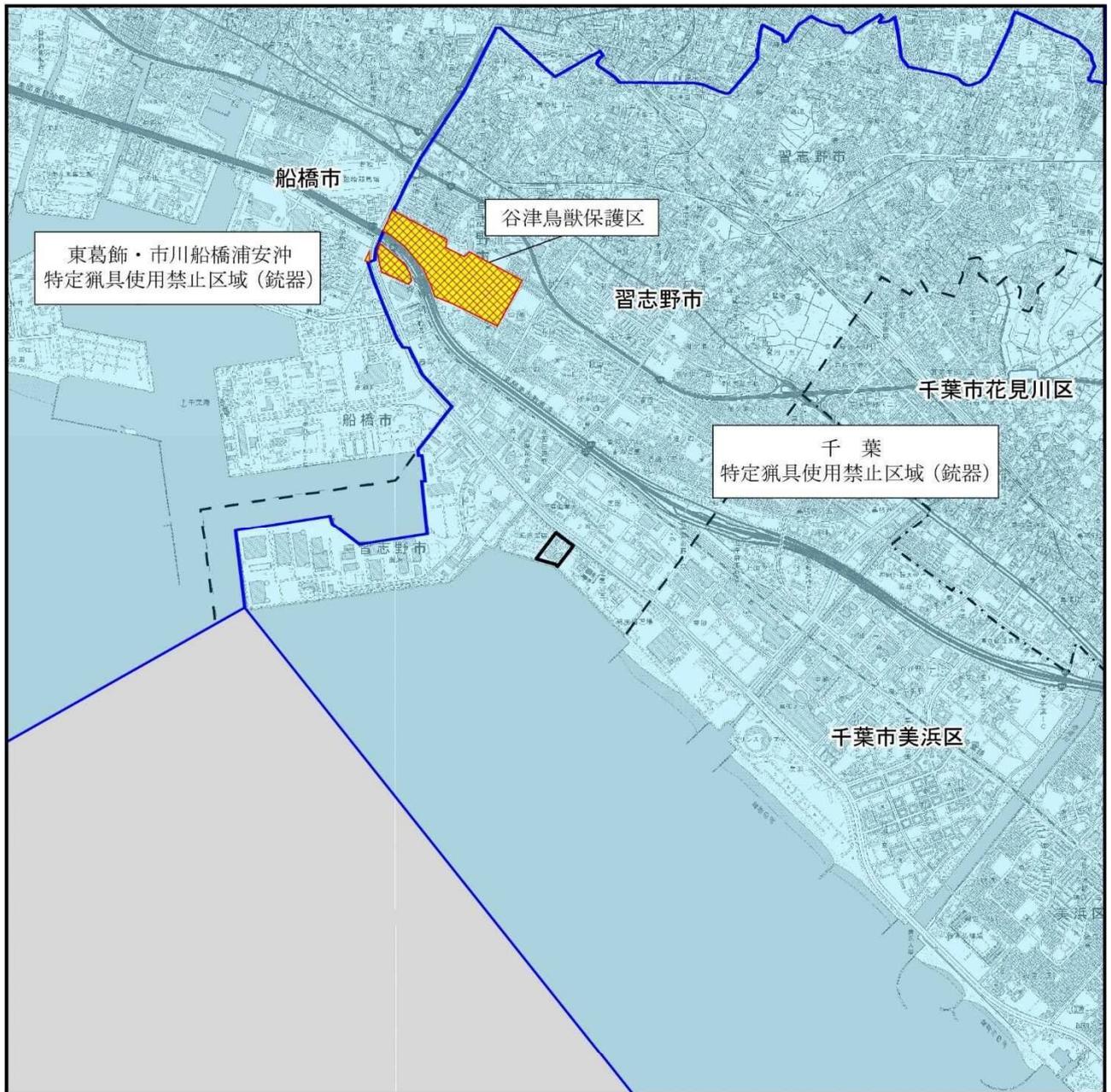
1:50,000



出典：「習志野市緑の基本計画」（令和5年1月 習志野市）

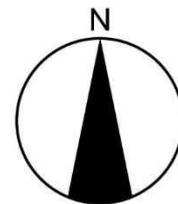
この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。

図 3-2-8 保全配慮地区、緑化重点地区及びラムサール条約湿地位置図



凡 例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  鳥獣保護区 |
|  市境 |  特別保護地区 |
|  区境 |  特定猟具使用禁止区域 (銃器) |



1:50,000



出典：「令和4年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」
 （令和4年11月1日現在 千葉県）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。

図 3-2-9 鳥獣保護区等位置図

3-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

対象事業実施区域周辺では、天然ガス、ヨード、砂利、土、岩石等の資源採取は行われていない。

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) 一般廃棄物

本市及び周辺市の令和2年度における一般廃棄物処理状況は、表 3-2-50に示すとおりである。また、平成28年度から令和2年度における本市の一般廃棄物処理状況の推移は、表 3-2-51及び図 3-2-10に示すとおりである。

本市の平成28年度から令和2年度における一般廃棄物搬入量は平成29年度以降横ばい、処理量は過去5年間で概ね横ばいとなっている。

表 3-2-50 一般廃棄物処理状況（令和2年度）

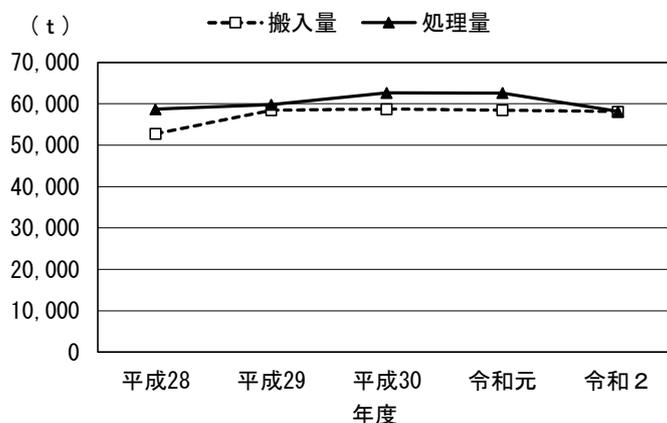
項目 市	搬入量（t）							処理量（t）				
	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入量	合計	直接焼却	直接最終処分	焼却以外の中間処理	直接資源化
習志野市	58,111	41,418	1,382	5,437	113	890	8,871	58,111	48,724	-	6,323	3,064
千葉市	325,993	221,692	8,757	84,629	338	5,578	4,999	325,993	225,055	472	35,298	65,168
船橋市	186,922	157,337	3,798	9,551	63	4,231	11,942	186,922	162,110	-	24,733	79

出典：「令和2年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和4年7月 千葉県）

表 3-2-51 習志野市の一般廃棄物処理状況の推移

項目 市	搬入量（t）							処理量（t）				1人1日あたりの排出量（g）
	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入量	合計	直接焼却	焼却以外の中間処理	直接資源化	
平成28年度	52,728	42,302	1,213	4,996	108	530	3,579	58,656	49,799	6,109	2,748	886
平成29年度	58,439	42,895	1,168	4,965	104	900	8,407	59,717	51,026	5,929	2,762	964
平成30年度	58,687	43,117	1,195	5,011	101	950	8,313	62,620	53,834	6,005	2,781	965
令和元年度	58,430	42,494	1,226	5,044	112	836	8,718	62,595	53,673	6,099	2,823	919
令和2年度	58,111	41,418	1,382	5,437	113	890	8,871	58,111	48,724	6,323	3,064	908

出典：「平成28～令和2年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）



出典：「平成28～令和2年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）を基に作成

図 3-2-10 習志野市の一般廃棄物処理量の推移

(2) し尿処理状況

本市及び周辺市の令和2年度におけるし尿処理状況は、表 3-2-52に示すとおりである。また、平成28年度から令和2年度における本市のし尿処理状況の推移は、表 3-2-53及び図 3-2-11に示すとおりである。

本市の平成28年度から令和2年度におけるし尿収集量及び処理量は、過去5年間で平成29年度に大きく減少したものの、平成29年度以降は概ね横ばいとなっている。

表 3-2-52 し尿処理状況（令和2年度）

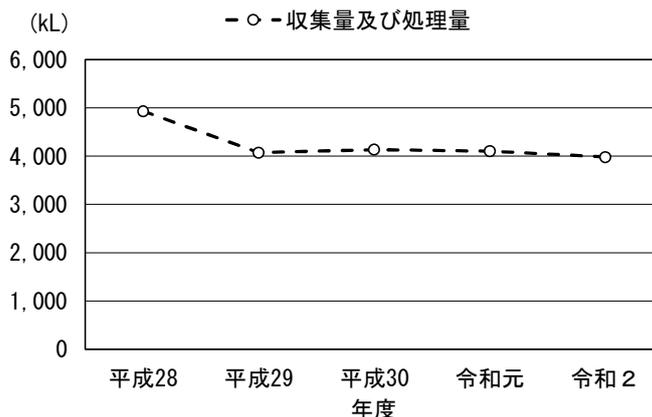
市	収集量 (kL)			処理量 (kL)		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
				し尿 処理施設	し尿 処理施設	
習志野市	428	3,553	3,981	428	3,553	3,981
千葉市	4,879	21,018	25,897	4,879	21,018	25,897
船橋市	3,304	47,560	50,864	3,304	47,560	50,864

出典：「令和2年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和4年7月 千葉県）

表 3-2-53 習志野市のし尿処理状況の推移

年度	収集量 (kL)			処理量 (kL)		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
				し尿 処理施設	し尿 処理施設	
平成28年度	569	4,359	4,928	569	4,359	4,928
平成29年度	608	3,465	4,073	608	3,465	4,073
平成30年度	561	3,574	4,135	561	3,574	4,135
令和元年度	507	3,596	4,103	507	3,596	4,103
令和2年度	428	3,553	3,981	428	3,553	3,981

出典：「平成28～令和2年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）



出典：「平成28～令和2年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）を基に作成

図 3-2-11 習志野市のし尿処理状況の推移

(3) 産業廃棄物

千葉県全体の令和2年度における産業廃棄物の業種別発生量及び排出量と処理・処分の状況は、表 3-2-54に示すとおりである。また、一般社団法人千葉県産業資源循環協会のウェブサイトに登録された千葉県内に設置されている産業廃棄物処理施設の地区別・種類別施設数は、表 3-2-55に示すとおりである。

千葉県全体の令和2年度における業種別発生量では、製造業が9,561,786 tと最も多く、全体の5割近くを占めている。次いで電気・ガス・熱供給・水道業が4,410,162 t、建設業が2,881,420 t、農業・林業が2,865,458 tとなっている。

表 3-2-54 産業廃棄物の業種別処理・処分状況「発生量ベース」(令和2年度)

業種	量 (t/年)				処理区分構成比 (%)				業種構成比 (%)			
	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量
農業・林業	2,865,458	888,256	1,967,852	9,350	100.0	31.0	68.7	0.3	13.9	8.2	20.5	3.3
建設業	2,881,420	2,240,444	534,899	106,078	100.0	77.8	18.6	3.7	13.9	20.8	5.6	36.9
製造業	9,561,786	6,935,618	2,547,013	79,155	100.0	72.5	26.6	0.8	46.2	64.3	26.5	27.6
電気・ガス・熱供給・水道業	4,410,162	260,368	4,099,879	49,915	100.0	5.9	93.0	1.1	21.3	2.4	42.6	17.4
その他の業種	963,122	455,002	465,330	42,791	100.0	47.2	48.3	4.4	4.7	4.2	4.8	14.9
合計	20,681,948	10,779,687	9,614,972	287,289	100.0	52.1	46.5	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 端数処理の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

出典:「令和3年度 産業廃棄物処理実態調査事業報告書」(令和4年3月 千葉県)

表 3-2-55 産業廃棄物処理施設の地区別・種類別施設数

地域	最終処分場		中間処理施設			
	安定型	管理型	焼却処理	汚泥・ 廃油等処理	破碎処理	その他
第1地区	1	2	1	4	26	1
第2地区	0	0	3	11	24	2
第3地区	0	0	2	7	15	1
第4地区	2	1	5	6	45	4
第5地区	0	0	2	6	14	5
第6地区	3	3	11	9	38	3
合計	6	6	24	43	162	16

注1) 一事業所で複数種類の施設が設置されている場合、それぞれ該当する施設種類に計上した。

(例: 一事業所に焼却及び破碎処理施設が設置されている場合、焼却処理と破碎処理に+1)

注2) それぞれの地区に該当する市町村は以下のとおりである。

第1地区: 千葉市

第2地区: 市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市

第3地区: 松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

第4地区: 銚子市、佐原市、成田市、佐倉市、八日市場市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、神崎町、多古町、東庄町

第5地区: 茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町

第6地区: 館山市、木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町

出典:「業者検索」(一般社団法人 千葉県産業資源循環協会ホームページ)

3. 公害苦情の状況

本市及び周辺市の令和3年度における公害苦情件数の状況は、表 3-2-56に示すとおりである。また、平成29年度から令和3年度における本市の公害苦情件数の状況の推移は、表 3-2-57及び図 3-2-12に示すとおりである。

本市の令和3年度における苦情件数は、騒音が27件と最も多く、次いで振動が7件であった。騒音及び振動の主な原因として、工事・建設作業、産業用機械作動、移動発生源（航空機運航）等が考えられる。

表 3-2-56 公害苦情件数の状況（令和3年度）

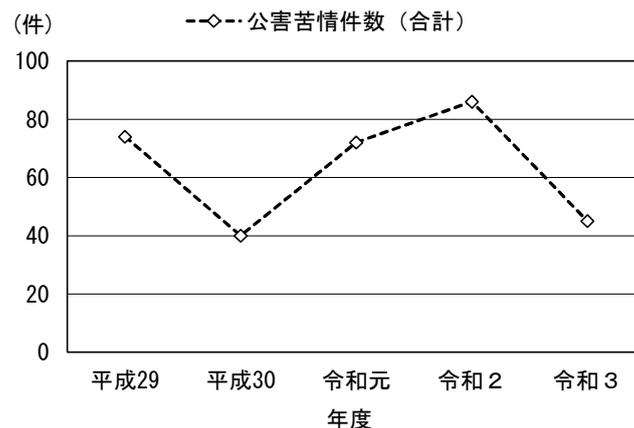
項目 市	典型七公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
習志野市	2	0	0	27	7	0	6	3	45
千葉市	50	24	0	318	28	0	61	14	495
船橋市	48	0	0	159	38	0	52	27	324

出典：「令和3年度 公害苦情調査結果報告書」（令和5年2月 千葉県）

表 3-2-57 習志野市の公害苦情件数の推移

項目 市	典型七公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成29年度	11	1	0	37	8	0	13	4	74
平成30年度	4	0	0	28	4	0	2	2	40
令和元年度	19	0	1	32	12	1	4	3	72
令和2年度	7	0	0	54	6	0	18	1	86
令和3年度	2	0	0	27	7	0	6	3	45

出典：「平成29～令和3年度 公害苦情調査結果報告書」（千葉県）



出典：「平成29～令和3年度 公害苦情調査結果報告書」（千葉県）を基に作成

図 3-2-12 習志野市の公害苦情件数の推移

4. 文化財

(1) 指定文化財

対象事業実施区域周辺に存在する県及び市の指定文化財は表 3-2-58に、国の登録文化財は表 3-2-59に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図 3-2-13に示すとおりである。

対象事業実施区域の近傍には、指定文化財及び登録文化財は存在していない。

表 3-2-58 指定文化財の状況

市	指定状況	地点番号	名称	所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定年月日
習志野市	県建	1	旧大沢家住宅	藤崎 1-14-43 森林公園内	習志野市	昭和 50. 12. 12
	県史	2	藤崎堀込貝塚	藤崎 1 丁目	習志野市他	昭和 42. 3. 7
	市史	3	鷺沼古墳 B 号墳 箱式石棺	鷺沼 1-9 鷺沼城址公園内	習志野市	昭和 51. 7. 16
	市天	4	藤崎正福寺大イチョウ	子安観音堂(藤崎 1-8) 脇	藤崎正福寺	昭和 51. 7. 16
千葉市 花見川区	県史	5	青木昆陽甘藷試作地	幕張町 4-598-1	千葉市	昭和 29. 12. 21
船橋市	県民	6	灯明台	宮本 5-2-1	意富比神社	昭和 37. 5. 1
	市建	7	難陀龍王堂	本町 3-24-6	覚王寺	平成 7. 3. 28
	市史	8	鐘楼堂跡 附 和時計 蜀山人筆	宮本 7-7-1	了源寺	昭和 41. 2. 22

注1) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・県 建 : 県指定有形文化財(建造物)
- ・県 史 : 県指定記念物(史跡)
- ・県 民 : 県指定有形民俗文化財(建造物)
- ・市 建 : 市指定有形文化財(建造物)
- ・市 史 : 市指定記念物(史跡)
- ・市 天 : 市指定天然記念物

注2) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)、記念物(史跡、天然記念物)及びそれに類するもの(有形民俗文化財)を示した。

出典: 「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)
「習志野市歴史文化財マップ」(令和2年12月 習志野市)
「習志野市の指定文化財一覧表」(習志野市ホームページ)
「文化財」(千葉市ホームページ)
「指定文化財」(船橋市ホームページ)

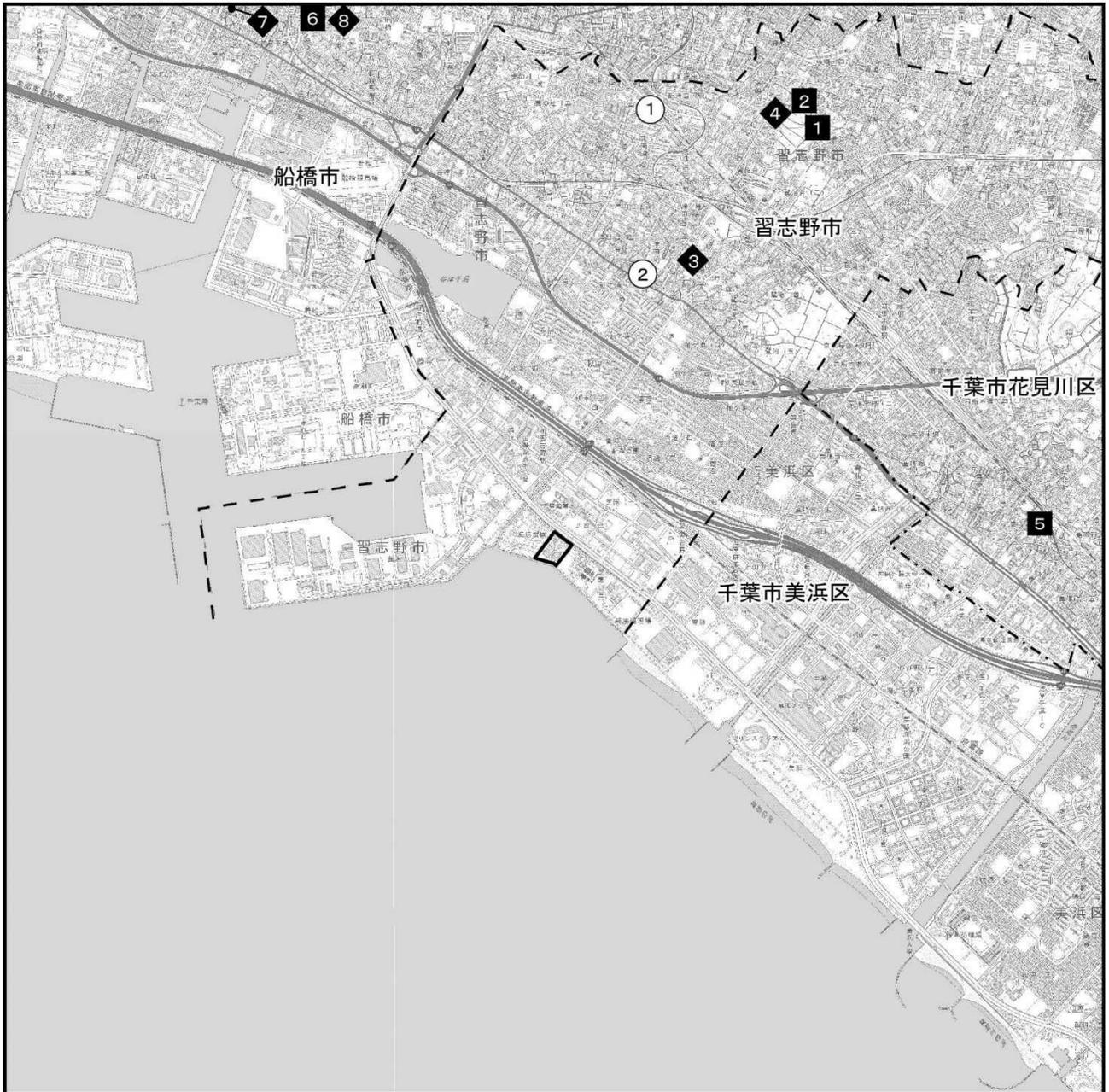
表 3-2-59 登録文化財の状況

市	指定状況	地点番号	名称	所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定年月日
習志野市	国登建	1	千葉工業大学通用門 (旧鉄道第二連隊表門)	津田沼 2-17-1	学校法人 千葉工業大学	平成 10. 9. 2
	国登建	2	廣瀬家住宅井戸上屋、廣瀬家住宅蔵、 廣瀬家住宅主屋、廣瀬家住宅倉庫	津田沼 6-5-11	個人	平成 15. 7. 1

注) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・国登建 : 国登録有形文化財(建造物)

出典: 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)
「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)



凡 例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  県指定文化財 |
|  市境 |  市指定文化財・市指定天然記念物 |
|  区境 |  国登録文化財 |

注) 図中の番号は表 3-2-58 及び表 3-2-59 と一致する。

- 出典：「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)
「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)
「習志野市の指定文化財一覧表」(習志野市ホームページ)
「文化財」(千葉市ホームページ)
「指定文化財」(船橋市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:50,000



図 3-2-13 指定文化財等位置図

(2) 埋蔵文化財

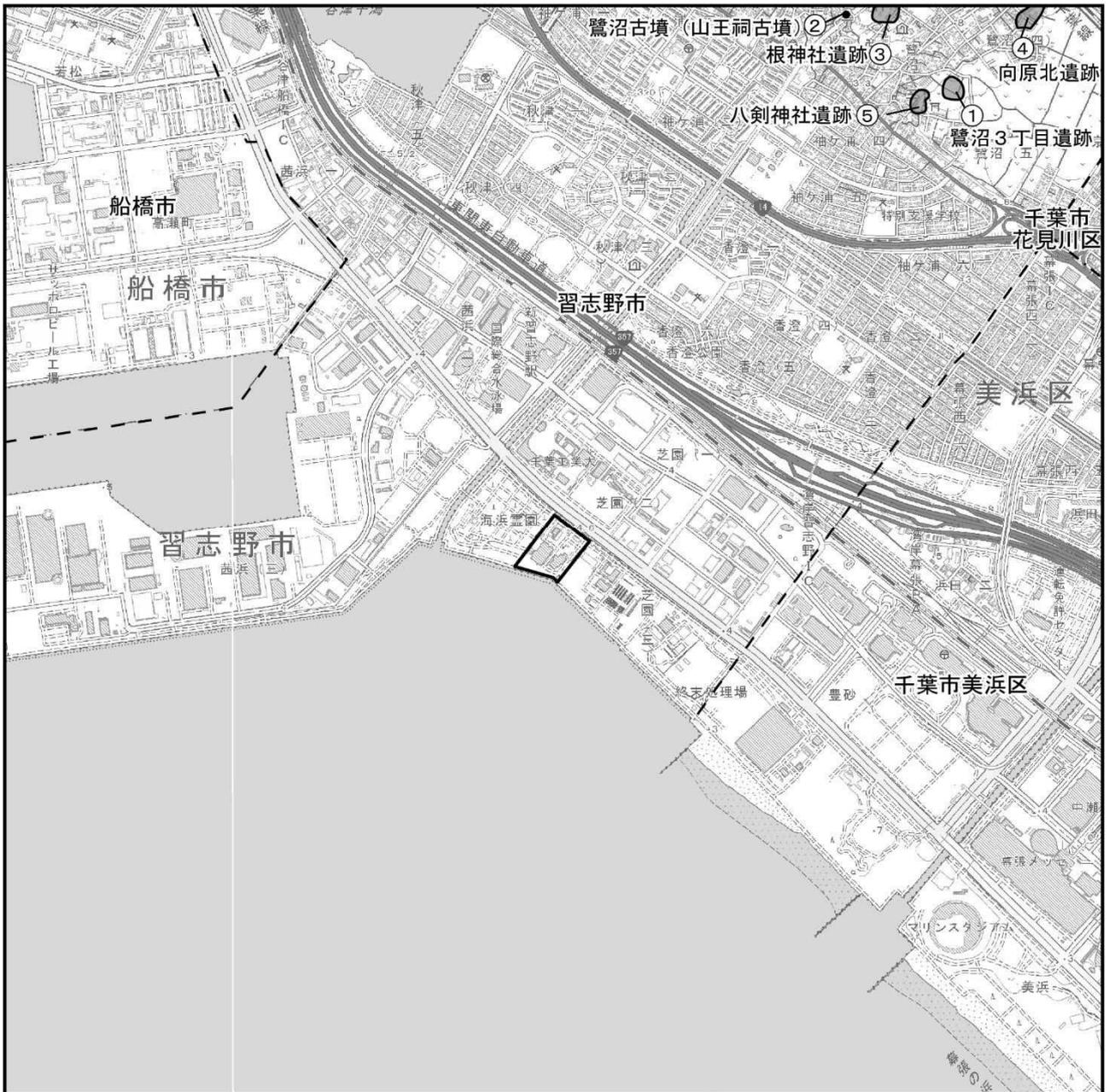
対象事業実施区域周辺に存在する埋蔵文化財の指定状況は表 3-2-60に、位置は図 3-2-14に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

表 3-2-60 埋蔵文化財の状況

市	地点番号	名称	種別
習志野市	1	鷺沼3丁目遺跡	包蔵地
	2	鷺沼古墳(山王祠古墳)	古墳
	3	根神社遺跡	包蔵地
	4	向原北遺跡	集落跡
	5	八剣神社遺跡	包蔵地・貝塚

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県ホームページ)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 埋蔵文化財包蔵地
- - - 市境
- · - · - 区境

注) 図中の番号は表 3-2-60 と一致する。

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「浦安」「船橋」「千葉西部」「習志野」を使用したものである。



1:25,000



図 3-2-14 埋蔵文化財位置図

